

基本建築関係法令集

〔告示編〕

令和7年版

令和7年1月2日以降施行の改正規定

- (1) 令和7年1月1日現在施行法令集である令和7年版〔告示編〕の付録情報として、令和6年12月10日までに公布された改正告示のうち、令和7年1月2日以降施行となる改正規定を記載している。
- (2) 上記(1)のうち、該当規定が令和7年版〔告示編〕の「本文」に収録されていないもの（(略)を含む。）は記載していない。
- (3) 施行日の異なる改正規定は、下線種類により区分した。
- (4) 表において下線表記のない項目は、位置を特定する目的で記載した項目を示す。

発行＝井上書院

試験会場持込み不可

禁無断転載

目 次

1 建築基準法に基づく主要な告示

【法律第2章(建築物の敷地、構造及び建築設備)関係】

- ・平12建告1446 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びに
これらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本
農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件(抄) …………… 7

【政令第1章(総則)関係】

- ・平28国交告240 定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい
支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件(抄) …………… 8

【政令第3章(構造強度)関係】

- ・平19国交告593 建築基準法施行令第36条の2第五号の国土交通大臣が指
定する建築物を定める件(抄) …………… 9
- ・平12建告1347 建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件
(抄) …………… 16
- ・平28国交告690 柱と基礎とを接合する構造方法等を定める件(抄) …………… 17
- ・平12建告1349 木造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計
算の基準を定める件(抄) …………… 18
- ・昭62建告1899 木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構
造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の
基準(抄) …………… 19
- ・平28国交告691 床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打
ち付ける基準を定める件(抄) …………… 20
- ・昭56建告1100 建築基準法施行令第46条第4項表1(1)項から(7)項までに
掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸
組に係る倍率の数値(抄) …………… 23
- ・平12建告1460 木造の継手及び仕口の構造方法を定める件(抄) …………… 32
- ・令6国交告955 ボルト接合によることができる安全上支障がない建築物
の基準を定める件 …………… 34
- ・令6国交告445 学校の木造の校舎の構造方法に関する安全上必要な技術
的基準を定める件 …………… 35
- ・平13国交告1540 枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建
築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術
的基準を定める件(抄) …………… 36

- ・平19国交告599 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡 …………… 53
コンクリートパネルを用いる場合における当該床版又
は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
を定める件(抄)
 - ・昭58建告1320 プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構 …………… 53
造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準(抄)
 - ・平14国交告410 アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構 …………… 54
造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件(抄)
 - ・平27国交告189 建築物の張り間方向又は桁行方向の規模又は構造に基づ …………… 58
く保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめるこ
とができる構造計算の基準を定める件(抄)
 - ・平19国交告1274 許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることが …………… 59
できる構造計算の基準を定める件(抄)
 - ・平13国交告1024 特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件(抄) …………… 61
- #### 【政令第5章の4(建築設備等)関係】
- ・平25国交告1046 地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するお …………… 64
それがない構造方法を定める件(抄)
 - ・平12建告1425 雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことな …………… 65
く安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法
を定める件(抄)
- #### 【政令第10章(雑則)関係】
- ・令6国交告1148 確認等を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が …………… 66
発生するおそれの少ないエレベーターを定める件
- #### 【省令関係】
- ・令6国交告973 建築基準法施行規則第1条の3第1項第一号イ(2)の国土 …………… 67
交通大臣が定める建築基準法令の規定を定める件
 - ・平19国交告826 建築基準法施行令第81条第2項第一号イに規定する国土 …………… 68
交通大臣が定める基準に従った構造計算により枠組壁
工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物
の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定
める件(抄)
 - ・平28国交告1438 安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び …………… 73
市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼ
さない変更を定める件(抄)
 - ・平20国交告282 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検におけ …………… 74
る点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結
果表を定める件(抄)

・平20国交告285	建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（抄）	90
・平28国交告723	防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（抄）	109
・平20国交告283	昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（抄）	118
・平20国交告284	遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（抄）	172

2 その他の建築関係法に基づく主要な告示

【高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく告示】

・平18国交告1481	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の規定に基づく国土交通大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準（抄）	204
・平18国交告1497	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件（抄）	205
・令6国交告1074	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件	205
・令6国交告1073	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子利用者用部分の基準を定める件	207
・平18国交告1495	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす利用者用浴室等の構造を定める件（抄）	208
・令6国交告1072	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件	208
・平18国交告1494	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビーを定める件（抄）	210

・平18国交告1493	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定によりエレベーターのかご内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を定める件（抄）	210
・平18国交告1492	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件（抄）	211
・平18国交告1491	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法を定める件（抄）	212
・平18国交告1490	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により、認定特定建築物等の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを定める件（抄）	212
・平18国交告1489	高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件（抄）	213
・平18国交告1488	高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車いす使用者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件（抄）	214
・平18国交告1487	高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定によりエレベーターのかご内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を定める件（抄）	215
・平18国交告1485	高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件（抄）	215
・令6国交告1294	高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者が車椅子使用者用便房を円滑に利用することができる場合を定める件	216

(令和7年1月2日以降施行の改正規定)

- ・ 令6国交告1295 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために …… 217
誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により誘導基準適合車椅子使用者用部分の基準を定める件
- ・ 平18国交告1484 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために …… 218
誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車いす使用者用浴室等の構造を定める件(抄)
- ・ 令6国交告1296 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために …… 218
誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件

【建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく告示】

- ・ 平18国交告184 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(抄) …… 220

【住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく主要な告示】

- ・ 平13国交告1346 日本住宅性能表示基準(抄) …… 224

【長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく主要な告示】

- ・ 平21国交告209 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(抄) …… 226

【建築士法に基づく主要な告示】

- ・ 平20国交告1033 建築士法施行規則第1条の2第1項第七号の国土交通大臣が定める実務を定める件(抄) …… 227

【建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく主要な告示】

- ・ 平28国交告1376 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第3条第三号の規定に基づき居住者以外の者が主として利用していると認められるものを定める件(抄) …… 228
- ・ 平28国交告1377 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第6条第1項第二号の規定に基づき壁を有しないことその他の高い開放性を有するものを定める件(抄) …… 228
- ・ 平28国交告272 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令の規定により認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものを定める件(抄) …… 229

【都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく主要な告示】

- ・ 平24経産・国交・環境告119 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(抄) …… 230

1 建築基準法に基づく主要な告示

【法律第2章(建築物の敷地、構造及び建築設備)関係】

[平成12年5月31日建設省告示第1446号]

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件(抄)

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第1005号による改正
(__の部分)

(令和7年4月1日から施行)

前文 (略)

第1 建築基準法(以下「法」という。)第37条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。ただし、法第20条第1項第一号の規定による国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いる建築物に使用される建築材料で平成12年建設省告示第1461号第九号ハの規定に適合するもの及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第138条第1項に規定する工作物でその存続期間が2年以内のものに使用される建築材料にあつては、この限りでない。

一～三 (略)

第2、第3 (略)

別表第1～別表第3 (略)

【政令第1章(総則)関係】

〔平成28年1月21日国土交通省告示第240号〕

定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（抄）

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第974号による改正
（___の部分）

（令和7年7月1日から施行）

前文（略）

第1、第2（略）

第3 令第16条第3項第二号に規定する通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない防火設備は、次に掲げる建築物に設ける常時閉鎖若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）以外のものとする。

一、二（略）

【政令第3章(構造強度)関係】

〔平成19年5月18日国土交通省告示第593号〕

建築基準法施行令第36条の2第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件（抄）

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第1005号による改正
（___の部分）

（令和7年4月1日から施行）

改正 令和6年国土交通省告示第1167号による改正
（_____の部分）

（令和7年4月1日から施行）

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第36条の2第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣が指定する建築物は、2以上の階数を有し、又は延べ面積が200m²を超える建築物のうち、次に掲げる建築物（平成14年国土交通省告示第474号に規定する特定畜舎等建築物を除く。）とする。

一 地階を除く階数が3以下及び高さが16m以下である鉄骨造の建築物であって、次のイからニまで（薄板軽量形鋼造の建築物にあつてはイ(1)を除く。）又はニ、屋上を自動車の駐車その他これに類する積載荷重の大きな用途に供する建築物にあつてはイ又はニ）のいずれかに該当するもの以外のもの

イ 次の(1)から(6)までに該当するもの

(1) 高さが13m以下及び軒の高さが9m以下であるもの

(2)～(6)（略）

ロ 次の(1)から(8)までに該当するもの

(1) 地階を除く階数が2以下、高さが13m以下及び軒の高さが9m以下であるもの

(2)、(3)（略）

(4) イ(4)から(6)までの規定に適合するもの

(5)（略）

(6) 柱及びはりに炭素鋼（平成12年建設省告示第2464号第1に規定する基準強度が1mm²につき205N以上375N以下であるものに限る。ハ(5)において同じ。）を用いる場合にあつては、次の表の(イ)欄に掲げる柱及びはりの区分に応じ、幅厚比（円形鋼管にあつては、径厚比とする。）が同表の(ロ)欄に掲げる数値以下の数値となることが確かめられたもの又は特別な調査若しくは研究の結果に基づき、鋼材の断面に構造耐力上支障のある局部座屈を生じないことが確かめられたもの

(い)			(ろ)
柱及びはりの区分			数 値
部材	断面形状	部 位	
柱	H形鋼	フランジ	$9.5\sqrt{235/F}$
		ウェブ	$43\sqrt{235/F}$
	角形鋼管	—	$33\sqrt{235/F}$
	円形鋼管	—	$50(235/F)$
はり	H形鋼	フランジ	$9\sqrt{235/F}$
		ウェブ	$60\sqrt{235/F}$

この表において、 F は平成12年建設省告示第2464号第1に規定する基準強度（単位 N/mm^2 ）を表すものとする。

(7) 柱及びはりにステンレス鋼を用いる場合にあっては、次の表の(い)欄に掲げる柱及びはりの区分に応じ、H形鋼にあっては同表の(ろ)欄に掲げる式によって計算した数値が1以下になることが、角形鋼管の幅厚比及び円形鋼管の径厚比にあってはそれぞれ同欄に掲げる数値以下の数値となること、それぞれ確かめられたもの又は特別な調査若しくは研究の結果に基づき、鋼材の断面に構造耐力上支障のある局部座屈を生じないことが確かめられたもの

(い)			(ろ)
柱及びはりの区分			数 値
部材	断面形状	鋼 種	
柱	H形鋼	235N 級鋼	$\left(\frac{b/tf}{11}\right)^2 + \left(\frac{d/tw}{43}\right)^2$
		325N 級鋼	$\left(\frac{b/tf}{11}\right)^2 + \left(\frac{d/tw}{31}\right)^2$
	角形鋼管	235N 級鋼	25
		325N 級鋼	25
	円形鋼管	235N 級鋼	72
		325N 級鋼	44
はり	H形鋼	235N 級鋼	$\left(\frac{b/tf}{9}\right)^2 + \left(\frac{d/tw}{67}\right)^2$ 及び $\frac{d/tw}{65}$
		325N 級鋼	$\left(\frac{b/tf}{9}\right)^2 + \left(\frac{d/tw}{47}\right)^2$

はり	角形鋼管	235N 級鋼	32
		325N 級鋼	32
	円形鋼管	235N 級鋼	72
		325N 級鋼	44

この表において、 b 、 d 、 tf 及び tw は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 b フランジの半幅（フランジの半分の幅をいう。ハ(6)において同じ。）（単位 mm）
 d ウェブのせい（単位 mm）
 tf フランジの厚さ（単位 mm）
 tw ウェブの厚さ（単位 mm）

(8) (略)

〔旧(7)削除〕

ハ 次の(1)から(5)までに該当するもの

(1) イ(2)、(3)、(5)及び(6)並びにロ(5)及び(8)の規定に適合するもの

(2) 令第88条第1項に規定する地震力について標準せん断力係数を0.3以上とする計算をして令第82条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に安全であることが確かめられたもの。この場合において、次の(i)又は(ii)に掲げる建築物又は建築物の部分にあっては、当該(i)又は(ii)に定める基準に従い、当該構造計算を行わなければならない。

(i) 水平力を負担する筋かいを設けた階（地階を除く。）を含む建築物 令第82条第一号の規定により計算した当該階の構造耐力上主要な部分に生ずる令第88条第1項の規定による地震力による応力の数値に次の表に定める数値以上の数値を乗じて得た数値を当該応力の数値とすること。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、筋かいに構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

(1)	$890/\sqrt{F} < \lambda < 1980/\sqrt{F}$ を満たす筋かいが当該階に存在する場合	1.3
(2)	$495/\sqrt{F} < \lambda \leq 890/\sqrt{F}$ 又は $1980/\sqrt{F} \leq \lambda$ を満たす筋かいが当該階に存在する場合（(1)に該当する場合を除く。）	1.2
(3)	(1)及び(2)のいずれにも該当しない場合	1.0

この表において、 λ 及び F は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 λ 筋かいの有効細長比（断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比をいう。）
 F 平成12年建設省告示第2464号第1に規定する基準強度（単位 N/mm^2 ）

(ii) 構造耐力上主要な部分のうち冷間成形により加工した角形鋼管（厚さ6mm以上のものに限る。）の柱 令第88条第1項の規定による地震力によって当該柱に生ずる力の大きさの値にその鋼材の種別並びに柱及びはりの接合の構造方法に応じて次の表に

掲げる数値以上の係数を乗じて得た数値を当該柱に生ずる力の大きさの値とすること。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、角形鋼管に構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

鋼材の種類別		柱及びはりの接合部の構造方法	
		(い)	(ろ)
(1)	日本産業規格 G3466(一般構造用角形鋼管)-2006に適合する角形鋼管	1.3	1.4
(2)	(1)に掲げる角形鋼管以外の角形鋼管のうち、ロール成形その他断面のすべてを冷間成形により加工したもの	1.2	1.3
(3)	(1)に掲げる角形鋼管以外の角形鋼管のうち、プレス成形その他断面の一部を冷間成形により加工したもの	1.1	1.2

(3) 令第82条の2に規定する各階の層間変形角が $\frac{1}{200}$ 以内であることが確かめられたもの

(4) 柱及びはりに炭素鋼を用いる場合にあっては、次の表の(い)欄に掲げる柱及びはりの区分に応じ、幅厚比(円形鋼管にあっては、径厚比とする。)が同表の(ろ)欄に掲げる数値以下の数値となることが確かめられたもの又は特別な調査若しくは研究の結果に基づき、鋼材の断面に構造耐力上支障のある局部座屈を生じないことが確かめられたもの

(い)			(ろ)
柱及びはりの区分			数 値
部材	断面形状	部 位	
柱	H形鋼	フランジ	$9.5\sqrt{235/F}$
		ウェブ	$43\sqrt{235/F}$
	角形鋼管	—	$33\sqrt{235/F}$
	円形鋼管	—	$50(235/F)$
はり	H形鋼	フランジ	$15.5\sqrt{235/F}$
		ウェブ	$71\sqrt{235/F}$

この表において、 F は平成12年建設省告示第2464号第1に規定する基準強度(単位 N/mm^2)を表すものとする。

(5) 柱及びはりにステンレス鋼を用いる場合にあっては、次の表の(い)欄に掲げる柱及びはりの区分に応じ、H形鋼にあっては同表の(ろ)欄に掲げる式によって計算した数値が1以下になることが、角形鋼管の幅厚比及び円形鋼管の径厚比にあってはそれぞれ同欄に掲げる数値以下の数値となることが、それぞれ確かめられたもの又は特別な調査若しくは研究の結果に基づき、鋼材の断面に構造耐力上支障のある局部座屈を生じないことが確かめられたもの

(い)			(ろ)
柱及びはりの区分			数 値
部材	断面形状	鋼 種	
柱	H形鋼	235N 級鋼	$\left(\frac{b/tf}{11}\right)^2 + \left(\frac{d/tw}{43}\right)^2$
		325N 級鋼	$\left(\frac{b/tf}{11}\right)^2 + \left(\frac{d/tw}{31}\right)^2$
	角形鋼管	235N 級鋼	25
		325N 級鋼	25
	円形鋼管	235N 級鋼	72
		325N 級鋼	44
はり	H形鋼	235N 級鋼	$\left(\frac{b/tf}{18}\right)^2 + \left(\frac{d/tw}{135}\right)^2$ 及び $v^8 \frac{d/tw}{71}$
		325N 級鋼	$\left(\frac{b/tf}{18}\right)^2 + \left(\frac{d/tw}{101}\right)^2$ 及び $v^8 \frac{d/tw}{61}$
	角形鋼管	235N 級鋼	51
		325N 級鋼	51
	円形鋼管	235N 級鋼	132
		325N 級鋼	80

この表において、 b 、 d 、 tf 及び tw は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 b フランジの半幅(単位 mm)
 d ウェブのせい(単位 mm)
 tf フランジの厚さ(単位 mm)
 tw ウェブの厚さ(単位 mm)

- 三 (略)
- 二 (略)
- イ (略)
- (1)、(2) (略)
- (3) 前号イ(6)の規定に適合するもの
- ロ (略)
- 三 地階を除く階数が3以下である組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物であつて、高さが13m以下及び軒の高さが9m以下であるもの以外のもの
- 四 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち2以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち1以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、次のイからへまでに該当するもの以外のもの（次号イからへまでに該当するもの及び第六号イ又はロに該当するものを除く。）
- イ～ハ (略)
- ニ 鉄骨造の構造部分を有する階が第一号イ(2)、(4)及び(5)の規定に適合するもの
- ホ 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階が第二号イ(1)及び(2)の規定に適合するもの
- ヘ 第一号イ(6)の規定に適合するもの
- 五 木造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のうち一の構造と鉄骨造とを併用する建築物であつて、次のイからへまでに該当するもの以外のもの（前号イからへまでに該当するものを除く。）
- イ 次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの
- (1) 地階を除く階数が2又は3であり、かつ、1階部分を鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、2階以上の部分を鉄骨造としたもの
- (2) 地階を除く階数が3であり、かつ、1階及び2階部分を鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、3階部分を鉄骨造としたもの
- (3) 地階を除く階数が3以下であり、かつ、木造と鉄骨造とを併用するもの
- ロ 高さが16m以下であるもの
- ハ 延べ面積が500m²以内であるもの
- ニ 鉄骨造の構造部分を有する階が第一号イ(2)及び(5)並びにロ(5)及び(8)並びにハ(2)から(5)までの規定に適合するもの
- ホ 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分が第二号イ(1)及び(2)の規定に適合するもの
- ヘ 第一号イ(6)の規定に適合するもの
- 六 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であつて、次のイ又はロに該当するもの以外のもの（第四号イからへまでに該当するものを除く。）
- イ (略)
- (1)～(10) (略)
- (11) 第一号イ(6)の規定に適合するもの
- ロ (略)

- (1)～(4) (略)
- (5) 第一号イ(6)の規定に適合するもの
- 七 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いた建築物であつて、デッキプレート版を用いた部分以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。）が次のイからトまでのいずれか及びチに該当するもの以外のもの
- イ、ロ (略)
- ハ 地階を除く階数が3以下及び高さが16m以下である鉄骨造のものであつて、第一号イからハまでのいずれか（薄板軽量形鋼造の建築物にあつてはイ(1)を除く。）まで、屋上を自動車の駐車その他これに類する積載荷重の大きな用途に供する建築物にあつてはイ）に該当するもの
- ニ (略)
- ホ 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち2以上の構造を併用するもの又はこれらの構造のうち1以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用するものであつて、第四号イからホまでに該当するもの
- ヘ 木造又は鉄筋コンクリート造のうち一の構造と鉄骨造の構造とを併用する建築物であつて、第五号イからホまでに該当するもの
- ト (略)
- チ 第一号イ(6)の規定に適合するもの
- 八 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いた建築物であつて、軽量気泡コンクリートパネルを用いた部分以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。）が前号イ若しくはハ、ホ（木造と鉄骨造の構造を併用するものに限る。）又はへのいずれか及び同号チに該当するもの以外のもの
- 九 屋根版にシステムトラスを用いた建築物であつて、屋根版以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。）が第七号イからトまでのいずれか及び同号チに該当するもの以外のもの
- 十 平成14年国土交通省告示第666号に規定する骨組膜構造の建築物であつて、次のイ又はロに該当するもの以外のもの
- イ (略)
- ロ (略)
- (1) (略)
- (2) 第一号イ(6)の規定に適合するもの

〔平成12年5月23日建設省告示第1347号〕
建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件（抄）

三 前号の規定による底盤の幅が24cmを超えるものとした場合には、底盤に補強筋として径9mm以上の鉄筋を30cm以下の間隔で配置し、底盤の両端部に配置した径9mm以上の鉄筋と緊結すること。

第2（略）

〔平成28年4月22日国土交通省告示第690号〕
柱と基礎とを接合する構造方法等を定める件（抄）

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第964号による改正
 （___の部分） （令和7年4月1日から施行）

前文（略）

第1（略）

第2（略）

一（略）

二 昭和56年建設省告示第1100号第3第1項の規定による各階における張り間方向及び桁行方向の存在壁量に、軸組の種類に応じた倍率の各階における最大値に応じた次の表に掲げる低減係数を乗じて得た数値が、同項第一号の規定による必要壁量以上であること並びに120mmの柱の浮き上がりに対してだぼが外れるおそれがないことを確かめること。

軸組の種類に応じた倍率の 各階における最大値	低 減 係 数		
	階数が1の 建築物	階数が2の 建築物の1階	階数が2の 建築物の2階
1.0以下の場合	1.0	1.0	1.0
1.0を超え、1.5以下の場合	1.0	1.0	0.9
1.5を超え、3.0以下の場合	0.6	0.9	0.5

この表において、階の上下に設ける横架材の上端の相互間の垂直距離が3.2mを超える場合は、低減係数に次の式によって計算した数値を乗ずることとする。

$$\beta = 3.2 / H$$

この式において、 β 及び H は、それぞれ次の数値を表すものとする。

β 低減係数に乗ずる数値
 H 階の上下に設ける横架材の上端の相互間の垂直距離（単位 m）

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第1005号による改正
 （___の部分） （令和7年4月1日から施行）

前文（略）

第1（略）

一～三（略）

四 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第2項、第6項又は第7項に規定する仮設建築物（同法第6条第1項第一号又は第二号に掲げる建築物（木造の建築物にあっては、地階を除く階数が3以上であるもの、延べ面積が300m²を超えるもの又は高さが16mを超えるものに限る。）を除く。）に用いる基礎である場合

2（略）

一（略）

二 木造の建築物若しくは木造と組積造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分（平家建ての建築物で延べ面積が50m²以下のものを除く。）の土台の下又は組積造の壁若しくは補強コンクリートブロック造の耐力壁の下にあっては、一体の鉄筋コンクリート（2以上の部材を組み合わせたもので、部材相互を緊結したものを含む。以下同じ。）の基礎ばりを設けること。

三（略）

3（略）

一 一体の鉄筋コンクリートとすること。

二～四（略）

五 立上り部分の主筋として径12mm以上の異形鉄筋を、立上り部分の上端及び立上り部分の下部の底盤にそれぞれ1本以上配置し、かつ、補強筋と緊結したものとする。

六 立上り部分の補強筋として径9mm以上の鉄筋を30cm以下の間隔で縦に配置したものとする。

七 底盤の補強筋として径9mm以上の鉄筋を縦横に30cm以下の間隔で配置したものとする。

八 換気口を設ける場合は、その周辺に径9mm以上の補強筋を配置すること。

4（略）

一 前項各号（第七号を除く。）の規定によること。ただし、根入れの深さにあっては24cm以上と、底盤の厚さにあっては15cm以上としなければならない。

二（略）

〔平成12年5月23日建設省告示第1349号〕

構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対する木造の柱の小径の割合等を定める件（抄）**令和7年1月2日以降施行の改正規定**改正 令和6年国土交通省告示第447号による改正
（___の部分）

（令和7年4月1日から施行）

前文（略）

第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第43条第1項の国土交通大臣が定める割合は、次の式によって計算した割合とする。ただし、壁が柱に取り付く場合（当該壁を設ける方向の小径について横架材の相互間の垂直距離に対する割合を計算する場合に限る。）及び第2に定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

$$de/l = 0.027 + 22.5 \cdot Wd/l^2$$

この式において、 de 、 l 及び Wd は、それぞれ次の数値を表すものとする。

de 柱の小径（単位 mm）
 l 横架材の相互間の垂直距離（単位 mm）
 Wd 当該階が負担する単位面積当たりの固定荷重と積載荷重の和（単位 N/m^2 ）

2 柱が負担する荷重の実況に応じて、構造耐力上の安全性を適切に評価して計算をすることができる場合にあっては、前項の規定にかかわらず、令第43条第1項の国土交通大臣が定める割合を当該計算により得られた数値とすることができる。

第2 令第43条第2項ただし書に規定する木造の柱の構造耐力上安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。

一～三（略）

〔昭和62年11月10日建設省告示第1899号〕

木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準（抄）**令和7年1月2日以降施行の改正規定**改正 令和6年国土交通省告示第447号による改正
（___の部分）

（令和7年4月1日から施行）

前文（略）

建築基準法施行令（以下「令」という。）第46条第2項第一号ハ及び第3項ただし書並びに第69条の規定に基づき、木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準は、次の各号に定める基準（令第46条第2項第一号ハの構造計算にあっては、第一号から第三号までに定める基準）とする。

一～三（略）

四 地階を除く階数が3である木造の建築物であって、高さが13mを超え、16m以下のものにあつては、次の式によって計算した各階の壁量充足率比が、それぞれ $\frac{6}{10}$ 以上であることを確かめること。ただし、令第82条の6第二号イに定めるところにより各階の剛性率を計算し、それぞれ $\frac{6}{10}$ 以上であることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

$$Rf = rf / \bar{rf}$$

この式において Rf 、 rf 、及び \bar{rf} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Rf 各階の壁量充足率比
 rf 各階の壁量充足率（昭和56年建設省告示第1100号第3第1項に規定する存在壁量を同項第一号に規定する必要壁量で除した数値をいう。）
 \bar{rf} 当該建築物についての rf の相加平均

〔平成28年4月22日国土交通省告示第691号〕

**床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付け
る基準を定める件（抄）**

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第964号による改正
（ の部分）

（令和7年4月1日から施行）

前文（略）

本則（略）

一（略）

二（略）

イ、ロ（略）

ハ 各階の張り間方向及び桁行方向において、耐力壁線（次の(i)又は(ii)に該当するものをいう。以下同じ。）の相互の間隔が、耐力壁線の配置に応じて、次の式により計算した最大耐力壁線間距離以下であること。この場合において、耐力壁線から直交する方向に1m以内の耐力壁（昭和56年建設省告示第1100号（以下「告示第1100号」という。）第1各号に定める軸組及び令第46条第4項の規定による国土交通大臣の認定を受けた軸組のうち、同告示第3第1項第一号に規定する準耐力壁等以外のものをいう。以下このハ及びニにおいて同じ。）は同一直線上にあるものとみなすことができる。

(i)（略）

(ii) 各階の張り間方向及び桁行方向において、床の長さの $\frac{6}{10}$ の長さ以上で、かつ、4m以上の有効壁長（耐力壁の長さに告示第1100号第2各号に定める当該耐力壁の倍率の数値を乗じて得た数値をいう。）を有する平面上の線

$$l = \frac{100}{\alpha \times Lw}$$

この式において、 l 、 α 及び Lw は、それぞれ次の数値を表すものとする。

l 最大耐力壁線間距離（単位 m）

α 次の表の左欄及び中欄に掲げる耐力壁線の配置に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数値

床組及び小屋ばり組が接する当該階の耐力壁線のいずれもが(ii)に該当する耐力壁線である場合	階数が2の建築物の1階の耐力壁線である場合であって、2階の耐力壁線が1階の耐力壁線の直上のみにある場合	0.25
	上に掲げる場合以外の場合	0.5
	階数が2の建築物の1階の耐力壁線で	

上に掲げる場合以外の場合	ある場合であって、1階の耐力壁線のうち(i)に該当するものの直上にある2階の耐力壁線が(i)に該当するものである場合	0.5
	上に掲げる場合以外の場合	1.0

Lw 告示第1100号第3第1項第一号に規定する単位面積当たりの必要壁量（単位 cm/m^2 ）

ニ 耐力壁線の長さに対する当該耐力壁線の相互の間隔の比が、耐力壁線の配置に応じて、次の表に定める数値以下であること。この場合において、耐力壁線から直交する方向に1m以内の耐力壁は同一直線上にあるものとみなすことができる。

耐力壁線の配置	耐力壁線の長さに対する当該耐力壁線の相互の間隔の比			
	階数が1の建築物	階数が2の建築物の1階		階数が2の建築物の2階
		2階の耐力壁線が1階の耐力壁線の直上のみにある場合	左欄に掲げる場合以外の場合	
床組及び小屋ばり組が接する当該階の耐力壁線のいずれもがハ(ii)に該当する耐力壁線である場合	1.4	1.4	0.7	1.4
上に掲げる場合以外の場合	0.7	0.4（1階の耐力壁線のうちハ(i)に該当するものの直上にある2階の耐力壁線がハ(i)に該当するものである場合にあっては、0.8）	0.4	0.7

この表において、階の上下に設ける横架材の上端の相互間の垂直距離が3.2mを超える場合にあっては、耐力壁線の長さに対する当該耐力壁線の相互の間隔の比に次の式によって計算した数値を乗ずることとする。

$$\beta = 1 - 0.15 \times (H - 3.2)$$

この式において、 β 及び H は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- β 耐力壁線の長さに対する当該耐力壁線の相互の間隔の比に乘ずる数値
- H 階の上下に設ける横架材の上端の相互間の垂直距離（単位 m）

三（略）

イ～ハ (略)

ト 小屋ばり組が接する階の桁行方向の壁率比（告示第1100号第4第二号に規定する壁率比をいう。チにおいて同じ。）が0.5以上であること。

チ 小屋ばり組が接する階のうち張り間方向の両端からそれぞれ $\frac{1}{4}$ の部分（リにおいて「側端部分」という。）を除いた部分（以下このチにおいて「内壁部分」という。）の桁行方向の存在壁量（告示第1100号第3第1項に規定する存在壁量をいう。リにおいて同じ。）が、当該階の必要壁量（同項第一号に規定する必要壁量をいう。以下このチ及びリにおいて同じ。）に次の表に掲げる数値を乗じて得た数値以上となること。

小屋ばりの長さ	内壁部分に必要な桁行方向の壁量の割合					
	階数が1の建築物			階数が2の建築物		
	桁行方向の壁率比が0.9以上の場合	桁行方向の壁率比が0.7以上0.9未満の場合	桁行方向の壁率比が0.5以上0.7未満の場合	桁行方向の壁率比が0.9以上の場合	桁行方向の壁率比が0.7以上0.9未満の場合	桁行方向の壁率比が0.5以上0.7未満の場合
4 m 以下	0	0	0.05	0	0.1	0.2
6 m 以下	0.05	0.15	0.25	0.15	0.25	0.35
8 m 以下	0.15	0.25	0.35	0.25	0.35	0.4

この表において、階の上下に設ける横架材の上端の相互間の垂直距離が3.2mを超える場合にあっては、表に掲げる数値に次の式によって計算した数値を加えて得た数値(当該数値が0.5を超える場合にあっては、0.5)を当該階の必要壁量に乗ずることとする。

$$\gamma = (H - 3.2) \times 0.05$$

この式において、 γ 及び H は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- γ 内壁部分に必要な桁行方向の壁量の割合に加える数値
- H 階の上下に設ける横架材の上端の相互間の垂直距離（単位 m）

リ (略)

〔昭和56年6月1日建設省告示第1100号〕

木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件 (抄)

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第447号による改正 (部分) (令和7年4月1日から施行)

改正 令和6年国土交通省告示第1005号による改正 (部分) (令和7年4月1日から施行)

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第4項の規定に基づき、木造の建築物の軸組の構造方法を第1に、木造の建築物の軸組の設置の基準を第2から第5までに定める。

第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第46条第4項に規定する木造の建築物の軸組の構造方法は、次の各号に定めるものとする。

- 一 別表第1(イ)欄に掲げる軸組
- 二 別表第2(イ)欄に掲げる材料を、同表(ロ)欄に掲げる方法によつて柱及び間柱並びにはり、桁、土台その他の横架材の片面に打ち付けた壁を設けた軸組（材料を継ぎ合わせて打ち付ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱、間柱、はり、桁若しくは胴差又は当該継手を補強するために設けた胴つなぎその他これらに類するものの部分に設けたものに限る。）
- 三 厚さ1.5cm以上で幅4.5cm以上の木材を31cm以下の間隔で柱及び間柱並びにはり、桁、土台その他の横架材にくぎ（日本産業規格(以下「JIS」という。)A5508-1975(鉄丸くぎ)に定めるN50、NZ50又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた胴縁に、別表第2(イ)欄に掲げる材料をくぎ（JIS A5508-1975(鉄丸くぎ)に定めるN32、NZ32又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた壁（くぎの間隔が15cm以下のものに限る。）を設けた軸組
- 四 厚さ3cm以上で幅4cm以上の木材を用いて柱及びはり、桁、土台その他の横架材にくぎ（JIS A5508-1975(鉄丸くぎ)に定めるN75、NZ75又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた受け材（床下地材の上から打ち付けたものを含む。）（くぎの間隔は、別表第3(1)項に掲げる軸組にあつては12cm以下、同表(2)項及び(3)項に掲げる軸組にあつては20cm以下、その他の軸組にあつては30cm以下に限る。）並びに間柱及び胴つなぎその他これらに類するものに、同表(イ)欄に掲げる材料を同表(ロ)欄に掲げる方法によつて打ち付けた壁を設けた軸組（材料を継ぎ合わせて打ち付ける場合にあっては、その継手を構造耐力上支障が生じないように間柱又は胴つなぎその他これらに類するものの部分に設けたもの限り、同表(7)項に掲げる材料を用いる場合にあっては、その上にせつこうプラスター(JIS A6904-1976(せつこうプラスター)に定めるせつこうプラスター又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。次号において同じ。)を厚さ15mm以上塗つたものに限る。)

五 厚さ1.5cm以上で幅9cm以上の木材を用いて61cm以下の間隔で5本以上設けた貫（継手を設ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱の部分に設けたものに限る。）に、別表第3(イ)欄に掲げる材料を同表(ロ)欄に掲げる方法によって打ち付けた壁を設けた軸組（材料を継ぎ合わせて打ち付ける場合にあつては、その継手を構造耐力上支障が生じないように貫の部分に設けたもの）に限り、同表(7)項に掲げる材料を用いる場合にあつては、その上にせつこうプラスターを厚さ15mm以上塗つたものに限る。）

六 厚さ3cm以上で幅4cm以上（別表第4(1)項から(3)項までに掲げる軸組にあつては、6cm以上）の木材を用いて、床下地材の上からはり、土台その他の横架材にくぎ（JIS A5508-2005(くぎ)に定めるN75、N275又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受け材（くぎの間隔は、同表(1)項から(3)項までに掲げる軸組にあつては12cm以下、同表(4)項及び(5)項に掲げる軸組にあつては20cm以下、その他の軸組にあつては30cm以下に限る。）並びに柱及び間柱並びにはり、桁その他の横架材の片面に、同表(イ)欄に掲げる材料を同表(ロ)欄に掲げる方法によって打ち付けた壁を設けた軸組

七 厚さ1.5cm以上で幅10cm以上の木材を用いて91cm以下の間隔で、柱との仕口にくさびを設けた貫（当該貫に継手を設ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱の部分に設けたものに限る。）を3本以上設け、幅2cm以上の割竹又は小径1.2cm以上の丸竹を用いた間渡し竹を柱及びはり、桁、土台その他の横架材に差し込み、かつ、当該貫にくぎ（JIS A5508-2005(くぎ)に定めるSFN25又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付け、幅2cm以上の割竹を4.5cm以下の間隔とした小舞竹（柱及びはり、桁、土台その他の横架材との間に著しい隙間がない長さとしたものに限る。以下同じ。）又はこれらと同等以上の耐力を有する小舞竹（土と一体の壁を構成する上で支障のないものに限る。）を当該間渡し竹にシュロ縄、パーム縄、わら縄その他これらに類するもので締め付け、荒壁土（100lの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して0.4kg以上0.6kg以下のわらすさを混合したもの又はこれらと同等以上の強度を有するものに限る。）を両面から全面に塗り、かつ、中塗り土（100lの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して60l以上150l以下の砂及び0.4kg以上0.8kgのもみすさを混合したもの又はこれらと同等以上の強度を有するものに限る。）を別表第5(イ)欄に掲げる方法で全面に塗り、土塗壁の塗り厚（柱の外側にある部分の厚さを除く。）を同表(ロ)欄に掲げる数値とした土塗壁を設けた軸組

八 (略)

イ 当該軸組の両端の柱の小径（当該小径が異なる場合にあつては、当該小径のうちいずれか小さいもの。次号において同じ。）を別表第6(イ)欄に掲げる数値と、中心間距離を同表(ロ)欄に掲げる数値とすること。

ロ 当該垂れ壁を別表第6(ハ)欄に掲げる倍率の数値に応じた軸組に設けられる土塗壁とすること。

ハ (略)

九 (略)

イ 当該軸組の両端の柱の小径を別表第7(イ)欄に掲げる数値と、中心間距離を同表(ロ)欄に掲げる数値とすること。

ロ 土塗りの垂れ壁及び腰壁を別表第7(ハ)欄に掲げる倍率の数値（当該数値が異なる場合にあつては、当該数値のうちいずれか小さいもの）に応じた軸組に設けられる土塗壁とすること。

ハ (略)

十 別表第8(イ)欄に掲げる木材（含水率が15%以下のものに限る。）を、同表(ロ)欄に掲げる間隔で互いに相欠き仕口により縦横に組んだ格子壁（継手のないもの）に限り、大入れ、短はぞ差し又はこれらと同等以上の耐力を有する接合方法によって柱及びはり、桁、土台その他の横架材に緊結したものに限り、同表(イ)欄に掲げる材料を同表(ロ)欄に掲げる方法によって打ち付けた壁を設けた軸組

十一 厚さ2.7cm以上で別表第9(イ)欄に掲げる幅の木材（継手のないもの）に限り、含水率が15%以下のものに限る。以下「落とし込み板」という。）と当該落とし込み板に相接する落とし込み板を同表(ロ)欄に掲げるだば又は吸付き棧を用いて同表(ハ)欄に掲げる接合方法により接合し、落とし込み板が互いに接する部分の厚さを2.7cm以上として、落とし込み板を同表(ニ)欄に掲げる方法によって周囲の柱及び上下の横架材に設けた溝（構造耐力上支障がなく、かつ、落とし込み板との間に著しい隙間がないものに限る。同欄において同じ。）に入れて、はり、桁、土台その他の横架材相互間全面に、水平に積み上げた壁を設けた軸組（柱相互の間隔を同表(ホ)欄に掲げる間隔としたものに限る。）

十二 別表第10(イ)欄に掲げる軸組

十三 別表第11(イ)欄及び(ロ)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十四 別表第12(イ)欄、(ロ)欄及び(ハ)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十五 別表第13(イ)欄、(ロ)欄、(ハ)欄及び(ニ)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十六 第二号から第十一号までに掲げる壁、第十三号から前号までに掲げる併用した壁若しくは筋かい又は別表第1(イ)欄に掲げる壁若しくは筋かい及び別表第10(イ)欄に掲げる壁を併用した軸組

第2 第1各号に定める軸組及び令第46条第4項の規定による国土交通大臣の認定を受けた軸組の倍率の数値は、次の各号に定めるものとする。

一 第1第一号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第1(ロ)欄に掲げる数値

二 第1第二号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第2(ハ)欄に掲げる数値

三 第1第三号に定める軸組にあつては、0.5

四 第1第四号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第3(ハ)欄に掲げる数値

五 第1第五号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第3(ニ)欄に掲げる数値

六 第1第六号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第4(ハ)欄に掲げる数値

七 第1第七号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第5(ハ)欄に掲げる数値

八 第1第八号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第6(ニ)欄に掲げる数値

九 第1第九号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第7(ニ)欄に掲げる数値

十 第1第十号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第8(ハ)欄に掲げる数値

十一 第1第十一号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第9(ヘ)欄に掲げる数値

十二 第1第十二号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第10(ロ)欄に掲げる数値

十三 第1第十三号から第十六号までに定める軸組にあつては、併用する壁又は筋かいを設け又は入れた軸組の第一号から前号までに掲げるそれぞれの数値の和（当該数値の和が7を超え

る場合は7)
㊦ 令第46条第4項の規定による国土交通大臣の認定を受けた軸組にあつては、当該軸組について国土交通大臣が定めた数値

第3 令第46条第4項に規定する木造の建築物においては、第1各号に定める軸組又は同項の規定による国土交通大臣の認定を受けた軸組を、各階の張り間方向及び桁行方向につき、当該軸組の長さ第2各号に定める当該軸組の倍率の数値を乗じて得た長さの合計（以下「存在壁量」という。）が、次の各号に掲げる数値以上となるように、設置しなければならない。

一 当該階の床面積（当該階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置その他これに類するもの（以下「物置等」という。）を設ける場合にあつては、当該階の床面積に小屋裏面積を加えた面積）に次の式により計算した数値（第4第一号において「単位面積当たりの必要壁量」という。）を乗じて得た数値（以下この号において「必要壁量」という。）。この場合において、第1各号に定める軸組及び令第46条第4項の規定による国土交通大臣の認定を受けた軸組のうち、第1第十二号に定める軸組及びこれに類する形状の軸組（以下「準耐力壁等」という。）以外のものの長さに当該軸組の倍率の数値を乗じて得た長さの合計は、準耐力壁等において柱の折損その他の脆性的な破壊によつて構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれがないことが確かめられた場合を除き、必要壁量の $\frac{1}{2}$ 以上としなければならない。

$$Lw = (Ai \cdot Co \cdot \Sigma wi) / (0.0196 \cdot Afi)$$

この式において、Lw、Ai、Co、 Σwi 及びAfiは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Lw 単位面積当たりの必要壁量（単位 cm/m²）
 Ai 昭和55年建設省告示第1793号第3に定める式により算出した数値
 Co 0.2（特定行政庁が令第88条第2項の規定によつて指定した区域内における場合においては、0.3）
 Σwi 当該階（当該階が3階以下の階である場合に限る。）が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和（単位 kN）
 Afi 当該階の床面積（当該階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、当該階の床面積に小屋裏面積を加えた面積）（単位 m²）

二 当該階（当該階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。）の見付面積（張り間方向又は桁行方向の鉛直投影面積をいう。以下この号において同じ。）から当該階の床面からの高さが1.35m以下の部分の見付面積を減じたものに次の表に掲げる数値を乗じて得た数値

	区 域	見付面積に乘ずる数値 (単位 cm/m ²)
(1)	特定行政庁がその地方における過去の風の記録を考慮してしばしば強い風が吹くと認めて規則で指定する区域	50を超え、75以下の範囲内において特定行政庁がその地方における風の状況に応じた規則で定める数値
(2)	(1)に掲げる区域以外の区域	50

2 前項第一号の「小屋裏面積」とは、次の式によつて計算した面積をいう。ただし、物置等の水平投影面積がその存する階の床面積の $\frac{1}{8}$ 以下である場合は、0とすることができる。

$$a = \frac{h}{2.1} A$$

この式において、a、h及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a 小屋裏面積（単位 m²）
 h 当該物置等の内法高さの平均の値（ただし、同一階に物置等を複数個設ける場合にあつては、それぞれのhのうち最大の値をとるものとする。）（単位 m）
 A 当該物置等の水平投影面積（単位 m²）

第4 令第46条第4項に規定する木造の建築物においては、次に定める基準に従つて軸組を設置しなければならない。ただし、令第82条の6第二号ロに定めるところにより構造計算を行い、各階につき、張り間方向及び桁行方向の偏心率が0.3以下であることを確認した場合においては、この限りでない。

一 各階につき、建築物の張り間方向にあつては桁行方向の、桁行方向にあつては張り間方向の両端からそれぞれ $\frac{1}{4}$ の部分（以下「側端部分」という。）について、第1各号に定める軸組又は令第46条第4項の規定による国土交通大臣の認定を受けた軸組（当該側端部分に設けるものに限り、準耐力壁等（第3第1項第一号の規定により柱の折損その他の脆性的な破壊によつて構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれがないことを確かめたものを除く。）を除く。）の長さに第2各号に定める当該軸組の倍率の数値を乗じて得た長さの合計（次号において「側端部分の存在壁量」という。）及び当該側端部分の床面積（当該階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、当該階の床面積に第3第2項に規定する小屋裏面積を加えた面積）に側端部分の単位面積当たりの必要壁量を乗じて得た数値（同号において「側端部分の必要壁量」という。）を求めること。

二 各側端部分のそれぞれについて、側端部分の存在壁量を側端部分の必要壁量で除した数値（以下この号及び次号において「壁量充足率」という。）を求め、建築物の各階における張り間方向及び桁行方向双方ごとに、壁量充足率の小さい方を壁量充足率の大きい方で除した数値（同号において「壁率比」という。）を求めること。

三 前号に規定する壁率比がいずれも0.5以上であることを確かめること。ただし、同号の規定により算出した側端部分の壁量充足率がいずれも1を超える場合においては、この限りでない。

第5 令第88条第1項に規定する地震力により建築物の各階の張り間方向又は桁方向に生ずる水平力に対する当該階の壁又は筋かいが負担する水平力の比が0.8以上であつて、かつ、昭和62年建設省告示第1899号に規定する構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた木造の建築物（地階を除く階数が3以下であるものに限る、直交集成板を用いたパネルを水平力及び鉛直力を負担する壁として設ける工法によるもの及び短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が13.72kN/mを超える軸組を用いるものを除く。）にあつては、第2から第4までに定める基準によらないことができる。

附 則（抄）（令和6年国土交通省告示第447号）

（施行期日）

第1条 この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和7年4月1日）から施行する。ただし書（略）

（木造の建築物に物置等を設ける場合に階の床面積に加える面積を定める件及び木造建築物の軸組の設置の基準を定める件の廃止）

第2条 木造の建築物に物置等を設ける場合に階の床面積に加える面積を定める件（平成12年建設省告示第1351号）及び木造建築物の軸組の設置の基準を定める件（平成12年建設省告示第1352号）は、廃止する。

（経過措置）

第4条 この告示の施行の際現に存する軸組のうち、第1条の規定による改正前の昭56年建設省告示第1100号（以下「旧第1100号告示」という。）第1第十一号から第十三号までに定める軸組（旧第1100号告示第2第十一号に規定する数値の和が5を超えるものに限る。）の倍率の数値は、第1条の規定による改正後の昭56年建設省告示第1100号（以下「新第1100号告示」という。）の規定にかかわらず、5とすることができる。

2 この告示の施行の日から起算して1年を経過する日までにその工事に着手する地階を除く階数が2以下、高さが13m以下及び軒の高さが9m以下の木造の建築物（延べ面積が300m²を超えるものを除く。）については、新令第43条第1項及び第46条第4項並びに新第1100号告示及び第3条の規定による改正後の平成12年建設省告示第1349号に規定する基準によることとするための設計の変更時間に時間を要することその他の事由により、当該基準により難いと認められる場合においては、整備政令による改正前の建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項、旧第1100号告示及び第3条の規定による改正前の平成12年建設省告示第1349号並びに附則第2条の規定による廃止前の平成12年建設省告示第1351号及び平成12年建設省告示第1352号に規定する基準によることができる。

別表第1

	(い)	(ろ)
(1)	土塗壁又は木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面に打ち付けた壁を設けた軸組	0.5
(2)	木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の両面に打ち付けた壁を設けた軸組	1
	厚さ1.5cm以上で幅9cm以上の木材又は径9mm以上の鉄筋の筋かいを入れた軸組	
(3)	厚さ3cm以上で幅9cm以上の木材の筋かいを入れた軸組	1.5
(4)	厚さ4.5cm以上で幅9cm以上の木材の筋かいを入れた軸組	2
(5)	9cm角以上の木材の筋かいを入れた軸組	3
(6)	(2)項から(5)項までに掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組	(2)項から(5)項までのそれぞれの数値の2倍 (5)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組にあつては、5)
一 (2)項から(6)項までに掲げる筋かいを入れた軸組にあつては、当該筋かいの両端の端部を、柱とはりその他の横架材との仕口又はその周辺に緊結しなければならない。 二 前号の軸組にあつては、横架材の上端の相互間の垂直距離が3.2mを超える場合は、(ろ)欄に掲げる数値に次の式によつて計算した数値（当該数値が1を超える場合にあつては、1）を乗ずることとする。 $ah = 3.5 \times Ld / Ho$ <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin-left: 20px;"> この式において、<i>ah</i>、<i>Ld</i>及び<i>Ho</i>は、それぞれ次の数値を表すものとする。 <i>ah</i> (ろ)欄の数値に乗ずる値 <i>Ld</i> 当該軸組の柱間の距離（単位 mm） <i>Ho</i> 横架材の上端の相互間の垂直距離（単位 mm） </div>		

別表第2（略）

別表第3

	(い)	(ろ)		(は)	(に)
		緊結の方法			
材	料	くぎ又は ねじの種類	くぎ又は ねじの間隔	第1第4号に定め る軸組に 係る倍率	第1第5号に定め る軸組に 係る倍率
(1) }	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3)					
(4) }	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(7)					
(8)	(略)	第1第4号に よる場合は GNF40、 GNC40、 WSN 又は DTSN、第1 第5号による 場合は		(略)	(略)
(9)	(略)	GNF32、 GNC32、 WSN 又は DTSN		(略)	(略)
(10)	(略)		(略)	(略)	
一～三 (略)					

別表第4～別表第9 (略)

別表第10

	(い)	(ろ)
(1)	別表第2(4)項、(5)項又は(2)項の(い)欄に掲げる材料を、同表(ろ)欄に掲げる方法によつて、柱及び間柱の片面に高さ36cm以上となるように打ち付けた壁を設けた軸組(壁の高さが横架材間内法寸法の $\frac{8}{10}$ 未満である場合に於ては、当該軸組の両端の柱の距離は2m以下とし、かつ、両端の柱のそれぞれに連続して、同じ側に同じ材料を同じ方法によつて、柱及び間柱の片面に高さが横架材間内法寸法の $\frac{8}{10}$ 以上となるように打ち付けた壁(ただし、同表(2)項(い)欄に掲げる材料の端部を入り隅の柱に打ち付ける場合に於ては、同表(ろ)欄に掲げる方法に	別表第2(は)欄に掲げる数値に0.6を乗じて得た数に、壁の高さの横架材間内法寸法に対する比を

	よつて、当該端部を厚さ3cm以上で幅4cm以上の木材を用いて柱にくぎ(JIS A5508-2005(くぎ)に定めるN75、N275又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた受材(釘の間隔は、30cm以下に限る。)の片面に打ち付け、他端を柱又は間柱に打ち付けた壁とすることができる。)を有するものとする。(2)項において同じ。)	乗じて得た数値
(2)	木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面に高さ36cm以上となるように打ち付けた壁を設けた軸組	0.5に壁の高さの横架材間内法寸法に対する比を乗じて得た数値
(3)	(1)項又は(2)項の壁をそれぞれ両面に設けた軸組	(1)項又は(2)項のそれぞれの数値の2倍
(4)	(1)項又は(2)項の壁を組み合わせた軸組	(1)項又は(2)項の数値の和
この表において、上下に離して同じ壁を設けた場合に於ては、壁の高さはそれぞれの壁の高さの和とする。		

別表第11

	(い)	(ろ)
(1)	第1第2号から第6号までに掲げる壁のうち1	第1第2号から第6号まで若しくは第十一号に掲げる壁、別表第1(1)項に掲げる壁又は同表(2)項から(6)項までに掲げる筋かいのうち1
(2)	第1第2号若しくは第3号に掲げる壁、別表第1(1)項に掲げる壁(土塗壁を除く。)又は同表(2)項に掲げる壁のうち1	第1第7号又は第十号に掲げる壁のうち1
(3)	第1第十一号に掲げる壁	別表第1(1)項に掲げる壁又は同表(2)項から(4)項まで若しくは(6)項(同表(4)項及び(5)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。)に掲げる壁若しくは筋かいのうち1
(4)	別表第1(1)項又は(2)項に掲げる壁のうち1	別表第1(2)項から(6)項までに掲げる筋かいのうち1

別表第12

	(い)	(ろ)	(は)
(1)	第1第2号から第6号までに掲げる壁のうち1	別表第1(1)項に掲げる壁	別表第1(2)項から(6)項までに掲げる筋かいのうち1
(2)	第1第2号又は第3号に掲げる壁のうち1	別表第1(1)項に掲げる壁(土塗壁を除く。)	第1第十一号に掲げる壁

(3)	第1 第二号から第六号までに掲げる壁のうち1	第1 第二号から第六号までに掲げる壁のうち1	第1 第十一号に掲げる壁又は別表第1(2)項から(6)項までに掲げる筋かいのうち1
(4)	第1 第二号又は第三号に掲げる壁のうち1	第1 第二号若しくは第三号に掲げる壁又は別表第1(1)項に掲げる壁（土塗り壁を除く。）のうち1	第1 第七号又は第十号に掲げる壁のうち1
(5)	第1 第二号若しくは第三号に掲げる壁、別表第1(1)項に掲げる壁（土塗壁を除く。）又は同表(2)項に掲げる壁のうち1	第1 第十一号に掲げる壁	別表第1(1)項に掲げる土塗壁又は同表(2)項から(4)項まで若しくは(6)項（同表(4)項及び(5)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。）に掲げる筋かいのうち1

別表第13

(い)	(ろ)	(は)	(に)
第1 第二号又は第三号に掲げる壁のうち1	第1 第七号又は第十号に掲げる壁のうち1	第1 第十一号に掲げる壁	別表第1(1)項に掲げる土塗壁又は同表(2)項から(4)項まで若しくは(6)項（同表(4)項及び(5)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。）に掲げる筋かいのうち1

〔平成12年5月31日建設省告示第1460号〕

木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（抄）

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第447号による改正 ()の部分 (令和7年4月1日から施行)

改正 令和6年国土交通省告示第1005号による改正 ()の部分 (令和7年4月1日から施行)

前文 (略)

建築基準法施行令（以下「令」という。）第47条第1項に規定する木造の継手及び仕口の構造方法は、次に定めるところによらなければならない。ただし、令第82条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りで

ない。

一 (略)

二 壁を設け又は筋かいを入れた軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口にあつては、当該仕口の周囲の軸組の種類及び配置を考慮して、柱頭又は柱脚に必要とされる引張力が、当該部分の引張耐力を超えないことが確かめられたものでなくてはならない。ただし、次のイ又はロに該当する場合においては、この限りでない。

イ 横架材の上端の相互間の垂直距離が3.2m以下であり、かつ、軸組の種類及び柱の配置に応じて、平家部分又は最上階の柱にあつては次の表1に、その他の柱にあつては次の表2に、それぞれ掲げる表3(い)から(ぬ)までに定めるところによる場合

ロ 次のいずれにも該当する場合

(1) (略)

(2) 昭和56年建設省告示第1100号第3第1項の規定による各階における張り間方向及び桁行方向の存在壁量に、軸組の種類に応じた倍率の各階における最大値に応じた次の表4に掲げる低減係数を乗じて得た数値が、同項第一号の規定による各階の床面積に同号の単位面積当たりの必要壁量を乗じて得た数値以上であることが確かめられること。

表1

軸組の種類	出隅の柱	その他の軸組端部の柱
(略)		
構造用合板等を昭和56年建設省告示第1100号別表第2(4)項又は(5)項に定める方法で打ち付けた壁を設けた軸組	表3(ほ)	表3(ろ)
(略)		

表2

軸組の種類	上階及び当該階の柱が共に出隅の柱の場合	上階の柱が出隅の柱であり、当該階の柱が出隅の柱でない場合	上階及び当該階の柱が共に出隅の柱でない場合
(略)			
構造用合板等を昭和56年建設省告示第1100号別表第2(4)項又は(5)項に定める方法で打ち付けた壁を設けた軸組	表3(ち)	表3(へ)	表3(は)
(略)			

表3、表4 (略)

三 (略)

〔令和6年6月25日国土交通省告示第955号〕
ボルト接合によることができる安全上支障がない建築物の基準を定める件

令和7年1月2日以降施行の改正規定

(新規告示：アンダーライン省略)

(令和7年4月1日から施行)

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第67条第1項ただし書の規定に基づき、ボルトが緩まないように必要な措置を講じたボルト接合によることができる安全上支障がない建築物の基準を次のように定める。

建築基準法施行令(以下「令」という。)第67条第1項ただし書の国土交通大臣が定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 鉄骨造の建築物(平成14年国土交通省告示第474号に規定する特定畜舎等建築物を除く。)であること。
- 二 地階を除く階数が3以下であること。
- 三 高さが16m以下であること。
- 四 架構を構成する柱の相互の間隔が6m以下であること。
- 五 延べ面積が500m²以下であること。
- 六 令第82条の2に適合することが確かめられたものであること。この場合において、ボルト接合を用いる部分の存する階の層間変形角は、平成19年国土交通省告示第594号第3条第2号の規定により計算した層間変位に、ボルト孔のずれによって生ずる層間変位を加えたものの当該階の高さに対する割合とすること。ただし、ボルト孔のずれの影響を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることとする。

附 則

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)の施行の日(令和7年4月1日)から施行する。

〔令和6年5月31日国土交通省告示第445号〕
学校の木造の校舎の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

令和7年1月2日以降施行の改正規定

(新規告示：アンダーライン省略)

(令和7年4月1日から施行)

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第80条の2第一号の規定に基づき、学校における壁、柱及び横架材を木造とした校舎の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を次のように定める。

第1 学校における壁、柱及び横架材を木造とした校舎の構造方法に関する安全上必要な技術的基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 外壁には、9cm角以上の木材の筋かいを使用すること。
- 二 桁行が12mを超える場合においては、桁行方向の間隔12m以内ごとに9cm角以上の木材の筋かいを使用した通し壁の間仕切壁を設けること。ただし、控柱又は控壁を適当な間隔に設け、かつ、昭和62年建設省告示第1899号に規定する構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。
- 三 桁行方向の間隔2m(屋内運動場その他規模が大きい室においては、4m)以内ごとに柱、はり及び小屋組を配置し、柱とはり又は小屋組とを緊結すること。
- 四 構造耐力上主要な部分である柱は、13.5cm角以上のもの(2階建ての1階の柱で、張り間方向又は桁行方向に相互の間隔が4m以上のものについては、13.5cm角以上の柱を2本合わせて用いたもの又は15cm角以上のもの)とすること。

第2 第1の規定は、次の各号のいずれかに掲げる校舎については、適用しない。

- 一 建築基準法施行令第46条第2項第一号に掲げる基準に適合するもの
- 二 建築基準法施行令第147条第1項に規定する応急仮設建築物等に該当するもの
- 三 昭和56年建設省告示第1100号第5に規定する木造の建築物に該当するもの
- 四 日本産業規格 A3301(木造校舎の構造設計標準)-2015に適合するもの

附 則

(施行期日)

1 この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)の施行の日(令和7年4月1日)から施行する。

(学校の木造の校舎の日本産業規格を指定する件の廃止)

2 学校の木造の校舎の日本産業規格を指定する件(平成12年建設省告示第1453号)は、廃止する。

〔平成13年10月15日国土交通省告示第1540号〕
**枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に
 関する安全上必要な技術的基準を定める等の件**（抄）

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第964号による改正
 （__の部分） （令和7年4月1日から施行）

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の2第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に枠組壁工法（木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床版を設ける工法をいう。以下同じ。）を用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第1から第8まで及び第11に、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第8条の3の規定に基づき、構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における当該壁及び床版の構造方法を第12に定め、建築基準法施行令第36条第1項の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第13に、同条第2項第一号の規定に基づき、同令第81条第2項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第14にそれぞれ指定し、並びに同号イの規定に基づき、枠組壁工法を用いた建築物等の構造計算が、第9に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同項第二号イの規定に基づき、枠組壁工法を用いた建築物等の構造計算が、第10に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する許容応力度等算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。

- 第1 (略)
- 第2 材料
 - 一 (略)
 - 二 (略)

構造部材の種類	材料の種類	規 格
(1) 屋外に面する部分（防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く。）に用いる壁材又は湿潤状態となる	(略)	
	パーティクルボード	JIS A5908(パーティクルボード)-1994に規定する18タイプ、13タイプ、24-10タイプ、17.5-10.5タイプ若しくは30-15タイプ又は JIS A5908(パーティクルボード)-2015に規定する構造用パーティクルボード（第10第2項第三号において「構造用パーティクルボード」という。）

おそれのある部分（常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く。）に用いる壁材	(略)	
	ミディアムデンシティブファイバーボード（以下「MDF」という。）	JIS A5905(繊維板)-1994に規定する MDF30タイプ（Mタイプ、Pタイプ）若しくは25タイプ（Mタイプ、Pタイプ）又は JIS A5905(繊維板)-2014に規定する構造用 MDF（第10第2項第三号において「構造用 MDF」という。）
(2)	(略)	
(3) 床材又は屋根下地材	(略)	
	パーティクルボード	JIS A5908(パーティクルボード)-1994に規定する18タイプ、13タイプ、24-10タイプ、17.5-10.5タイプ又は30-15タイプ
	(略)	
	MDF	JIS A5905(繊維板)-1994に規定する MDF30タイプ（Mタイプ、Pタイプ）又は25タイプ（Mタイプ、Pタイプ）
	(略)	

- 三 次のいずれかに該当するもののうち、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第37条第一号の規定に適合するもの（トに該当するものに限る。）若しくは同条第二号の国土交通大臣の認定を受けたもの（ハからヘまでのいずれかに該当するものにあつては、国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したものに限る。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）第8条の3の国土交通大臣の認定を受けた耐力壁に使用するもの又は前2号に掲げるもの以外の木材で国土交通大臣がその樹種、区分及び等級等に応じてそれぞれ許容応力度及び材料強度の数値を指定したものについては、前2号の規定にかかわらず、当該材料を構造耐力上主要な部分に使用する材料とすることができる。
- イ、ロ (略)
- ハ 木質接着成形軸材料（平成12年建設省告示第1446号第1第十号に規定する木質接着成形軸材料をいう。第4第九号へ及び第10第2項第一号において同じ。）
- ニ 木質複合軸材料（平成12年建設省告示第1446号第1第十一号に規定する木質複合軸材料をいう。第4第九号へ及び第10第2項第一号において同じ。）
- ホ 木質断熱複合パネル（平成12年建設省告示第1446号第1第十二号に規定する木質断熱複合パネルをいう。以下同じ。）
- ヘ 木質接着複合パネル（平成12年建設省告示第1446号第1第十三号に規定する木質接着複合パネルをいう。第4第九号ニ及び第7第十二号において同じ。）（床版又は屋根版に用いる場合に限る。）

- ト (略)
- 四 (略)
- 第3 (略)
- 第4 床版
- 一、二 (略)
- 三 床根太相互及び床根太と側根太との間隔(以下「床根太間隔」という。)は、65 cm 以下としなければならない。ただし、建築基準法施行令(以下「令」という。)第82条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、床根太間隔は、1 m 以下とすることができる。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「床版」と読み替えて計算を行うものとする。
- 四、五 (略)
- 六 床材は、厚さ 15 mm 以上の構造用合板若しくは化粧ばり構造用合板、厚さ 18 mm 以上のパーティクルボード、構造用パネル(構造用パネル規格に規定する一級のものに限る。)又は MDF とししなければならない。ただし、床根太間隔を 50 cm 以下とする場合においては、厚さ 12 mm 以上の構造用合板若しくは化粧ばり構造用合板、厚さ 15 mm 以上のパーティクルボード、構造用パネル(構造用パネル規格に規定する一級、二級又は三級(床根太間隔が 31 cm を超える場合においては、同規格に規定する一級又は二級のものに限る。))又は MDF と、床根太間隔を 31 cm 以下とする場合においては、厚さ 18 mm 以上の硬質木片セメント板と、それぞれすることができる。
- 七 床版の各部材相互及び床版の枠組材(床根太、端根太又は側根太をいう。以下同じ。)と土台又は頭つなぎ(第5第十号ただし書の規定により耐力壁の上枠と床版の枠組材とを緊結する場合にあっては、当該上枠。以下この号において同じ。)とは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、次のイ又はロに掲げる場合においては、この限りでない。
- イ 接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合
- ロ 令第82条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「床版」と読み替えて計算を行うものとする。
- 表 (略)
- 八 次に掲げる場合において、令第82条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第82条の6第二号及び第三号に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しない。
- イ～ハ (略)
- 九 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合において、令第82条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものについては、第一号から第七号までの規定は、適用しない。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「床版」と読み替えて計算を行うものとする。

- イ～チ (略)
- 十 前2号に掲げるもののほか、大引き又は床つかを用いる場合において、当該大引き又は床つか及びそれらの支持する床版に常時作用している荷重(固定荷重と積載荷重との和(令第86条第2項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたものとする。))をいう。によって生ずる応力度が、当該大引き又は床つか及びそれらの支持する床版の各断面の長期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことが確かめられたものについては、第一号から第七号までの規定は適用しない。
- 第5 壁等
- 〔旧第一号削除〕
- 一 耐力壁は、建築物に作用する水平力及び鉛直力に対して安全であるように、釣合い良く配置しなければならない。この場合において、耐力壁の負担する鉛直力を負担する柱又は耐力壁以外の壁(常時作用している荷重(固定荷重と積載荷重との和(令第86条第2項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたものとする。))をいう。))によって生ずる応力度が、当該柱又は耐力壁以外の壁の各断面の長期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことが確かめられたものに限る。))を設ける場合においては、当該耐力壁に代えて当該柱又は耐力壁以外の壁を配置することができる。
- 二、三 (略)
- 四 各階の張り間方向及び桁行方向に配置する耐力壁又は準耐力壁等(間仕切壁、垂れ壁又は腰壁をいう。以下この号において同じ。)は、それぞれの方向につき、次の表1の耐力壁の種類別の欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の倍率の欄に掲げる数値に、当該耐力壁(たて枠相互の間隔が 50 cm を超えるものに限る。))の長さに乗じて得た長さ(以下この号において「表1の存在壁量」という。))、次の表2の耐力壁の種類別の欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の倍率の欄に掲げる数値に、当該耐力壁(たて枠相互の間隔が 50 cm 以下のものに限る。))の長さに乗じて得た長さ(以下この号において「表2の存在壁量」という。))及び次の表3の準耐力壁等の種類別の欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の倍率の欄に掲げる数値に、当該準耐力壁等の長さに乗じて得た長さの合計(以下「存在壁量」という。))が、次のイ及びロに掲げる数値以上になるように、設置しなければならない。
- イ 当該階の床面積(当該階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置その他これに類するものを設ける場合においては、当該階の床面積に昭56年建設省告示第1100号第3第2項に規定する小屋裏面積(以下このイにおいて「小屋裏面積」という。))を加えた面積)に次の式により計算した数値を乗じて得た数値(以下「必要壁量」という。))。この場合において、表1の存在壁量及び表2の存在壁量の合計は、準耐力壁等においてたて枠の折損その他の脆性的な破壊によつて構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれがないことが確かめられた場合を除き、必要壁量の $\frac{1}{2}$ 以上としなければならない。

$$Lw = (A_i \cdot C_o \cdot \Sigma w_i) / (0.0196 \cdot A_{fi})$$

この式において、Lw、Ai、Co、 Σw_i 及びAfiは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Lw 単位面積当たりの必要壁量 (単位 cm/m^2)

Ai 昭和55年建設省告示第1793号第3に定める式により算出した数値

Co 0.2 (特定行政庁が令第88条第2項の規定によって指定した区域内における場合においては、0.3)

Σw_i 当該階が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和 (令第86条第2項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重(屋根に雪止めがなく、かつ、その勾配が30度を超える建築物又は雪下ろしを行う慣習のある地方における建築物については、それぞれ当該積雪荷重に同条第4項の屋根形状係数を乗じた数値(屋根の勾配が60度を超える場合は、0)又は同条第6項の規定により計算した積雪荷重の数値とすることができる。)に0.35を乗じて得た数値を加えるものとする。)(単位 kN)

Afi 当該階の床面積 (当該階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置その他これに類するものを設ける場合にあっては、当該階の床面積に小屋裏面積を加えた面積) (単位 m^2)

ロ 当該階 (当該階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。)の見付面積 (張り間方向又は桁方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。) から当該階の床面からの高さが1.35m以下の部分の見付面積を減じたものに次の表4に掲げる数値を乗じて得た数値

表1

材 料	耐 力 壁 の 種 類			倍 率
	緊 結 の 方 法			
	くぎ又は ねじの種類	くぎ又は ねじの本数	くぎ又は ねじの間隔	
構造用合板若しくは化粧ばり構造用合板 (合板の日本農林規格(平成15年農林水産省告示第233号。以下「合板規格」という。)に規定する特類又は一類(屋外に面する部分(防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く。))又は湿潤状態となるおそれのある部分(常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く。))に用いる場合は特類に限る。)をいう。以下「構造用合板等」という。)のうち厚さ7.5mm以上の一級若しくは厚さ9mm以上の二級、構造用パネル (構造用パネルの日本				壁材の外周

(1)	農林規格(昭和62年農林水産省告示第360号。以下「構造用パネル規格」という。)に規定する一級、二級、三級又は四級をいう。表2(4)及び(7)において同じ。)、ハードボード (JIS A5905(繊維板)-1994に規定するハードファイバーボードの35タイプ又は45タイプをいう。以下同じ。)のうち厚さ7mm以上のもの又はパーティクルボード (JIS A5908(パーティクルボード)-1994に規定する18タイプ、13タイプ、24-10タイプ、17.5-10.5タイプ又は30-15タイプをいう。以下同じ。))若しくはMDF (JIS A5905(繊維板)-1994に規定するMDF30(Mタイプ、Pタイプ)又は25タイプ(Mタイプ、Pタイプ)をいう。)のうち厚さ12mm以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	CN50 CNZ50 BNZ50	—	部分は10cm以下、その他の部分は20cm以下	3
(2)	構造用合板等のうち厚さ7.5mm以上9mm未満の二級又はハードボードのうち厚さ5mm以上7mm未満のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	CN50 CNZ50 BNZ50	—	壁材の外周部分は10cm以下、その他の部分は20cm以下	2.5
(3)	構造用せっこうボードA種 (JIS A6901(せっこうボード製品)-2005に規定する構造用せっこうボードA種をいう。以下同じ。)のうち厚さ12mm以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	GNF40 SF45 WSN DTSN	—	壁材の外周部分は10cm以下、その他の部分は20cm以下	1.7
(4)	構造用せっこうボードB種 (JIS A6901(せっこうボード製品)-2005に規定する構造用せっこうボードB種をいう。以下同じ。)のうち厚さ12mm以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	GNF40 SF45 WSN DTSN	—	壁材の外周部分は10cm以下、その他の部分は20cm以下	1.5
				壁材の外周	

(5)	フレキシブル板 (JIS A5430(繊維強化セメント板)-2001に規定するフレキシブル板をいう。以下同じ。)のうち厚さ6mm以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	GNF40 SF45	—	部分は15cm以下、 その他の部分は30cm以下	1.5
(6)	強化せっこうボード (JIS A6901(せっこうボード製品)-2005に規定する強化せっこうボードをいう。以下同じ。)のうち厚さ12mm以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	GNF40 SF45 WSN DTSN	—	壁材の外周部分は10cm以下、 その他の部分は20cm以下	1.3
(7)	せっこうボード (JIS A6901(せっこうボード製品)-2005に規定するせっこうボードをいう。以下同じ。)のうち厚さ12mm以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	GNF40 SF45 WSN DTSN	—	壁材の外周部分は10cm以下、 その他の部分は20cm以下	1
(8)	シーリングボード (JIS A5905(繊維板)-1994に規定するシーリングボードをいう。以下同じ。)のうち厚さ12mm以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	SN40	—	壁材の外周部分は10cm以下、 その他の部分は20cm以下	1
(9)	(1)から(8)までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた耐力壁	(1)から(8)までのそれぞれの種類	(1)から(8)までのそれぞれの本数	(1)から(8)までのそれぞれの間隔	(1)から(8)までのそれぞれの数値と(1)から(8)までのそれぞれの数値との和(7を超えるときは、7)
(10)	厚さ18mm以上、幅89mm以上の筋かいを入れた耐力壁	CN65 CNZ65	下枠、たて枠及び上枠2本	—	0.5
			下枠、たて		

		BN65	枠及び上枠3本		
(11)	(1)から(9)までに掲げる耐力壁と(10)に掲げる筋かいとを併用した耐力壁	(1)から(10)までのそれぞれの種類	(1)から(10)までのそれぞれの本数	(1)から(10)までのそれぞれの間隔	(1)から(9)までのそれぞれの数値と(10)の数値との和(7を超えるときは、7)
<p>一 この表において、SF45、CN50、CN65、CNZ50、CNZ65、BNZ50、BN65、GNF40及びSN40は、それぞれJIS A5508(くぎ)-2005に規定するSF45、CN50、CN65、CNZ50、CNZ65、BNZ50、BN65、GNF40及びSN40を、WSNは、JIS B1112(十字穴付き木ねじ)-1995に適合する十字穴付き木ねじであって、呼び径及び長さが、それぞれ3.8mm及び32mm以上のものを、DTSNは、JIS B1125(ドリリングタッピンねじ)-2003に適合するドリリングタッピンねじであって、頭部の形状による種類、呼び径及び長さが、それぞれトランペット、4.2mm及び30mm以上のものを表すものとする。表2において同じ。</p> <p>二 (10)に掲げる耐力壁にあつては、壁の枠組材と筋かいの両端部の短期に生ずる力に対する許容せん断力が1箇所当たり1,100N以上であることが確かめられた場合においては、緊結の方法の欄に掲げる方法によらないことができる。</p> <p>三 (10)に掲げる耐力壁にあつては、横架材の上端の相互間の垂直距離が3.2mを超える場合は、倍率の欄に掲げる数値に次の式によって計算した数値(当該数値が1を超える場合にあっては、1)を乗ずることとする。</p> $ah = 3.5 \times Ld / Ho$ <p>(この式において、ah、Ld及びHoは、それぞれ次の数値を表すものとする。)</p> <p>ah 倍率の欄の数値に乘ずる値 Ld 筋かいの水平投影長さ(単位 mm) Ho 横架材の上端の相互間の垂直距離(単位 mm)</p>					

表2

	耐力壁の種類			倍率	
	材 料	緊結の方法			
		くぎ又は ねじの種類	くぎ又は ねじの本数		くぎ又は ねじの間隔
(1)	構造用合板等のうち厚さ12mm以上の一級若しくは二級又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級、二級又は三級のものに限る。(5)において同じ。)のうち厚さが12mm以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	CN65 CNZ65	—	壁材の外周部分は5cm以下、その他の部分は20cm以下	4.8
(2)	構造用パーティクルボード又は構造用MDFを片側全面に打ち付けた耐力壁	CN50 CNZ50	—	壁材の外周部分は5cm以下、その他の部分は20cm以下	4.8
(3)	構造用合板等のうち厚さ12mm以上の一級又は二級を片側全面に打ち付けた耐力壁	CN65 CNZ65	—	壁材の外周部分は7.5cm以下、その他の部分は20cm以下	4.5
(4)	構造用合板等のうち厚さ9mm以上の一級若しくは二級又は構造用パネルのうち厚さが9mm以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	CN50 CNZ50	—	壁材の外周部分は5cm以下、その他の部分は20cm以下	3.7
(5)	構造用合板等のうち厚さ12mm以上の一級若しくは二級又は構造用パネルのうち厚さが12mm以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	CN65 CNZ65	—	壁材の外周部分は10cm以下、その他の部分は20cm以下	3.6
				壁材の外周	

(6)	構造用合板等のうち厚さ9mm以上の一級を片側全面に打ち付けた耐力壁	CN50 CNZ50 BN50	—	部分は10cm以下、それ以外の部分は20cm以下	3.5
(7)	構造用合板等のうち厚さ7.5mm以上9mm未満の一級若しくは厚さ9mm以上の二級、ハードボードのうち厚さ7mm以上のもの、パーティクルボード又はMDFのうち厚さ12mm以上のもの、構造用パーティクルボード、構造用MDF又は構造用パネルを片側全面に打ち付けた耐力壁	CN50 CNZ50 BN50	—	壁材の外周部分は10cm以下、その他の部分は20cm以下	3
(8)	構造用合板等で厚さ7.5mm以上9mm未満の二級、ハードボードで厚さ5mm以上7mm未満のもの又は硬質木片セメント板で厚さ12mm以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	CN50 CNZ50 BN50	—	壁材の外周部分は10cm以下、その他の部分は20cm以下	2.5
(9)	フレキシブル板のうち厚さ6mm以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	GNF40 SF45	—	壁材の外周部分は15cm以下、その他の部分は30cm以下	2
(10)	パルプセメント板（JIS A5414(パルプセメント板)-1993に規定する1.0板をいう。）のうち厚さ8mm以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	GNF40 SF45	—	壁材の外周部分は10cm以下、その他の部分は20cm以下	2
(11)	構造用せっこうボードA種のうち厚さ12mm以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	GNF40 SF45 WSN DTSN	—	壁材の外周部分は10cm以下、その他の部分は20cm以下	1.7
				壁材の外周	

(12)	構造用せっこうボードB種のうち厚さ12mm以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	GNF40 SF45 WSN DTSN	—	部分は10cm以下、その他の部分は20cm以下	1.5
(13)	厚さ13mm以上、幅21cm以上の製材を片側全面に斜めに打ち付けた耐力壁	CN50 CNZ50	下枠、たて枠及び上枠2本	—	1.5
		BN50	下枠、たて枠及び上枠3本		
(14)	強化せっこうボードのうち厚さ12mm以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	GNF40 SF45 WSN DTSN	—	壁材の外周部分は10cm以下、その他の部分は20cm以下	1.3
(15)	せっこうボードのうち厚さ12mm以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	GNF40 SF45 WSN DTSN	—	壁材の外周部分は10cm以下、その他の部分は20cm以下	1
(16)	ラスシート（角波亜鉛鉄板は厚さ0.4mm以上、メタルラスは厚さ0.6mm以上のものに限る。）を片側全面に打ち付けた耐力壁	CN50 CNZ50 BN50	—	壁材の外周部分は10cm以下、その他の部分は20cm以下	1
(17)	シーリングボードのうち厚さ12mm以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	SN40	—	壁材の外周部分は10cm以下、その他の部分は20cm以下	1
	厚さ13mm以上、幅21cm以上	CN50 CNZ50	下枠、たて枠及び上枠2本		

(18)	の製材を片側全面に横に打ち付けた耐力壁	BN50	下枠、たて枠及び上枠3本	—	0.5
(19)	(1)から(18)までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた耐力壁	(1)から(18)までのそれぞれの種類	(1)から(18)までのそれぞれの本数	(1)から(18)までのそれぞれの間隔	(1)から(18)までのそれぞれの数値と(1)から(18)までのそれぞれの数値との和（7を超えるときは、7）
(20)	厚さ18mm以上、幅89mm以上の筋かいを入れた耐力壁	CN65 CNZ65	下枠、たて枠及び上枠2本	—	0.5
		BN65	下枠、たて枠及び上枠3本		
(21)	(1)から(19)までに掲げる耐力壁と(20)に掲げる筋かいとを併用した耐力壁	(1)から(20)までのそれぞれの種類	(1)から(20)までのそれぞれの本数	(1)から(20)までのそれぞれの間隔	(1)から(19)までのそれぞれの数値と(20)との和（7を超えるときは、7）
<p>— (20)に掲げる耐力壁にあっては、壁の枠組材と筋かいの両端部の短期に生ずる力に対する許容せん断力が1箇所当たり1,100N以上であることが確かめられた場合においては、緊結の方法の欄に掲げる方法によらないことができる。</p> <p>二 (20)に掲げる耐力壁にあっては、横架材の上端の相互間の垂直距離が3.2mを超える場合は、倍率の欄に掲げる数値に次の式によって計算した数値（当該数値が1を超える場合にあっては、1）を乗ずることとする。</p> $ah = 3.5 \times Ld / Ho$ <p>この式において、ah、Ld及びHoは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>ah 倍率の欄の数値に乘ずる値</p>					

	L_d	筋かいの水平投影長さ (単位 mm)
	H_o	横架材の上端の相互間の垂直距離 (単位 mm)
三	2以上の項に該当する場合は、これらのうち倍率の欄に掲げる数値が最も大きいものである項に該当するものとする。	

表3

	準耐力壁等の種類	倍率
(1)	表1の(1)、(2)、(6)若しくは(7)又は表2の(1)から(8)まで、(4)若しくは(5)の材料の欄に掲げる材料を、表1又は表2の緊結の方法の欄に掲げる方法によって、壁の枠組の片側全面に打ち付けた間仕切壁	表1又は表2の倍率の欄に掲げる数値に0.6を乗じて得た数値
(2)	表1の(1)、(2)、(6)若しくは(7)又は表2の(1)から(8)まで、(4)若しくは(5)の材料の欄に掲げる材料を、表1又は表2の緊結の方法の欄に掲げる方法によって、壁の枠組の片面に高さ36cm以上となるように打ち付けた垂れ壁及び腰壁(壁の高さが横架材間内法寸法の $\frac{8}{10}$ 未満である場合にあつては、当該壁の長さは2m以下とし、かつ、両側の耐力壁の枠組のそれぞれに連続して、同じ側に同じ材料を同じ方法によって、壁の枠組の片側全面に打ち付けた壁を有するものとする。)	表1又は表2の倍率の欄に掲げる数値に0.6を乗じて得た数値に、壁の高さの横架材間内法寸法に対する比を乗じて得た数値
(3)	(1)の壁をそれぞれ両面に設けた準耐力壁等	(1)の数値の2倍(当該数値が3を超える場合は3)
(4)	(2)の壁をそれぞれ両面に設けた準耐力壁等	(2)の数値の2倍
一	この表において、上下に離して同じ壁を設けた場合にあつては、壁の高さはそれぞれの壁の高さの和とする。	
二	(1)又は(3)の倍率の欄に掲げる数値が1.5を超える場合にあつては、当該準耐力壁等の周辺を有効に補強しなければならない。	

表4

	区 域	見付面積に乗ずる数値 (単位 cm^2/m^2)
(1)	特定行政庁がその地方における過去の風の記録を考慮してしばしば強い風が吹くと認めて規則で指定した区域	50を超え、75以下の範囲において特定行政庁がその地方における風の状況に応じて規則で定めた数値
(2)	(1)に掲げる区域以外の区域	50

五 (略)
 六 外壁の耐力壁線相互の交さする部分(以下「交さ部」という。)には、長さ90cm以上の耐力壁を1以上設けなければならない。ただし、交さ部を構造耐力上有効に補強した場合において、交さ部に接する開口部又は交さ部からの距離が90cm未満の開口部で、幅(交さ部から開口部までの距離を含み、外壁の双方に開口部を設ける場合は、それらの幅の合計とする。)が4m以下のものを設けるときは、この限りでない。

七~十 (略)
 十一 壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ(第十号ただし書の規定により耐力壁の上枠と床版の枠組材又は小屋組の部材とを緊結する場合にあつては、当該床版の枠組材又は小屋組の部材。以下この号において同じ。)又はまぐさ受けとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

表 (略)
 十二 地階の壁は、一体の鉄筋コンクリート造(2以上の部材を組み合わせたもので、部材相互を緊結したものを含む。)としなければならない。ただし、直接土に接する部分及び地面から30cm以内の外周の部分以外の壁は、これに作用する荷重及び外力に対して、第一号及び第三号から前号までの規定に準じ、構造耐力上安全なものとした枠組壁工法による壁とすることができる。

第6 (略)
 第7 小屋組等
 一 (略)
 二 たるき相互の間隔は、65cm以下としなければならない。ただし、令第82条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものについては、たるき相互の間隔を1m以下とすることができる。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「小屋組又は屋根版」と読み替えて計算を行うものとする。
 三、四 (略)
 五 (略)
 イ 上枠(第5第十号ただし書の規定により耐力壁の上枠とたるき又はトラスとを緊結する場合に限る。)
 ロ 上枠及び天井根太(第5第十号ただし書の規定により耐力壁の上枠と天井根太とを緊結する場合に限る。)
 六、七 (略)
 八 屋根版に使用する屋根下材は、厚さ12mm以上の構造用合板等、厚さ15mm以上のパーティクルボード、構造用パネル(構造用パネル規格に規定する一級若しくは二級のものに限る。)又はMDFとしなければならない。ただし、たるき相互の間隔を50cm以下とする場合においては、厚さ9mm以上の構造用合板若しくは化粧ばり構造用合板、厚さ12mm以上のパーティクルボード、構造用パネル(たるき相互の間隔が31cmを超える場合におい

ては、構造用パネル規格に規定する一級、二級若しくは三級のものに限る。)、MDF又は厚さ15mm以上の硬質木片セメント板(たるき相互の間隔が31cmを超える場合においては、厚さ18mm以上のものに限る。))とすることができる。

九 小屋組の各部材相互及び小屋組の部材と頭つなぎ(第5第十号ただし書の規定により耐力壁の上枠と小屋組の部材とを緊結する場合にあっては、当該上枠。以下この号において同じ。))又は屋根下地材とは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、次のイ又はロに掲げる場合においては、この限りでない。

イ 接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合

ロ 令第82条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「小屋組又は屋根版」と読み替えて計算を行うものとする。

表 (略)

十～十四 (略)

第8 防腐措置等

一～三 (略)

四 構造耐力上主要な部分のうち、直接土に接する部分及び地面から30cm以内の外周の部分は、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造とするか、又は腐朽及びしろありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。

五、六 (略)

第9 保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

(略)

一 令第82条各号及び令第82条の4に定めるところによること。

二～四 (略)

五 建築物等の地上部分について、令第82条の3各号に定めるところによること。

第10 許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

令第81条第2項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算は、次の各号に定める基準に従った構造計算とする。

一 令第82条の6に定めるところによること。

二 令第82条第一号の規定により計算した当該階の構造耐力上主要な部分に生ずる令第88条第1項の規定による地震力による応力の数値に、次の表に定める応力割増し係数を乗じて得た数値を当該応力の数値として令第82条第二号及び第三号に規定する構造計算を行うこと。

垂れ壁の有無	応力割増し係数			
	横架材	耐力壁の両端部の引張接合部	耐力壁のたて枠	上に掲げる部分以外の部分
垂れ壁がある場合	2.2	1.5	1.4	1.0
垂れ壁がない場合	2.3	1.4	1.4	1.0

三 第9第二号及び第三号に定めるところによること。

2 前項に定める基準に従った構造計算は、次の各号に定める基準に適合する場合に適用する。

一 耐力壁の上部に設ける床根太及び側根太には、厚さ89mm以上の構造用集成材(集成材規格第5条に規定する構造用集成材をいう。)、木質接着成形軸材料又は木質複合軸材料を使用し、床根太、耐力壁の上枠又は頭つなぎ及び床材に構造耐力上有効に緊結すること。

二 耐力壁の両端部の周囲の部材の種類及び配置を考慮して、当該耐力壁の頂部又は脚部に生ずる引張力が、当該部分の引張耐力を超えないことを確かめること。

三 耐力壁の壁材は、構造用合板、化粧ばり構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、構造用パーティクルボード、MDF又は構造用MDFとすること。

第11 構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等

一 第10第1項に定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第1(地階を除く階数が6以下である場合に限り)、第3第二号、第4第二号(床根太の支点間の距離に係る部分に限る。)、第3号(床根太相互の間隔を1m以下とする場合に限り。))及び第七号、第5第四号、第五号、第六号(交さ部に設けた外壁の耐力壁の長さの合計が90cm以上である場合に限り。)、第八号から第十一号まで及び第十四号並びに第7第二号(たるき相互の間隔を1m以下とする場合に限り。))及び第九号の規定は適用しない。

二 次のイからハまでに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第3第二号、第4第二号(床根太の支点間の距離に係る部分に限る。)、第3号(床根太相互の間隔を1m以下とする場合に限り。))及び第七号、第5第四号、第五号、第六号(交さ部に設けた外壁の耐力壁の長さの合計が90cm以上である場合に限り。)、第八号、第九号、第十一号及び第十四号並びに第7第二号(たるき相互の間隔を1m以下とする場合に限り。))及び第九号の規定は適用しない。

イ、ロ (略)

ハ 地階を除く階数が3である建築物であって、高さが13mを超え、16m以下のものにあつては、次の式によって計算した各階の壁量充足率比が、それぞれ $\frac{6}{10}$ 以上であることを確かめること。ただし、令第82条の6第二号イに定めるところにより各階の剛性率を計算し、それぞれ $\frac{6}{10}$ 以上であることが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

$$R_f = r_f / \bar{r}_f$$

この式において、 R_f 、 r_f 及び \bar{r}_f は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 R_f 各階の壁量充足率比

- ㍑ 各階の壁量充足率（第5第四号に規定する存在壁量を同号の必要壁量で除した数値をいう。）
- ㍑ 当該建築物についての相加平均

三 前号イ及びハに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第3第二号、第4第三号（床根太相互の間隔を1m以下とする場合に限る。）及び第七号、第5第四号、第八号、第九号及び第十四号並びに第7第二号（たるき相互の間隔を1m以下とする場合に限る。）及び第九号の規定は適用しない。

第12 規則第8条の3に規定する技術的基準に適合する構造方法

規則第8条の3に規定する技術的基準に適合する構造方法は、第4及び第5に定める技術的基準に適合するものとする。

第13、第14（略）

附 則（抄）（令和6年国土交通省告示第964号）

（施行期日）

第1条 この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和7年4月1日）から施行する。

（構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件の廃止）

第2条 構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件（平成13年国土交通省告示第1541号）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 この告示の施行の日から起算して1年を経過する日までにその工事に着手する地階を除く階数が2以下、高さが13m以下及び軒の高さが9m以下の木造の建築物（延べ面積が300m²を超えるものを除く。）については、第1条の規定による改正後の平成13年国土交通省告示第1540号、第2条の規定による改正後の平成28年国土交通省告示第690号及び第3条の規定による改正後の平成28年国土交通省告示第691号に規定する基準によることとするための設計の変更時間に時間を要することその他の事由により、当該基準により難いと認められる場合においては、第1条の規定による改正前の平成13年国土交通省告示第1540号、第2条の規定による改正前の平成28年国土交通省告示第690号及び第3条の規定による改正前の平成28年国土交通省告示第691号並びに附則第2条の規定による廃止前の平成13年国土交通省告示第1541号に規定する基準によることができる。

〔平成19年5月18日国土交通省告示第599号〕

構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（抄）

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第1167号による改正
（___の部分）

（令和7年4月1日から施行）

前文（略）

第1（略）

第2（略）

2（略）

一（略）

二 最下階の床版にあって一体の鉄筋コンクリート（2以上の部材を組み合わせたもので、部材相互を緊結したものを除く。）の基礎ばり（べた基礎及び布基礎の立上り部分を含む。）に緊結する場合を除き、床版又は屋根版に用いる軽量気泡コンクリートパネルを並べて配置する場合は、当該軽量気泡コンクリートパネル相互の接合部をコッター又は金物によって構造耐力上有効に接合すること。

第3、第4（略）

〔昭和58年7月25日建設省告示第1320号〕

プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準（抄）

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第1167号による改正
（___の部分）

（令和7年4月1日から施行）

前文（略）

第1～第13（略）

第14（略）

- 一 (略)
- 二 (略)
 - イ 平成19年国土交通省告示第593号第四号イからニまでに該当するもの
 - ロ (略)

第15～第20 (略)

〔平成14年5月14日国土交通省告示第410号〕

**アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法
に関する安全上必要な技術的基準を定める件 (抄)**

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第1005号による改正 (令和7年4月1日から施行)
(〃)の部分

前文 (略)
第1 (略)

- (略)
- 一 (略)
- 二 建築基準法施行令(以下「令」という。)第82条各号及び第82条の4に定めるところによる構造計算によって安全性が確かめられた構造方法であって、次のイ又はロに該当するもの
 - イ 地階を除く階数が3以下及び高さが16m以下で、かつ、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの
 - (1) 次の(i)から(vi)までに該当するもの
 - (i) 高さが13m以下で、かつ、軒の高さが9m以下であるもの
 - (ii) 架構を構成する柱の相互の間隔が6m以下であるもの
 - (iii) 延べ面積が500m²以内であるもの
 - (iv) 令第88条第1項に規定する地震力について標準せん断力係数を0.3以上とする計算をして令第82条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に安全であることが確かめられたもの
 - (v) 水平力を負担する筋かいの軸部が降伏する場合において、当該筋かいの端部及び接合部が破断しないことが確かめられたもの
 - (vi) 特定天井が平成25年国土交通省告示第771号第3項若しくは第3項に定める基準に適合するもの、令第39条第3項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの又は同告示第3項第4項第一号に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

- (2) 次の(i)から(ix)までに該当するもの
 - (i) 架構を構成する柱の相互の間隔が6m以下であるもの
 - (ii) 延べ面積が500m²以内であるもの
 - (iii) 令第88条第1項に規定する地震力について標準せん断力係数を0.3以上とする計算をして令第82条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に安全であることが確かめられたもの。この場合において、水平力を負担する筋かいを設けた階(地階を除く。)を含む建築物にあっては、同条第一号の規定により計算した当該階の構造耐力上主要な部分に生ずる令第88条第1項の規定による地震力による応力の数値に次の表に定める数値以上の数値を乗じて得た数値を当該応力の数値として当該構造計算を行わなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、筋かいに構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

(1)	286/√F < λ を満たす筋かいが当該階に存在する場合	1.5
(2)	(1)に該当しない場合	1.0
この表において、λ及びFは、それぞれ次の数値を表すものとする。 λ 筋かいの有効細長比(断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比をいう。) F 平成13年国土交通省告示第1024号第3第七号に規定するアルミニウム合金材の基準強度(単位 N/mm ²)		

- (iv) (1)(v)及び(vi)の規定に適合するもの
- (v) 構造耐力上主要な部分である柱及びはりの接合部(最上階の柱の柱頭部及び1階の柱の脚部である接合部を除く。)について、次の式に適合することが確かめられたもの

$$\Sigma MpC \geq 1.5 \Sigma Mpb$$

この式において、MpC及びMpbは、それぞれ次の数値を表すものとする。
 MpC 当該接合部における柱の材端(はりその他の横架材に接着する部分をいう。)に生じうるものとして計算した最大の曲げモーメント(単位 N・m)
 Mpb 当該接合部におけるはりの材端(柱に接着する部分をいう。)に生じうるものとして計算した最大の曲げモーメント(単位 N・m)
- (vi) 令第82条の2に規定する各階の層間変形角が $\frac{1}{200}$ 以内であることが確かめられたもの
- (vii) 令第82条の6第二号ロの規定に適合するもの
- (viii) 次の表の(イ)欄に掲げる柱及びはりの区分に応じ、幅厚比(円形中空断面にあっては、径厚比とする。)が同表の(ロ)欄に掲げる数値以下の数値となることが確かめられたもの

(い)			(ろ)
柱及びはりの区分			数 値
部材	断面形状	部 位	
柱	H形断面	フランジ	$0.27\sqrt{E/F}$
		ウェブ	$0.83\sqrt{E/F}$
	角形断面	—	$1.2\sqrt{E/F}$
	円形断面	—	$0.097(E/F)$
はり	H形断面	フランジ	$0.27\sqrt{E/F}$
		ウェブ	$1.2\sqrt{E/F}$

この表において、 E はアルミニウム合金材のヤング係数（単位 N/mm^2 ）を、 F は平成13年国土交通省告示第1024号第3第七号の表に規定するアルミニウム合金材の基準強度（溶接による接合とする部材にあっては、同表に規定する溶接部の基準強度）（単位 N/mm^2 ）を、それぞれ表すものとする。

- (ix) 構造耐力上主要な部分である柱若しくははり又はこれらの接合部が局部座屈、破断等によって、又は構造耐力上主要な部分である柱の脚部の基礎との接合部がアンカーボルトの破断、基礎の破壊等によって、それぞれ構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないもの
- (3) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項第一号ロ(2)の規定に基づき、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定したもの
- ロ アルミニウム合金造と木造その他の構造とを併用する建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物を除く。）で、かつ、次の(1)から(7)までに該当するもの
 - (1) 地階を除く階数が3以下であるもの
 - (2) 高さが13m以下で、かつ、軒の高さが9m以下であるもの
 - (3) 延べ面積が500m²以内であるもの
 - (4) アルミニウム合金造の構造部分を有する階がイ(1)(ii)、(iv)及び(v)の規定に適合するもの
 - (5) アルミニウム合金造と鉄骨造とを併用する場合にあっては、平成19年国土交通省告示第593号第四号ニの規定に適合するもの
 - (6) アルミニウム合金造と鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する場合にあっては、平成19年国土交通省告示第593号第四号ホの規定に適合するもの
 - (7) イ(1)(vi)の規定に適合するもの
- 三 令第81条第2項第二号イに規定する構造計算によって安全性が確かめられた構造方法であって、次のイからトまでに該当するもの
 - イ～ハ （略）

- ト 前号イ(1)(vi)の規定に適合するもの
- 四 日本産業規格（以下「JIS」という。）A6602(低層住宅用テラス用屋根構成材)-2019又はJIS A6604(金属製簡易車庫用構成材)-2015に適合する構造方法
- 第2、第3 （略）
- 第4 （略）
 - 一 （略）
 - 二 根巻き形式柱脚にあっては、次に適合するものであること。ただし、イ及びロの規定は、令第82条第一号から第三号までに規定する構造計算によって安全性が確かめられた場合には、適用しない。
 - イ～ハ （略）
 - 三 （略）
- 第5 （略）
 - 構造耐力上主要な部分であるアルミニウム合金材の接合は、高力ボルト接合（溶融亜鉛めっき高力ボルト又はこれと同等以上の防食措置を講じた高力ボルトを用いたものに限る。以下同じ。）又はリベット接合（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあっては、添板リベット接合）によらなければならない。ただし、次の各号に掲げる建築物に該当する場合にあっては、当該各号に定める接合によることができる。
 - 一、二 （略）
 - 2 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造は、その部分の存在応力を伝えることができるものとして、次の各号に掲げる接合方法の区分に応じ、当該各号に定める構造方法を用いるものとしなければならない。
 - 一 （略）
 - イ～ホ （略）
 - へ 高力ボルト摩擦接合部の摩擦面は、JIS R6001(研削といし用研磨材の粒度)-1998の表1に定める粒度の種類F30からF150に適合する研磨材を用いたアルミナグリットブラスト処理を施した摩擦面又はこれと同等以上のすべり係数を有する摩擦面としなければならない。ただし、摩擦面の状況に応じた令第82条第一号から第三号までに規定する構造計算によって安全性が確かめられた場合においては、この限りでない。
 - 二 （略）
 - 三 タッピンねじによる場合 次に定めるところによる。
 - イ～ハ （略）
 - 四 ドリリングタッピンねじによる場合 前号イからハまでの規定によること。この場合において、前号ハ中「タッピンねじ」とあるのは、「ドリリングタッピンねじ」と読み替えるものとする。
 - 3 （略）
- 第6 （略）
 - 軸組、床組及び小屋ばり組には、すべての方向の水平力に対して安全であるように、形鋼、棒鋼その他これらに類する形状の鋼材若しくはアルミニウム合金材の斜材又は鉄筋コンクリー

ト造の壁、屋根版若しくは床版を鈎合いよく配置しなければならない。ただし、第1 第二号又は第三号の規定を満たす場合にあっては、この限りでない。

第7～第9 (略)

第10 (略)

令第36条第2 項第一号の規定に基づき、令第81条第3 項第一号イに掲げる保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準として、第1、第2のうち厚さ、第4 (第一号ロ及びハを除く。)及び第6に定める技術的基準を指定する。

〔平成27年1月29日国土交通省告示第189号〕

建築物の張り間方向又は桁行方向の規模又は構造に基づく保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件 (抄)

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第1167号による改正
(〃 の部分)

(令和7年4月1日から施行)

前文 (略)

一 (略)

二 (略)

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

(2) (略)

(i) (略)

(ii) 平成19年国土交通省告示第593号第一号イ(2)の規定を満たすもの

三 (略)

四 地階を除く階数が3以下及び高さが16m以下である鉄骨造の建築物が令第3章第1節から第7節の2までの規定に適合し、かつ、当該建築物の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向が平成19年国土交通省告示第593号第一号ハの規定を満たす場合にあっては、次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ 第一号イ及びロに定める基準に該当するもの

ロ 次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) 建築物の張り間方向又は桁行方向のうち平成19年国土交通省告示第593号第一号ハの規定を満たす方向について、令第82条各号及び令第82条の4に定めるところによる構造

計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

(2) (1)の規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方向以外の方向について、次の(i)及び(ii)に該当するもの

(i) 令第3章第8節第1款の2に規定する保有水平耐力計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

(ii) 平成19年国土交通省告示第593号第一号イ(2)の規定を満たすもの

五、六 (略)

〔平成19年10月5日国土交通省告示第1274号〕

許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件 (抄)

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第1167号による改正
(〃 の部分)

(令和7年4月1日から施行)

前文 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

(2) 平成19年国土交通省告示第593号第一号イ(2)の規定を満たすもの

二 (略)

三 地階を除く階数が3以下及び高さが16m以下である鉄骨造の建築物の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向が平成19年国土交通省告示第593号第一号ハの規定を満たす場合にあっては、次のイ及びロに該当するものであること。

イ 建築物の張り間方向又は桁行方向のうち平成19年国土交通省告示第593号第一号ハの規定を満たす方向について、令第82条各号及び令第82条の4に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

ロ イの規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方向以外の方向について、次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) 令第3章第8節第1款の4に規定する許容応力度等計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

(2) 平成19年国土交通省告示第593号第一号イ(2)の規定を満たすもの

四～六 (略)

七 令第36条の2第四号に掲げる建築物のうち、木造又は鉄骨造と鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物にあつては、次のイ及びロに該当するものであること。

イ 建築物の上層部分を木造又は鉄骨造とし、かつ、当該部分以外の建築物の部分（以下この号において「上層部分」という。）の階数が当該建築物の階数の $\frac{1}{4}$ 以上であるもの

ロ 次の(1)から(6)までに定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

- (1) 令第82条の6第一号及び第二号ロに定めるところによること。
- (2) 昭和55年建設省告示第1791号第1から第3まで（第3第二号を除く。）に定めるところによること。
- (3) 次の式によって計算した上層部分の各階の剛性率が、それぞれ $\frac{6}{10}$ 以上であること。

$$Rsu = \frac{r su}{\bar{r} su}$$

この式において、 Rsu 、 $r su$ 及び $\bar{r} su$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Rsu 上層部分の各階の剛性率
 $r su$ 上層部分の各階の層間変形角の逆数
 $\bar{r} su$ 上層部分についての $r su$ の相加平均

- (4) 次の式によって計算した鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とした上層部分以外の建築物の部分（以下この号において「下層部分」という。）の各階の剛性率が、それぞれ $\frac{6}{10}$ 以上であること。

$$Rsb = \frac{r sb}{\bar{r} sb}$$

この式において、 Rsb 、 $r sb$ 及び $\bar{r} sb$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Rsb 下層部分の各階の剛性率
 $r sb$ 下層部分の各階の層間変形角の逆数
 $\bar{r} sb$ 下層部分についての $r sb$ の相加平均

- (5) 次の式によって計算した下層部分の剛性の上層部分の剛性に対する比率が15以上であること。

$$Rsb/su = \frac{\bar{r} sb}{\bar{r} su}$$

この式において、 Rsb/su 、 $\bar{r} sb$ 及び $\bar{r} su$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Rsb/su 下層部分の剛性の上層部分の剛性に対する比率
 $\bar{r} sb$ (4)に規定する $\bar{r} sb$ の数値
 $\bar{r} su$ (3)に規定する $\bar{r} su$ の数値

- (6) 上層部分のうち最も低い位置に存する階について、昭和55年建設省告示第1793号第3の規定により計算した ai の数値が $\frac{25}{100}$ 以上であること。

〔平成13年6月12日国土交通省告示第1024号〕

特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（抄）

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第1005号による改正
 (____の部分)

(令和7年4月1日から施行)

前文 (略)

第1 (略)

一～九 (略)

十 (略)

イ (略)

コンクリートの鋼管への充填方法	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm ²)		短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm ²)	
	圧縮	せん断	圧縮	せん断
(1) (略)				
(2) (略) 一 (略) 二 (略) イ 圧入口は、鋼管のシーム部（鋼管を形成する鋼板の継ぎ目部分をいう。）並びに鋼管の柱の床面及びはり下からそれぞれ1m又は柱幅のいずれか大きい方の数値以下の位置に設けないとともに、開口部の補強を行うこと。ただし、次号に定める構造計算を行い、鋼管について構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、これと異なる位置に設けることができる。 ロ (略) 三 前号イに規定する構造計算		(略)		

	<p>の基準は、次のとおりとする。</p> <p>イ 圧入口の部分について令第82条第一号から第三号までに規定する構造計算をすること。</p> <p>ロ 当該部分に生ずる力を平成19年国土交通省告示第594号第4第四号の表に掲げる式によって計算し、当該部分に生ずる力が、それぞれ令第3章第8節第4款の規定による材料強度によって計算した当該部分の耐力を超えないことを確かめること。</p>
(略)	

ロ (略)

士～丸 (略)

第2 (略)

第3 (略)

一～六 (略)

七 (略)

アルミニウム合金材の種類及び質別	基準強度 (単位 N/mm ²)	溶接部の基準強度 (単位 N/mm ²)	タッピンねじを用いた接合部の基準強度 (単位 N/mm ²)	
(略)				
板材	A5083-H32	210	110	130
	A6061-T6	210	110	130
	A6061-T651	210	110	130
(略)				
押出材	A6N01-T5	厚さ <u>6 mm</u> 以下	100	120
		厚さ <u>6 mm</u> を超え	175	110

		12 mm 以下		
(略)				
(略)				
<p>この表において、板材の項に掲げる A3004-H32、A3005-H24、A5052-H112、A5052-H34、A5083-H112、A5083-O、<u>A5083-H32</u>、A6061-T6及びA6061-T651は、JIS H4000(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)-1999に定める A3004-H32、A3005-H24、A5052-H112、A5052-H34、A5083-H112、A5083-O、<u>A5083-H32</u>、<u>A6061-T6</u> 及び <u>A6061-T651</u>を、押出材の項に掲げる A5052-H112、A5083-H112、A5083-O、A6061-T6、A6063-T5、A6063-T6、KA6082-T6、A6N01-T5、A6N01-T6 及び A7003-T5 は、JIS H4040(アルミニウム及びアルミニウム合金の棒及び線)-1976、<u>JIS H4080(アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管)-1999</u>又は JIS H4100(アルミニウム及びアルミニウム合金押出型材)-1999に定める A5052-H112、A5083-H112、A5083-O、A6061-T6、A6063-T5、A6063-T6、KA6082-T6、A6N01-T5、A6N01-T6及びA7003-T5を、鍛造品の項に掲げる A6061-T6は、JIS H4140(アルミニウム及びアルミニウム合金鍛造品)-1988に定める A6061-T6を、鋳物の項に掲げる AC4CH-T6及びAC7A-F は、JIS H5202(アルミニウム合金鋳物)-1999に定める AC4CH-T6及びAC7A-F を、ボルトの項に掲げる AL3及びAL4は、JIS B1057(非鉄金属製ねじ部品の機械的性質)-1994に定める AL3及びAL4を、リベットの項に掲げる A2117-T4、A5052-O、A5N02-O 及び A6061-T6は、JIS H4040(アルミニウム合金及びアルミニウム合金の棒及び線)-1999に定める A2117-T4、A5052-O、A5N02-O 及び A6061-T6を、それぞれ表すものとする。</p>				

八、九 (略)

【政令第5章の4（建築設備等）関係】

〔平成25年10月29日国土交通省告示第1046号〕

地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件（抄）

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第1167号による改正

（___の部分）

（令和7年4月1日から施行）

前文（略）

第1（略）

一～四（略）

五（略）

イ（略）

ロ 地震力の大部分を筋かいで負担する鉄骨造の建築物であって、平成19年国土交通省告示第593号第一号イ、ロ又はハで規定する建築物に該当するものに設けられたエスカレーターにあつては、 $\frac{1}{100}$ 以上とすること。

ハ～ホ（略）

六（略）

2（略）

第2、第3（略）

〔平成12年5月31日建設省告示第1425号〕

雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を定める件（抄）

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第151号による改正

（___の部分）

（令和7年4月1日から施行）

前文（略）

雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法は、日本産業規格 Z9290(雷保護)-3-2019に規定する外部雷保護システムに適合する構造とすることとする。

附 則（平成17年国土交通省告示第650号）（略）

附 則（令和6年国土交通省告示第151号）

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日から起算して1年を経過する日までにその工事に着手する建築物の避雷設備については、この告示による改正後の平成12年建設省告示第1425号に規定する構造方法によらないで、この告示による改正前の平成12年建設省告示第1425号に規定する構造方法によることができる。

【政令第10章(総則)関係】

〔令和6年9月9日国土交通省告示第1148号〕

確認等を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないエレベーターを定める件**令和7年1月2日以降施行の改正規定**

(新規告示：アンダーライン省略)

(令和7年4月1日から施行)

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第146条第1項第一号の規定に基づき、確認等を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないエレベーターを次のように定める。

建築基準法施行令第146条第1項第一号に規定する人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないエレベーターは、次に掲げるものとする。

- 一 籠が住戸内のみを昇降するもの
- 二 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項第二号に掲げる建築物(階数が3以上であるもの、延べ面積が500m²を超えるもの及び高さが16mを超えるものを除く。)に設けるもの

附 則

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)の施行の日(令和7年4月1日)から施行する。

【省令関係】

〔令和6年6月28日国土交通省告示第973号〕

建築基準法施行規則第1条の3第1項第一号イ(2)の国土交通大臣が定める建築基準法令の規定を定める件

最終改正 令和6年10月25日国土交通省告示第1237号

令和7年1月2日以降施行の改正規定

(新規告示：アンダーライン省略)

(令和7年4月1日から施行)

建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3第1項第一号イ(2)の規定に基づき、国土交通大臣が定める建築基準法令の規定を次のように定める。

建築基準法施行規則第1条の3第1項第一号イ(2)(同令第3条の3第1項(同令第8条の2の2において準用する場合を含む。))及び第8条の2の2において準用する場合を含む。)の国土交通大臣が定める建築基準法令の規定は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 平成12年建設省告示第1347号第2
- 二 平成12年建設省告示第1349号第1ただし書及び第2
- 三 平成12年建設省告示第1460号ただし書
- 四 平成13年国土交通省告示第1540号第4第三号ただし書、第七号口、第九号及び第十号、第5第一号及び第七号ただし書並びに第7第二号ただし書、第九号口、第十号及び第十二号

附 則

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)の施行の日(令和7年4月1日)から施行する。

〔平成19年6月19日国土交通省告示第826号〕

建築基準法施行令第81条第2項第一号イ又は同項第二号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件（抄）

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第1012号による改正
（ の部分） （令和7年4月1日から施行）

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項第一号ロ(2)(ii)の規定に基づき、枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「枠組壁工法建築物等」という。）の構造計算書を次のように定める。

- 一 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第81条第2項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算により枠組壁工法建築物等の安全性を確かめた場合 別表第1とする。
- 二 令第81条第2項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算により枠組壁工法建築物等の安全性を確かめた場合 別表第2とする。

附 則（略）

別表第1

	構造計算書の種類	明 示 す べ き 事 項
(1)	(略)	
(2)	応力計算書（応力図及び基礎反力図を含む。）	(略)
		平成19年国土交通省告示第817号別記第1号様式に定める応力図及び同告示別記第2号様式に定める基礎反力図に記載すべき事項
(3)	断面計算書（断面検定比図を含む。）	(略)
		平成19年国土交通省告示第817号別記第3号様式に定める断面検定比図に記載すべき事項
(4)		

(5)	使用構造材料一覧表	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用される全ての材料の種別（規格がある場合にあっては、当該規格）及び使用部位 使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値並びにそれらの算出方法 使用する指定建築材料が法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあっては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号
	荷重・外力計算書	風圧力の数値及びその算出方法
	応力計算書	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法
	屋根ふき材等計算書	令第82条の4に規定する構造計算の計算書
(略)		

別表第2

	構造計算書の種類	明 示 す べ き 事 項
(1)	構造計算チェックリスト	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される全ての材料の種別（規格がある場合にあっては、当該規格）及び使用部位 使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値並びにそれらの算出方法 使用する指定建築材料が法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあっては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号
	特別な調査又は研究の結果等説明書	法第68条の25の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあっては、その認定番号、使用条件及び内容
		特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあっては、その検討内容

		構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容
(2)	基礎・地盤説明書（施行規則第1条の3第1項の表3中の規定に基づき国土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐいの許容支持力を算出する場合で当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあっては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）	地盤調査方法及びその結果
		地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置
		地下水位（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）
		基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別
		構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値
		地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値並びにそれらの算出方法
	略伏図	各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置
	略軸組図	全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置
	部材断面表	各階及び全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様
	荷重・外力計算書	固定荷重の数値及びその算出方法
各階又は各部分の用途ごとの積載荷重の数値及びその算出方法		
各階又は各部分の用途ごとの大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重の数値及びその算出方法		
積雪荷重の数値及びその算出方法		
風圧力の数値及びその算出方法		
地震力の数値及びその算出方法		
土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値並びにそれらの算出方法		
略伏図上に記載した特殊な荷重の分布		
応力計算書（応力図及び基礎反力図を含む。）	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法	
	地震時（風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあっては暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率	

		平成19年国土交通省告示第817号別記第1号様式に定める応力図及び同告示別記第2号様式に定める基礎反力図に記載すべき事項	
断面計算書（断面検定比図を含む。）	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生ずる荷重の種別及び当該荷重が作用する方向	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の応力度	
		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の許容応力度	
		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の応力度と許容応力度の比率	
	基礎ぐい等計算書	基礎ぐい、床版、小はりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算の計算書	平成19年国土交通省告示第817号別記第3号様式に定める断面検定比図に記載すべき事項
			使用上の支障に関する計算書
			令第82条第四号に規定する構造計算の計算書
(3)	層間変形角計算書	層間変位の計算に用いる風圧力及び地震力	
		風圧力及び地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法	
	層間変形角計算結果一覧表	各階及び各方向の風圧力及び地震力による層間変形角	
(4)	使用構造材料一覧表	損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容（層間変形角が $\frac{1}{200}$ を超え $\frac{1}{120}$ 以内である場合に限る。）	
		屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用される全ての材料の種別（規格がある場合にあっては、当該規格）及び使用部位	
		使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値並びにそれらの算出方法	
		使用する指定建築材料が法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあっては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号	

荷重・外力計算書	風圧力の数値及びその算出方法
応力計算書	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法
屋根ふき材等計算書	令第82条の4に規定する構造計算の計算書
(5) 剛性率・偏心率等計算書	各階及び各方向の剛性率を計算する場合における層間変形角の算定に用いる層間変位の算出方法
	各階及び各方向の剛性率の算出方法
	各階の剛心周りのねじり剛性の算出方法
	各階及び各方向の偏心率の算出方法
剛性率・偏心率等計算結果一覧表	<p>令第82条の6第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める基準による計算の根拠</p> <p>各階の剛性率及び偏心率</p> <p>令第82条の6第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める基準に適合していること</p>
<p>構造計算書の作成に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。</p> <p>一 確認申請時に提出する構造計算書には通し頁を付すことその他の構造計算書の構成を識別できる措置を講じること。</p> <p>二 建築物の構造等の実況に応じて、当該建築物の安全性を確かめるために必要な図書の追加、変更等を行うこと。</p> <p>三 他の構造を併用する建築物にあっては、それぞれの構造種別に応じて構造計算書を作成すること。</p> <p>四 この表の略伏図及び略軸組図は、構造計算における架構の様相を示した図に代えることができるものとするほか、プログラムによる構造計算を行わない場合にあっては省略することができるものとする。</p>	

〔平成28年12月26日国土交通省告示第1438号〕
安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさない変更を定める件（抄）

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第975号による改正
 (____の部分) (令和7年4月1日から施行)

前文 (略)

一～三 (略)

四 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第10条第1項の規定

〔平成20年3月10日国土交通省告示第282号〕

建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件
(抄)

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第974号による改正
(〃 の部分)

(令和7年7月1日から施行)

前文 (略)

第1～第4 (略)

附 則 (略)

別表第1

		(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	
敷地及び地盤	(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視又はこれに類する方法(以下「目視等」という。)により確認する。(略)	
	(2)	敷地	敷地内の排水の状況	目視等により確認する。(略)	
	(3)	令第128条に規定する通路(以下「敷地内の通路」という。)	敷地内の通路の確保の状況	目視等により確認する。(略)	
	(4)		(略)	(略)	
	(5)		敷地内の通路の支障物の状況	目視等により確認する。(略)	
	(6)	塀	(略)	(略)	(略)
	(7)	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	目視等又は下げ振り等により確認する。(略)		
	(8)	擁壁	擁壁の劣化及び	目視等により確認する。(略)	

建築物の外部	(9)		び損傷の状況			
			擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	目視等により確認するとともに、手の届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する。	(略)	
	(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	目視等及び建具の開閉具合等により確認する。	(略)	
	(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)	
	(3)	土台(木造に限る。)	土台の沈下等の状況	目視等及び建具の開閉具合等により確認する。	(略)	
	(4)		土台の劣化及び損傷の状況	目視等及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	(略)	
	(5)	外壁	躯体等	(略)	(略)	(略)
	(6)		木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)	
	(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)	
	(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)	
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)		
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)		

(11)	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く）、モルタル等の劣化及び損傷の状況	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等（無人航空機による赤外線調査であって、テストハンマーによる打診と同等以上の精度を有するものを含む。以下この項において同じ。）により確認し、その他の部分は目視等により確認し、異常が認められた場合にあっては、全面打診等（落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的な打診等をいう。以下この項において同じ。）により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後又は全面打診等を実施した後10年を超え、最初に実施する定期調査等にあっては、全面打診等により確認する（3年以内に実施された全面打診等の結果を確認する場合、3年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）。	(略)
	(12)	乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
	(13)	金属系パネル（帳壁を含む）	目視等により確認する。	(略)

(14)			む。の劣化及び損傷の状況					
			コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)			
			窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	目視等又は開閉により確認する。	(略)		
				(略)	(略)	(略)		
			(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)	
					支持部分等の劣化及び損傷の状況	目視等又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	(略)	
			3 屋上及び屋根	(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
				(2)	屋上回り（屋上面を除く。）	バラベットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	(略)
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況		目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	(略)			
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況		目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	(略)			
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況		目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	(略)			
(6)	屋根	(略)	(略)	(略)				

	(7)		屋根の劣化及び損傷の状況	目視等又はテストハンマーによる打診等により確認する。	(略)
	(8)	機器及び工作物 (冷却塔設備、 広告塔等)	機器、工作物 本体及び接合 部の劣化及び 損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	(略)
	(9)		支持部分等の 劣化及び損傷 の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	(略)
4 建築物の内部	(1)	防火区 画	(略)		
	(3)				
	(4)	防火区 画の外 周部	(略)	(略)	(略)
	(5)		令第112条第 16項に規定す る外壁等及び 同条第17項に 規定する防火 設備の劣化及 び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
	(6)	壁の室 内に面 する部 分	躯体等 木造の壁の室 内に面する部 分の躯体の劣 化及び損傷の 状況	目視等により確認する。	(略)
	(7)		組積造の壁の 室内に面する 部分の躯体の 劣化及び損傷 の状況	目視等により確認する。	(略)
	(8)		補強コンク リートブロッ ク造の壁の室 内に面する部 分の躯体の劣 化及び損傷の	目視等により確認する。	(略)

			状況		
	(9)		鉄骨造の壁の 室内に面する 部分の躯体の 劣化及び損傷 の状況	目視等により確認する。	(略)
	(10)		鉄筋コンク リート造及び 鉄骨鉄筋コン クリート造の 壁の室内に面 する部分の軀 体の劣化及び 損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
	(11)	耐火構 造の壁	(略)	(略)	(略)
	(12)	又は準 耐火構 造の壁	部材の劣化及 び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
	(13)	鉄骨の耐火被 覆の劣化及び 損傷の状況 (防火 区画を 構成す る壁に 限る。)	設計図書等により確認 し、修繕等が行われ、かつ、 点検口等がある場合に あつては、点検口等から 目視等により確認す る。	(略)	
	(14)	給水管、配電 管その他の管 又は風道の区 画貫通部の充 填等の処理の 状況	設計図書等により確認 し、修繕等が行われ、かつ、 点検口等がある場合に あつては、点検口等から 目視等により確認す る。	(略)	
	(15)	令第 114条 に規定 する界 壁、間 仕切壁 及び隔 壁の状 況	令第114条に 規定する界 壁、間仕切壁 及び隔壁の状 況	設計図書等により確認 し、法第12条第1項の規 定に基づく調査以後に法 第6条第1項の規定に基 づく確認を要しない規模 の修繕等が行われ、かつ、 点検口等がある場合に あつては、点検口等から 目視等により確認する。	(略)

(16)		(略)	(略)	(略)	(略)
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
(20)		耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。)	(略)	(略)	(略)
(21)			部材の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視等により確認する。	(略)
(23)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	(略)	(略)	(略)
(24)			室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	目視等又はテストハンマーによる打診等により確認する。	(略)
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
(26)	防火設備(防火)	区画に対応し	目視等及び設計図書等に	目視等及び設計図書等に	令第112条第19項の規定

(27)	扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。以下同じ。)又は戸	た防火設備又は戸の設置の状況	より確認する。	に適合しないこと。
(28)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	令第112条第19項の規定に適合しないこと。
(29)		防火扉又は戸の開放方向	目視等及び設計図書等により確認する。	(略)
(30)		戸(令第112条第19項第二号に規定する戸に限る。(30)の項及び(31)の項において同じ。)の本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	戸の変形又は損傷により遮煙性能に支障があること。
(31)		戸の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な戸の閉鎖又は作動を確認する。	戸が閉鎖又は作動しないこと。
(32)		戸の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。	物品が放置されていること等により戸の閉鎖又は作動に支障があること。
(33)		常時閉鎖又は作動した状態にある戸の固定の状況	目視等により確認する。	常時閉鎖又は作動した状態にある戸が開放状態に固定されていること。
(34)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状	目視等又は触診により確認する。	照明器具又は懸垂物に著しい錆、腐食、緩み、変形等があること。

		況		
(34)	警報設備	警報設備の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。ただし、6月以内に実施した消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づく点検（以下「消防法に基づく点検」という。）の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	（略）
(35)		警報設備の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。ただし、6月以内に実施した消防法に基づく点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	警報設備に著しい腐食、変形、損傷等があること。
(36)	スプリンクラー設備	令和6年国土交通省告示第284号第1第一号又は第二号ニに規定するスプリンクラー設備の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。ただし、6月以内に実施した消防法に基づく点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	火災の感知若しくは散水のために必要な設備が設置されていないこと又は設備の周囲の状況により火災の感知若しくは散水に支障があること。
(37)		スプリンクラー設備の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。ただし、6月以内に実施した消防法に基づく点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	スプリンクラーヘッドに著しい腐食、変形、損傷等があること。
(38)	居室の採光及び換気	（略）	（略）	（略）
(39)		採光の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	（略）
(40)		（略）	（略）	（略）
(41)		換気設備の設置の状況	設計図書等により確認す	法第28条第2項若しくは

		置の状況	る。	第3項、令第20条の2又は令第20条の3の規定に適合しないこと。
(42)	石綿等を添加した建築材料	（略）		
(43)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況	目視等により確認する。	（略）
(44)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	（略）
(45)				
5	(1)	（略）	（略）	（略）
	(2)	廊下	（略）	（略）
	(3)	物品の放置の状況	目視等により確認する。	（略）
	(4)	出入口	出入口の確保の状況	目視等及び設計図書等により確認する。
	(5)		物品の放置の状況	目視等により確認する。
	(6)	屋上広場	屋上広場の確保の状況	目視等により確認する。
	(7)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況	目視等及び設計図書等により確認する。
	(8)		手すり等の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。
	(9)		物品の放置の状況	目視等により確認する。
	(10)		避難器具の操作の状況	目視等及び作動により確認する。

		作性の確保の状況	認する。		
(11)	階段	階段	直通階段の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	(略)
(12)			(略)	(略)	(略)
(13)			手すりの設置の状況	目視等により確認する。	(略)
(14)			物品の放置の状況	目視等により確認する。	(略)
(15)			階段各部の劣化及び損傷の状況	目視等、触診及び設計図書等により確認する。	(略)
(16)		屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	(略)
(17)		屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	(略)
(18)			開放性の確保の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	(略)
(19)		特別避難階段	(略)	(略)	(略)
(20)			階段室又は付室（以下「付室等」という。）の排煙設備の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	排煙設備が設置されていないこと。
(21)			付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況	目視等及び作動により確認する。	外気に向かって開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。
(22)			物品の放置の状況	目視等により確認する。	(略)
(23)	排煙設	防煙壁	(略)	(略)	(略)

(24)	備等		防煙壁の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	防煙壁にき裂、破損、変形等があること。
(25)		排煙設備	排煙設備の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	令第126条の2の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の7第1項の規定が適用され、かつ区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(26)			排煙口の維持保全の状況	目視等により確認するとともに、開閉を確認する。	(略)
(27)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	(略)
(28)			非常用の進入口等の維持保全の状況	目視等により確認する。	(略)
(29)		非常用エレベーター	令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー（以下「乗降ロビー」という。）の構造及び面積の確保の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	(略)
(30)			昇降路又は乗降ロビー（以	目視等及び設計図書等により確認する。	排煙設備が設置されていないこと。

			下「乗降ロビー等」という。)の排煙設備の設置の状況			
	(31)		乗降ロビー等の外気に向かって開くことができる窓の状況	目視等により確認するとともに、開閉を確認する。	外気に向かって開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。	
	(32)		物品の放置の状況	目視等により確認する。	乗降ロビーに物品が放置されていること。	
	(33)	非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	令第126条の4の規定に適合しないこと。	
6 その他	(1)	特殊な構造	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することですり。	
	(2)		膜張力及びケーブル張力の状況	目視等により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することですり。	(略)	
	(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）	目視等により確認するとともに、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認する。	(略)
	(4)		上部構造の可動の状況	目視等により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することですり。	(略)	

				りる。		
	(5)	避雷設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)	
	(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
	(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
	(8)	令第138条第1項第一号に掲げる煙突		煙突本体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
	(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)

別表第2

		(イ) 調査項目		(ロ) 調査方法	(ハ) 判定基準	
1 建築物の内部	(1)	令第112条	(略)	(略)	(略)	
	(2)	第11項	堅穴区画の外周部	(略)	(略)	
	(3)	に規定する区画（以下「堅穴区画」という。）		令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
	(4)	準耐火構造の壁（堅穴区画を構成する壁に限る。）		(略)	(略)	(略)
	(5)		部材の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)	
	(6)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある	(略)	

			場合によっては、点検口等から目視等により確認する。	
(7)		給水管、配電管 その他の管又は 風道の区画貫通 部の充填等の処 理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合によっては、点検口等から目視等により確認する。	(略)
(8)	準耐火構造の床	(略)	(略)	(略)
(9)	(<u>堅穴区画を構成する床に限る。</u>)	部材の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
(10)		給水管、配電管 その他の管又は 風道の区画貫通 部の充填等の処 理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合によっては、点検口等から目視等により確認する。	(略)
(11)	防火設備（ <u>堅穴区画を構成する防火設備に限る。</u> 以下同じ。）	区画に対応した防火設備の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	令第112条第19項の規定に適合しないこと。
(12)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	令第112条第19項の規定に適合しないこと。
2	(1)	(略)	(略)	(略)
避難施設	(2)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況	目視等及び設計図書等により確認する。
	(3)		手すり等の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。
	(4)		物品の放置の状況	目視等により確認する。

(5)		避難器具の操作性の確保の状況	目視等及び作動により確認する。	(略)
(6)	直通階段	直通階段の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	(略)
(7)		(略)	(略)	(略)
(8)		手すりの設置の状況	目視等により確認する。	(略)
(9)		物品の放置の状況	目視等により確認する。	(略)
(10)		階段各部の劣化及び損傷の状況	目視等、触診及び設計図書等により確認する。	(略)

別記 (略)

〔平成20年3月10日国土交通省告示第285号〕
建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（抄）

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第974号による改正
 （ の部分） （令和7年7月1日から施行）

前文（略）
 第1～第3（略）
 附則（略）

別表第1

	(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	
1 法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）	(1)	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	給気機の外気取入口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水の浸入等の防止措置の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	(略)
	(2)		給気機の外気取入口及び排気機の排気口の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	(略)
	(3)		各居室の給気口及び排気口の設置位置	給気口及び排気口の位置関係を目視等及び設計図書等により確認するとともに、必要に応じて気流方向を気流検知器等を用いて確認する。	(略)
	(4)		各居室の給気口及び排気口	目視等又は触診により確認する。	(略)

		の取付けの状況		
(5)		風道の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	(略)
(6)		風道の材質	目視等又は触診により確認する。	(略)
(7)		給気機又は排気機の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	(略)
(8)		換気扇による換気の状況	目視等により確認する。	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。
(9)		各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
(10)、(11)	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	(略)		
(12)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	(略)
(13)		空気調和設備の主要機器及び配管の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
(14)		空気調和設備の運転の状況	目視等又は触診により確認する。	(略)
(15)		空気ろ過器の点検口	目視等により確認する。	(略)
(16)		冷却塔と建築物の他の部分	目視等により確認するとともに、必要に応じ鋼製	(略)

			との離隔距離	巻尺等により測定する。	
			空気調和設備の性能	(略)	
2 換気設備を設けるべき調理室等	(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質	目視等又は触診により確認する。	(略)
	(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	(略)
	(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	(略)
	(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	(略)
	(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	(略)
	(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況	目視等又は触診により確認する。	(略)
	(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	(略)
	(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	昭和45年建設省告示第1826号第4第二号又は第三号の規定に適合しないこと。

	(9)		各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
	(10)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	(略)
	(11)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況	目視等により確認する。	(略)
	(12)		換気扇による換気の状況	目視等により確認する。	(略)
	(13)		給気機又は排気機の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	(略)
	(14)		機械換気設備の換気量	(略)	(略)
3 法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室等	(1)	防火ダンパー等（外壁の開口部	防火ダンパーの設置の状況	設計図書等により確認するとともに、目視等により確認する。	(略)
	(2)	で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	(略)
	(3)		(略)	(略)	(略)
	(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視等又は触診により確認する。	(略)
	(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	目視等により確認する。	(略)

(6)	防火ダンパーの温度ヒューズ	目視等により確認する。	(略)
(7)	壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況	目視等により確認する。	(略)
(8)	連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	(略)
(9)	(略)	(略)	(略)

次の表の左欄に掲げる項目については、それぞれ同表の右欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。

1項(3)、(10)及び(17)から(22)まで、2項(14)並びに3項(9)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録
1項(1)、(2)、(5)から(8)まで、(11)から(13)まで、(15)及び(16)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員（以下「一級建築士等」という。）が実施した検査の記録
1項(4)及び(14)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

別表第2

	(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
1 令第123条第3項第二号に規定する階段室又は付室、令	(1) 排煙機	排煙機の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	(略)
		排煙風道との接続の状況	目視等により確認する。	(略)
		煙排出口の設置の状況	目視等により確認する。	(略)
		煙排出口の周囲の状況	目視等により確認する。	(略)

第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等	(5)	屋外に設置された煙排出口への雨水等の防止措置の状況	目視等により確認する。	(略)		
	(6)～(10)	(略)				
	(11) 排煙口	(11)	機械排煙設備の排煙口の位置	目視等により確認する。	(略)	
		(12)	排煙口の周囲の状況	目視等により確認する。	(略)	
		(13)	排煙口の取付けの状況	目視等により確認する。	(略)	
		(14)	手動開放装置の周囲の状況	目視等により確認する。	(略)	
		(15)	手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視等により確認する。	(略)	
	(16) 機械排煙設備の排煙口の性能	(16)	(略)	(略)	(略)	
		(17)	排煙口の開放の状況	目視等又は聴診により確認する。	(略)	
		(18)～(20)	(略)			
		(21) 排煙風道	(21)	機械排煙設備の排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
			(22)	排煙風道の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	(略)
	(23)		排煙風道の材質	目視等により確認する。	(略)	
	(24)		防煙壁の貫通措置の状況	目視等により確認する。	(略)	
	(25)		排煙風道と可燃物、電線等	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼	(略)	

		との離隔距離及び断熱の状況	製巻尺等により測定する。	
(26)	防火ダンパー（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	(略)
(27)		(略)	(略)	(略)
(28)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視等又は触診により確認する。	(略)
(29)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	目視等により確認する。	(略)
(30)		防火ダンパーの温度ヒューズ	目視等により確認する。	(略)
(31)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況（防火ダンパーが令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する部分に設けられている場合に限る。）	目視等により確認する。	(略)
(32)		特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気	排煙口及び給気口の大きさ及び位置	目視等により確認する。
(33)	排煙口及び給気口の周囲の状況		目視等により確認する。	(略)

(34)	口の外觀	排煙口及び給気口の取付けの状況	目視等により確認する。	(略)
(35)		手動開放装置の設置の状況	目視等により確認する。	(略)
(36)		手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視等により確認する。	(略)
(37)	(略)			
(38)	(略)			
(40)	特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
(41)		給気風道の材質	目視等により確認する。	(略)
(42)		給気風道の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	(略)
(43)		防煙壁の貫通措置の状況	目視等により確認する。	(略)
(44)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	(略)
(45)	給気風道との接続の状況	目視等により確認する。	(略)	
(46)	(略)			
(47)	(略)			
(50)	(略)			
(51)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置	目視等により確認する。	(略)
(52)		吸込口の周囲の状況	目視等により確認する。	(略)
(53)		屋外に設置された吸込口へ	目視等により確認する。	(略)

			の雨水等の防止措置の状況			
2 令第123条第3項第二号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー	(1)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	(略)	(略)	(略)	
	(2)		給気口の周囲の状況	目視等により確認する。	(略)	
	(3)	加圧防排煙設備	排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
	(4)		排煙風道の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	(略)	
	(5)		排煙風道の材質	目視等により確認する。	(略)	
	(6)		給気口の外観	給気口の周囲の状況	目視等により確認する。	(略)
	(7)		給気口の取付けの状況	目視等により確認する。	(略)	
	(8)		給気口の手動開放装置の周囲の状況	目視等により確認する。	(略)	
	(9)		給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視等により確認する。	(略)	
	(10)		給気口の性能	(略)	(略)	(略)
	(11)		給気口の開放の状況	目視等又は聴診により確認する。	(略)	
	(12)		給気風道（隠蔽部分及び埋	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)

(13)	設部分を除く。）	給気風道の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	(略)	
(14)		給気風道の材質	目視等により確認する。	(略)	
(15)		給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	(略)
(16)			給気風道との接続の状況	目視等により確認する。	(略)
(17)～(20)	(略)				
(21)	給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置	目視等により確認する。	(略)	
(22)		吸込口の周囲の状況	目視等により確認する。	(略)	
(23)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	目視等により確認する。	(略)	
(24)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(25)	空気逃し口の外観	空気逃し口の高さ及び位置	目視等により確認する。	(略)	
(26)		空気逃し口の周囲の状況	目視等により確認する。	(略)	
(27)		空気逃し口の高さ及び位置	目視等により確認する。	(略)	
(28)	空気逃し口の外観	空気逃し口の作動の状況	目視等により確認する。	(略)	
(29)	圧力調整装置の外観	圧力調整装置の高さ及び位置	目視等により確認する。	(略)	
(30)		圧力調整装置の周囲の状況	目視等により確認する。	(略)	

	(31)		圧力調整装置の取付けの状況	目視等により確認する。	(略)
	(32)	圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況	目視等により確認する。	(略)
3 令第126条の2第1項に規定する居室等	(1)	可動防煙壁	(略)		
	(3)				
	(4)		可動防煙壁の材質	目視等により確認する。	(略)
	(5)		可動防煙壁の防煙区画	目視等により確認する。	(略)
	(6)		(略)	(略)	(略)
4 予備電源	(1)	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視等により確認する。	(略)
	(2)		(略)	(略)	(略)
	(3)		発電機及び原動機の状況	目視等又は触診により確認する。	(略)
	(4)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視等により確認する。	(略)
	(5)		始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視等により確認するとともに、聴診により確認する。	(略)
	(6)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視等により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	(略)
	(7)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視等により確認する。	(略)
	(8)		計器類及びランプ類の指示	目視等により確認する。	(略)

	(9)		及び点灯の状況		
			自家用発電装置の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	(略)
			(略)	(略)	(略)
			接地線の接続の状況	目視等により確認する。	(略)
			(略)	(略)	(略)
	(10)	自家用発電装置の性能	(略)	(略)	(略)
			運転の状況	目視等、聴診又は触診により確認する。	(略)
			排気の状況	目視等により確認する。	(略)
			(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)
(11)	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況	目視等又は触診により確認する。	(略)	
		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視等により確認する。	(略)	
		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視等により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	(略)	
		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視等により確認する。	(略)	
		給気部及び排気管の取付けの状況	目視等により確認する。	(略)	
		Vベルト	目視等又は触診により確認する。	(略)	
		接地線の接続	目視等により確認する。	(略)	

			の状況		
	(25)		(略)	(略)	(略)
	(26)	直結エンジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況	目視等、聴診又は触診により確認する。	(略)
(略)					

別表第3

	(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法	(ニ) 判定基準
1 照明器具	(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等	目視等により確認する。(略)
	(2)		照明器具の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。(略)
2 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家発電装置	(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能	作動の状況及び点灯時間を確認する。ただし、 <u>自動検査機能を有するもの</u> にあつては、 <u>自動検査機能による検査終了後における表示等により確認すること</u> で足りる。(略)
	(2)	照度	照度の状況	避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定する。ただし、 <u>自動検査機能を有し、非常時のみLEDランプが点灯するもの</u> にあつては、 <u>自動検査機能による検査終了後における表示等により確認すること</u> で足りる。昭和45年建設省告示第1830号第4第一号の規定に適合しないこと。
	(3)		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。 <u>照明の妨げとなる物品が放置されていること。</u>
	(4)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況	目視等により確認する。(略)

	(5)	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	目視等又は触診により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。(略)
3 電源別置形の蓄電池及び自家発電装置	(1)	配線	照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	目視等により確認する。(略)
	(2)		電気回路の接続の状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて回路計により測定する。(略)
	(3)		接続部(幹線分岐及びボックス内に限る。)の耐熱処理の状況	目視等により確認する。(略)
	(4)		予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	目視等により確認する。(略)
	(5) (6)	(略)		
4 電池内蔵形の蓄電池	(1)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況	目視等により確認する。(略)
	(2)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況	目視等により確認する。(略)

5 電源別置形の蓄電池	(1)	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	目視等により確認する。	(略)	
	(2)		(略)	(略)	(略)	
	(3)		蓄電池の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	(略)	
	(4)~(6)	(略)				
	(7)	充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	目視等により確認する。	(略)	
	(8)		キュービクルの取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	(略)	
	6 自家発電装置	(1)	自家発電装置等の状況	自家発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視等により確認する。	(略)
		(2)		(略)	(略)	(略)
(3)		発電機及び原動機の状況		目視等又は触診により確認する。	(略)	
(4)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況		目視等により確認する。	(略)	
(5)		始動用の空気槽の圧力		圧力計を目視等により確認するとともに、聴診により確認する。	(略)	
(6)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況		目視等により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	(略)	
(7)		燃料及び冷却水の漏洩の状況		目視等により確認する。	(略)	
(8)		計器類及びラ		目視等により確認する。	(略)	

(略)	(9)~(11)	自家発電装置の性能	ランプ類の指示及び点灯の状況				
			自家発電装置の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	(略)		
			(略)	(略)	(略)		
			接地線の接続の状況	目視等により確認する。	(略)		
			(略)	(略)	(略)		
			(13)~(15)	自家発電装置の性能	(略)		
			(15)		運転の状況	目視等、聴診又は触診により確認する。	(略)
	(16)	排気の状況	目視等により確認する。		(略)		
	(17)	(略)	(略)	(略)			
	(略)						

別表第4

	(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法	(ニ) 判定基準
1 飲料用の配管設備及び排水設備	(1)	飲料用配管及び排水配管の取付けの状況	目視等により確認する。	(略)
	(2)	管（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	配管の腐食及び漏水の状況	目視等により確認する。
	(3)		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況	目視等により確認する。
	(4)		継手類の取付けの状況	目視等により確認する。
	(5)	保温措置の状況	目視等により確認する。	(略)
	(6)	防火区画等の貫通措置の状	目視等により確認する。	(略)

		況			
	(7)	配管の支持金物	目視等により確認する。	(略)	
	(8)	飲料水系統配管の汚染防止措置の状況	目視等により確認する。	(略)	
	(9)	止水弁の設置の状況	目視等により確認する。	(略)	
	(10)	ウォーターハンマーの防止措置の状況	目視等により確認する。	(略)	
	(11)	給湯管及び膨張管の設置の状況	目視等により確認する。	(略)	
2 飲料水の配管設備	(1)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)並びに給水ポンプ	給水タンク等の設置の状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	(略)
	(2)		給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況	目視等により確認する。	(略)
	(3)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況	目視等により確認する。	(略)
	(4)、(5)		(略)		
	(6)		給水タンク及びポンプ等の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	(略)
	(7)		給水タンク等の内部の状況	目視等により確認する。	(略)
	(8)	給湯設備	給湯設備(ガ	目視等又は触診により確	(略)

		(循環ポンプを含む。)	ス湯沸器を除く。)の取付けの状況	認する。	
	(9)		ガス湯沸器の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	(略)
	(10)		給湯設備の腐食及び漏水の状況	目視等により確認する。	(略)
3 排水設備	(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	(略)
	(2)		排水槽の通気の状況	目視等により確認する。	(略)
	(3)		排水漏れの状況	目視等により確認する。	(略)
	(4)		排水ポンプの設置の状況	目視等により確認する。	(略)
	(5)、(6)		(略)		
	(7)	排水再利用	(略)	(略)	(略)
	(8)	配管設備(中水道を含む。)	雑用水給水栓の表示の状況	目視等により確認する。	(略)
	(9)		配管の標識等	目視等により確認する。	(略)
	(10)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	目視等により確認する。	(略)
	(11)		消毒装置	目視等により確認する。	(略)
	(12)	その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況	目視等により確認する。
(13)		排水トラップ	排水トラップの取付けの状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	(略)

〔平成28年5月2日国土交通省告示第723号〕
防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（抄）

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第974号による改正
 (____の部分) (令和7年7月1日から施行)

前文 (略)
 第1、第2 (略)
 附 則 (略)

別表第1

	(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
(1)	防火扉	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
(2)		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(3)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
(4)	常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）	固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
(5)	人の通行の用に供する	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定	昭和48年建設省告示第2563号第1第一号又は第

(14)	阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	(略)
(15)	排水管	公共下水道等への接続の状況	目視等により確認する。	(略)
(16)		雨水排水立て管の接続の状況	目視等により確認する。	(略)
(17)		排水の状況	目視等により確認する。	(略)
(18)		掃除口の取付けの状況	目視等により確認する。	(略)
(19)		雨水系統との接続の状況	目視等により確認する。	(略)
(20)		間接排水の状況	目視等により確認する。	(略)
(21)	通気管	通気開口部の状況	目視等により確認する。	(略)
(22)		通気管の状況	目視等又は嗅診により確認する。	(略)
(略)				

別 記 (略)

		部分に設ける防火扉（常閉防火扉にあっては、各階の主要なものに限る。）		し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	二号イの規定に適合しないこと。
(6)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	(略)
(7)			感知の状況	(17)の項又は(18)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	(略)
(8)		温度ヒューズ装置	設置の状況	目視等により確認する。	(略)
(9)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視等により確認する。	(略)
(10)			結線接続の状況	目視等又は触診により確認する。	(略)
(11)			(略)	(略)	(略)
(12)			(略)	(略)	(略)
(13)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
(14)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視等により確認する。	(略)
(15)		自動閉鎖装置	設置の状況	目視等又は触診により確認する。	(略)

		置		認する。	
(16)			(略)	(略)	(略)
(17)	総合的な作動の状況	防火扉（常閉防火扉を除く。）の閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉（(18)の項の点検が行われるものを除く。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも1以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	(略)	
(18)			(略)	(略)	(略)

別表第2

	(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。	物品が放置されていること等により防火シャッターの閉鎖に支障があること。
(2)		駆動装置 ((2)の項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況	目視等、聴診又は触診により確認する。	(略)
(3)			スプロケットの設置の状況	目視等により確認する。	(略)
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況	目視等、聴診又は触診により確認する。	(略)

(5)		ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況	目視等、聴診又は触診により確認する。	(略)
(6)	カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	防火シャッターを閉鎖し、 <u>目視等</u> により確認する。	(略)
(7)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視等又は触診により確認する。	(略)
(8)	ケース	劣化及び損傷の状況	<u>目視等</u> により確認する。	(略)
(9)	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	<u>目視等</u> により確認する。	(略)
(10)	危害防止装置（人の通行の用に供	危害防止用連動中継器の配線の状況	<u>目視等</u> により確認する。	(略)
(11)	する部分に設ける防火シャッターに係るものに限る。）	危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	<u>目視等</u> により確認する。	(略)
(12)		危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等 を操作し、 <u>目視等</u> により 確認する。	(略)
(13)		座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	<u>目視等</u> により確認するとともに、座板感知部を作動させ、防火シャッターの降下が停止することを確認する。	(略)
(14)		(略)	(略)	(略)
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置 <u>目視等</u> により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	(略)

(16)		(略)	(略)	(略)
(17)	温度ヒューズ装置	設置の状況	<u>目視等</u> により確認する。	(略)
(18)	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	<u>目視等</u> により確認する。	(略)
(19)		結線接続の状況	<u>目視等</u> 又は触診により確認する。	(略)
(20)		(略)	(略)	(略)
(21)		(略)	(略)	(略)
(22)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	<u>目視等</u> により確認する。	(略)
(23)		容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、 <u>目視等</u> により確認する。	(略)
(24)	自動閉鎖装置	設置の状況	<u>目視等</u> 又は触診により確認する。	(略)
(25)	手動閉鎖装置	設置の状況	<u>目視等</u> により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	(略)
(26)、(27)	総合的な作動の状況	(略)		

別表第3

	(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の <u>放置並びに照明器具及び懸垂物等</u> の状況	<u>目視等</u> により確認する。 物品が放置されていること等により耐火クロススクリーンの閉鎖又は作動に支障があること。
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況	<u>目視等</u> 、聴診又は触診により確認する。

(3)	カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	耐火クロススクリーンを閉鎖し、 <u>目視等</u> により確認する。	(略)
(4)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	<u>目視等</u> 又は触診により確認する。	(略)
(5)	ケース	劣化及び損傷の状況	<u>目視等</u> により確認する。	(略)
(6)	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	<u>目視等</u> により確認する。	(略)
(7)	危害防止装置（人の通行の用に供	危害防止用連動中継器の配線の状況	<u>目視等</u> により確認する。	(略)
(8)	する部分に設ける耐火クロススクリーンに係るものに限る。）	危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	<u>目視等</u> により確認する。	(略)
(9)		危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等 を操作し、 <u>目視等</u> により確認する。	(略)
(10)		座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	<u>目視等</u> により確認するとともに、座板感知部を作動させ、耐火クロススクリーンの降下が停止することを確認する。	(略)
(11)		(略)		
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置 <u>目視等</u> により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	(略)
(13)		(略)	(略)	(略)
(14)	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	<u>目視等</u> により確認する。	(略)

(15)		結線接続の状況	<u>目視等</u> 又は触診により確認する。	(略)
(16)、(17)		(略)		
(18)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	<u>目視等</u> により確認する。	(略)
(19)		容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、 <u>目視等</u> により確認する。	(略)
(20)	自動閉鎖装置	設置の状況	<u>目視等</u> 又は触診により確認する。	(略)
(21)	手動閉鎖装置	設置の状況	<u>目視等</u> により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	(略)
(22)、(23)	総合的な作動の状況	(略)		

別表第4

	(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
(1)	ドレンチャータ等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の <u>放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況</u>	物品が <u>放置されていること等</u> によりドレンチャータ等の作動に支障があること。
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	<u>目視等</u> により確認する。
(3)		開閉弁	開閉弁の状況	<u>目視等</u> により確認する。
(4)		排水設備	排水の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 放水区域に放水することができる場合にあっては、放水し、排水の状況を <u>目視等</u> によ

			り確認する。 ロ 放水区域に放水することができない場合にあっては、放水せず、排水口のつまり等を目視等により確認する。	
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況	目視等により確認する。(略)
(6)			給水装置の状況	目視等により確認する。(略)
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況	目視等又は作動の状況により確認する。(略)
(8)			結線接続の状況	目視等又は触診により確認する。(略)
(9)			(略)	(略)
(10)			ポンプ及び電動機の状況	目視等又は触診により確認する。(略)
(11)			(略)	(略)
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。(略)
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等 を操作し、目視等により 確認する。(略)
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況	目視等又は作動の状況により確認する。(略)
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び	設置位置	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定す

		熱感知器 (火災感知用ヘッド等の感知装置を含む。)		る。	
(16)		(略)	(略)	(略)	(略)
(17)		制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視等により確認する。	(略)
(18)			結線接続の状況	目視等又は触診により確認する。	(略)
(19)、 (20)			(略)		
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
(22)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。	(略)
(23)		自動作動装置	設置の状況	目視等又は触診により確認する。	(略)
(24)		手動作動装置	設置の状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	(略)
(25)、 (26)		総合的な作動の状況	(略)		

別記 (略)

〔平成20年3月10日国土交通省告示第283号〕

昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（抄）

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第974号による改正
（__の部分）

（令和7年7月1日から施行）

前文（略）

第1、第2（略）

附則（略）

別表第1

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
1 機械室 (機械室を有しないエレベーターにあつては、共通)	(1)	機械室への通路及び出入口の戸	機械室の戸の設置及び施錠の状況	設置の状況を目視又はこれに類する方法(以下「目視等」という。)により確認し、施錠の状況を戸を解錠及び施錠して確認する。	(略)
			手すりの位置及び取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
			機械室への通路の状況	機械室までの通路において、高さ又は幅員が最小となる箇所及び障害物がある箇所を目視等により確認し又は測定する。	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等	昇降機以外の設備等の状況	目視等により確認する。	(略)	
		壁面及び天井からの漏水並びに窓の破損	目視等により確認する。	(略)	

			の状況		
			機械室の床及び機器の汚損の状況	目視等により確認する。	(略)
			(略)		
(3)	機械室の床の貫通部	貫通部の状況	機械室又はかご上において目視等により確認する。	(略)	
(4)	救出装置	手巻きハンドル等又は充電回路等の設置の状況	目視等により確認する。	(略)	
		(略)	(略)	(略)	
(5)	制御器	(略)	(略)	(略)	
(6)	接 触 器、継 電器及び運 転 制御用 基板	(略)	(略)	(略)	
		電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視等により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	(略)	
		ブレーキ用接触器の接点の状況	目視等により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	(略)	
(7)	ヒューズ	設置の状況	目視等により確認する。	(略)	
(8)、(9)	(略)				
(10)	階床選択機	表示灯の点灯の状況	目視等により確認する。	(略)	
		(略)	(略)	(略)	
(11)	巻上機	減速歯車	潤滑油の油量の状況	オイルゲージ等を目視等により確認する。	(略)
			潤滑油の劣化の状況	色及び不純物を目視等により確認する。	(略)
			歯の状況(ウォーム・)	異常音及び異常な振動がないか確認し、異常音又	(略)

		ホイール式のものに限る。)	は異常な振動が認められる場合にあっては、歯の段差及び欠損について目視等により確認し又は測定する。	
(12)	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかりの状況 (巻胴式のものを除く。)	主索及び溝の摩耗の状況を目視等により確認し又は溝と主索のすき間若しくは綱車外周からの主索の出張りを測定し、主索と綱車が滑らないことを確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
		欠損及びき裂の状況	目視等により確認する。	(略)
(13)	(略)			
(14)	ブレーキ	油の付着の状況	目視等により確認する。	(略)
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
	(略)			
		パッドとドラム及びディスクとの接触の状況(同心軸上にて回転するパッドにより制動するものを除く。)	目視等及び聴診により確認する。	(略)
		ブレーキ制動時のプランジャーの状況	かごを保持している状態において目視等により確認し、ストロークを測定する。	(略)
(略)				
		摩耗粉の状況 (電気制動式のものに限	ブレーキ周囲の摩耗粉を目視等により確認する。	(略)

			る。)		
		作動時の状況 (電気制動式のものに限る。)	ブレーキ制動時の状態を目視等及び聴診により確認する。	(略)	
(15)	そらせ車	外観の状況	目視等により確認する。	(略)	
		(略)			
(16)	電動機	(略)			
		整流子の状況	無負荷運転し、目視等により火花を確認する。	(略)	
		ブラシの摩耗の状況	目視等により残存長さを確認し又は測定する。	(略)	
(17)	電動発電機	(略)			
		整流子の状況	無負荷運転し、目視等により火花を確認する。	(略)	
		ブラシの摩耗の状況	目視等により残存長さを確認し又は測定する。	(略)	
(18)	駆動装置等の耐震対策	転倒及び移動を防止するための措置の状況	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目視等又は触診により確認する。	(略)	
		ロープガード等の状況	目視等及び触診により確認し又は測定する。	(略)	
		(略)			
(19)	(略)	(略)	(略)	(略)	
2 共通	(1)	かご側調速機	滑車の状況	目視等により確認する。	(略)
			取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		支点部の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)	
		(略)			
		キャッチと過速スイッチとの整合性の状況	目視等により作動の順位を確認する。	(略)	

		(略)	(略)	(略)
(2)	釣合おもり側調速機	滑車の状況	目視等により確認する。	(略)
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		支点部の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		(略)		(略)
(3)	主索又は鎖	(略)	(略)	(略)
		主索の素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多し箇所、傷のある箇所等を目視等により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視等により確認する。	(略)
		主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視等により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視等により確認する。	(略)
		主索の損傷及び変形の状況	全長を目視等により確認する。	(略)
		鎖の給油及び外観の状況	全長を目視等により確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
(4)	主索又は鎖の張	張りの状況	次に掲げる方法のいずれ	(略)

			かによる。 イ 各主索又は鎖の末端部のスプリングの高さを目視等により確認する。 ロ、ハ (略)	
(5)	主索又は鎖及び調速機ロープの取付け部	昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		主索又は鎖及び調速機ロープの端部における止め金具の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		止め金具及びその取付け部の損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
(6)	主索又は鎖の緩み検出装置	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
(7)	主索又は鎖の巻過ぎ検出装置	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		(略)		
(8)	はかり装置（乗用エレベーター又は寝台用エレベーターであって、特殊告示第1第六号に掲げるもの（籠の床面積が1.1m ² 以下のものに限る。以下同じ。）以外のものに限	(略)	(略)	(略)
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)

		る。)		
	(9)	(略)	(略)	(略)
	(10)	地震時等管制運転装置（特殊告示第1第四号に掲げるエレベーターを除く。）	加速度を検知する部分の取付けの状況 (略)	目視等及び触診により確認する。 (略)
	(11) ～ (13)	(略)		
3 かご室	(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床	かごの構造及び設置の状況	目視等により確認する。 (略)
			可燃物の状況	目視等により確認する。 (略)
	(2)	かごの戸及び敷居	戸及び敷居の構造及び設置の状況	目視等により確認する。 (略)
			戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況（特殊告示第1第七号に掲げるエレベーターを除く。）	目視等により確認し又は測定する。 (略)
			敷居とドアシューの摩耗の状況	目視等により確認する。 (略)
			ドアシューのかかりの状況	目視等により確認し又は測定する。 (略)
			戸の可燃物の状況	目視等により確認する。 (略)
			戸の開閉の状況	目視等及び触診により確認する。 (略)
		戸の反転作動の状況（動力により自閉す	目視等及び触診により確認する。 (略)	

		るものに限る。)		
		連結ロープの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
(3)	かごの戸のスイッチ	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		スイッチの作動の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 途中階においてかごを停止させ、かごの戸を開いた後、徐々に戸を閉め、作動の位置を目視等により確認し又は測定する。 ロ かごの戸が開いた状態において動かないことを確認した後、スイッチの作動の位置を目視等により確認し又は測定する。	(略)
(4)	(略)			
(5)	車止め、光電装置等（自動車運搬用エレベーターに限る。）	(略)	(略)	(略)
		車止めの設置の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
(6)	かご操作盤及び表示器	かご操作盤及び押しボタン等の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		(略)		
		表示器の状況	目視等により確認する。	(略)
		破損の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
(7) ～ (10)	(略)			
(11)	かごの照明装置	設置、作動及	目視等により確認し又は	(略)

		び照度の状況	照度計により測定する。		
	(12)	停電灯装置（乗用エレベーター及び寝台用エレベーターに限る。）	設置、作動及び照度の状況	設置の状況を目視等により確認するとともに、照明電源を遮断し、作動の状況をおおむね1分間確認し、操作注意銘板が容易に認識できることを確認する。	(略)
	(13)	かごの床先（令第129条の11の規定の適用のあるエレベーター及び特殊告示第1第七号に掲げるものを除く。）	かごの床先と昇降路壁及び出入口の床先とのすき間の状況	目視等により確認し又はかごの床先と昇降路壁及び出入口の床先との水平距離を測定する。	(略)
			フェッシャプレート ¹ の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
かご上	(1)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(2)	頂部安全距離確保スイッチ	(略)	(略)	(略)
			取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
	(3)	上部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ	(略)	(略)	(略)
			取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
	(4)	上部緩衝器又は上部緩衝材	設置及び取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
			劣化の状況	目視等により確認する。	(略)
	(5)	頂部綱車	外観の状況	目視等により確認する。	(略)
			(略)	(略)	(略)
	(6)	調速機ロープ	(略)	(略)	(略)
素線切れの状況			基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合にロープが綱車にかかる箇所、綱車による曲げ	(略)	

			回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視等により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視等により確認する。		
		錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視等により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が見える箇所がある場合にあつては、錆びた摩耗粉により谷部が見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視等により確認する。	(略)	
		損傷及び変形の状況	全長を目視等により確認する。	(略)	
	(7)	(略)	(略)	(略)	
	(8)	かごのガイドシュー及びガイドローラーその他これに類するもの（以下「ガイドシュー等」という。）	摩耗の状況	目視等、聴診及び触診により確認する。	(略)
			(略)	(略)	(略)
	(9)	かご吊り車	外観の状況	目視等により確認する。	(略)
			(略)	(略)	(略)
	(10)	ガイドレール及びレールブラケット	(略)	(略)	(略)
			劣化の状況	目視等により確認する。	(略)
	(11)	施錠装置	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
			(略)	(略)	(略)
			劣化の状況	目視等により確認する。	(略)

(12)	昇降路における壁又は囲い	昇降路の構造及び設置の状況	目視等により確認する。	(略)
		可燃物の状況	目視等により確認する。	(略)
(13)	乗り場の戸及び敷居	戸及び敷居の構造及び設置の状況	目視等により確認する。	(略)
		戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況	目視等により確認し又は測定する。	(略)
		敷居とドアシューの摩耗の状況	目視等により確認する。	(略)
		ドアシューのかかりの状況	目視等により確認し又は測定する。	(略)
		戸の可燃物の状況	目視等により確認する。	(略)
		戸の開閉の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		戸の自閉の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		連結ロープ及びドアクローザーロープの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
(14)	昇降路内の耐震対策	ロープガード等の状況	目視等及び触診により確認し又は測定する。	(略)
		ガイドレールとのかかりの状況	目視等により確認し又は測定する。	(略)
		突出物の状況	目視等により確認する。	(略)
(15)	移動ケーブル及び取付部	移動ケーブルの損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)

(16)	釣合おもりの各部	枠の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)		
		(略)	(略)	(略)		
		ガイドシュー等の摩耗の状況	目視等、聴診及び触診により確認する。	(略)		
		釣合おもり片の脱落防止措置の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)		
		(17)	釣合おもり非常止め装置	機構部の状況	目視等により確認する。	(略)
				取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
				(略)	(略)	(略)
		(18)	釣合おもり非常止め装置	作動時及び復帰時の構成機器の状況	目視等、聴診及び触診により確認する。	(略)
				(略)	(略)	(略)
		(19)	かごの戸の開閉機構	外観の状況	目視等により確認する。	(略)
(略)	(略)			(略)		
(20)	かごの戸の開閉機構	開閉の状況	目視等及び聴診により確認する。	(略)		
		摩耗の状況	目視等により確認する。	(略)		
		構成部材の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)		
		(略)	(略)	(略)		
(20)	(略)	(略)	(略)	(略)		
5 乗り場	(1)	押しボタン等及び表示器	押しボタン等の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。		
		(略)	(略)	(略)		
		表示器の状況	目視等により確認する。	(略)		
		破損の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)		
(2)	非常解錠装置	(略)	(略)	(略)		

		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)	
(3)	乗り場の戸の遮煙構造	気密材の状況	目視等により確認する。	(略)	
		気密材の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)	
		(略)			
(4)	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造	構造及び設置の状況	目視等により確認する。	(略)	
(5)	制御盤扉（三方枠の一部に収納されたものに限る。）	構造及び設置の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)	
6	(1)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	
	(2)	底部安全距離確保スイッチ	(略)	(略)	(略)
			取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
	(3)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ	(略)		
			取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
	(4)	緩衝器及び緩衝材	設置及び取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
			劣化の状況	目視等により確認する。	(略)
			(略)	(略)	(略)
			油量の状況（油入式のものに限る。）	目視等によりオイルゲージ等を確認する。	(略)
(5)	張り車	張り車の作動の状況	目視等及び聴診により確認する。	(略)	
		張り車の取付け及びピット床等とのすき	目視等及び触診により確認する。	(略)	

		間の状況		
		(略)	(略)	(略)
		タイダウンの取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
(6)	ピット床	汚損及び防水の状況	目視等により確認する。	(略)
		冠水の状況	目視等により確認する。	(略)
		ピット内機器の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
(7)	かご非常止め装置	機構部の状況	目視等により確認する。	(略)
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
		非常止め作動時のかごの水平度	かごの床若しくはかごの枠を目視等により確認し又はかごの床の傾きを精密水準器により測定する。	(略)
(8)	かご下綱車	作動時及び復帰時の構成機器の状況	目視等、聴診及び触診により確認する。	(略)
		非常止めロープの状況	目視等により確認する。	(略)
		外観の状況	目視等により確認する。	(略)
		(略)		
(9)	釣合ロープ又は釣合鎖の取付部	摩耗の状況	目視等により確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
		釣合鎖とピット床のすき間の状況	目視等により確認する。	(略)
		かご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)

		釣合ロープ又は釣合鎖の端部における止め金具の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		止め金具及びその取付け部の損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
(10)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11)	移動ケーブル及び取付部	移動ケーブルの軌跡の状況	かごの昇降時の移動ケーブルの振れを目視等により確認する。	(略)
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
(12)	ピット内の耐震対策	ロープガード等の状況	目視等及び触診により確認し又は測定する。	(略)
		ガイドレールとのかかりの状況	目視等により確認し又は測定する。	(略)
		突出物の状況	目視等により確認する。	(略)
(13)	駆動装置の主索保護カバー（機械室を有しないエレベーターに限る。）	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
(14)	(略)	(略)	(略)	(略)
7 非常用エレベーター	(1)	かご呼び戻し装置	(略)	(略)
		取付け及び操作の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
	(2)	一次消防運転	(略)	(略)
取付け及び操作の状況		目視等及び触診により確認する。	(略)	
		最下階床面以下のスイッチ	スイッチ等に防滴処理がされていない場合は一次	(略)

		の切り離し又は防滴処理の状況	消防運転モード時の信号入力が制御器で正しく処理されているか確認し、スイッチ等に防滴処理がされている場合はその外観を目視等により確認する。	(略)
(3)	二次消防運転	(略)	(略)	(略)
		取付け及び操作の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
(4)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5)	その他	(略)	(略)	(略)
		かご及び昇降路の可燃物の状況	目視等により確認する。	(略)
		ピット内の水に浮く物の状況	目視等により確認する。	(略)
		防滴処理の状況	目視等により確認する。	(略)

別表第2

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
1 機械室 (機械室を有しないエレベーター)	(1)	機械室への通路及び出入口の戸	機械室の戸の設置及び施錠の状況	設置の状況を目視等により確認し、施錠の状況を戸を解錠及び施錠して確認する。	(略)
			手すりの位置及び取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		機械室への通路の状況	機械室までの通路において、高さ又は幅員が最小となる箇所及び障害物がある箇所を目視等により確認し又は測定する。	(略)	

にあつては、共通)	(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等	(略)		
			昇降機以外の設備等の状況	目視等により確認する。	(略)
			壁面及び天井からの漏水並びに窓の破損の状況	目視等により確認する。	(略)
			機械室の床及び機器の汚損の状況	目視等により確認する。	(略)
			照明装置の状況	照明の点灯の状況を確認する。	照明装置が正常に作動しないこと。
			開口部又は換気設備の設置及び換気の状況	設置及び作動の状況を確認し、起動設定温度があるものにあつては、その設定を確認する。	令第129条の9第三号の規定に適合しないこと又は起動設定温度が不適切に設定されていること。
	(3)	救出装置	手巻きハンドル等又は充電回路等の設置の状況	目視等により確認する。	(略)
			(略)	(略)	(略)
	(4)	制御器	(略)	(略)	(略)
	(5)	接 触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路	目視等により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	(略)
電動機主回路用接触器の主接点の状況					
(6)	ヒューズ	設置の状況	目視等により確認する。	(略)	
(7)、(8)		(略)			
(9)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(10)	階床選択機	表示灯の点灯	目視等により確認する。	(略)	

	(11)	油圧パワーユニット	電動機及びポンプ	の状況		
				(略)	(略)	(略)
				電動機とポンプの連結部の状況（油浸式のものを除く。）	目視等、聴診又は触診により確認する。	(略)
				ポンプのバックキン部の状況（油浸式のものを除く。）	目視等により確認する。	(略)
	(12)	圧力計	設置の状況	目視等により確認する。	(略)	
	(略)		(略)	(略)		
	損傷の状況		目視等により確認する。	(略)		
	(13)～(15)		(略)			
	(16)	油タンク及び圧力配管	油漏れの状況	目視等により確認する。	(略)	
	作動油の状況		目視等又は触診により確認する。	(略)		
作動油の油量の状況	かごを最上階若しくは最下階に停止させ、油面計を確認し又はかごを最上階に停止させ、作動油の油面の高さを目視等により確認する。		(略)			
(17)	作動油温度抑制装置	(略)	(略)	(略)		
起動設定温度の状況		目視等により確認する。	(略)			
(18)	ストップバルブ	作動の状況	ストップバルブを閉じ、かごを上昇させ、かごの位置又は作動油量を目視等により確認する。	(略)		
		油漏れの状況	目視等により確認する。	(略)		

2 共通	(19)	高圧ゴムホース	変形の状況	ストップバルブが閉じている状態又はブランジャーストッパーが作動した状態においてかごを上昇させ、 <u>目視等</u> により確認する。	(略)
			油漏れ及び損傷の状況	<u>目視等</u> により確認する。	(略)
			曲げの状況	<u>目視等</u> により確認し又は測定する。	(略)
			可動部との接触の状況	<u>目視等</u> により確認する。	(略)
	(20)	駆動装置等の耐震対策	転倒及び移動を防止するための措置の状況	駆動装置及び制御器の取付けの状況を <u>目視等</u> 又は触診により確認する。	(略)
	(1)	圧力配管	取付けの状況	<u>目視等</u> 及び触診により確認する。	(略)
			劣化の状況	<u>目視等</u> により確認する。	(略)
			油漏れの状況	<u>目視等</u> により確認する。	(略)
			浸水の状況	<u>目視等</u> により確認する。	(略)
		(2)	調速機（間接式のエレベーターに限る。）	滑車の状況	<u>目視等</u> により確認する。
取付けの状況				<u>目視等</u> 及び触診により確認する。	(略)
支点部の状況				<u>目視等</u> 及び触診により確認する。	(略)
		(略)			
	キャッチと過速スイッチとの整合性の状況	<u>目視等</u> により作動の順位を確認する。	(略)		
	(略)	(略)	(略)		
(3)	主索又は鎖（間接式のエレベーターに限る。）	(略)	(略)	(略)	
		主索の素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基	(略)	

			準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を <u>目視等</u> により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に <u>目視等</u> により確認する。	
		主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を <u>目視等</u> により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあつては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に <u>目視等</u> により確認する。	(略)
		主索の損傷及び変形の状況	全長を <u>目視等</u> により確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
		鎖の給油及び外観の状況	全長を <u>目視等</u> により確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
(4)	主索又は鎖の張り（間接式のエレベーターに限る。）	張りの状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 各主索又は鎖の末端部のスプリングの高さを <u>目視等</u> により確認する。 ロ、ハ (略)	(略)
(5)	主索又は鎖及び調速機ロープの取付部（間接式のエレベーターに限る。）	かご及びシリンダーにおける止め金具の取付けの状況	<u>目視等</u> 及び触診により確認する。	(略)
		主索又は鎖及	<u>目視等</u> 及び触診により確	(略)

		び調速機ロープの端部における止め金具の取付けの状況	認する。	
		止め金具及びその取付部の損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
(6)	主索又は鎖の緩み検出装置（間接式のエレベーターに限る。）	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
(7)	はかり装置（乗用エレベーター又は寝台用エレベーターであって、特殊告示第1第六号に掲げるもの以外のものに限る。）	(略)	(略)	(略)
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
(8)	ブランジャー	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		劣化の状況	かご上又はピットにおいて目視等又は触診により確認し、シリンダーパッキンからの著しい油漏れがある場合にあっては、全長を詳細に確認する。	(略)
(9)	(略)	(略)	(略)	(略)
(10)	シリンダー	劣化の状況	目視等により確認する。	(略)
		パッキン及びエア抜き部からの油漏れの状況	目視等により確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
(11)	防火区画貫通部	油圧配管、電線及び作動油	防火区画貫通部の措置の状況を目視等により確認	(略)

		戻し配管の防火区画貫通部の状況	する。	
(12)	(略)			
(13)	(略)			
(14)	地震時等管制運転装置（特殊告示第1第四号及び第八号に掲げるエレベーターを除く。）	加速度を検知する部分の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
(15)	(略)			
(17)	(略)			
3 かご室	(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床	かごの構造及び設置の状況	目視等により確認する。
		可燃物の状況	目視等により確認する。	(略)
(2)	かごの戸及び敷居	戸及び敷居の構造及び設置の状況	目視等により確認する。	(略)
		戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況（特殊告示第1第七号及び第八号に掲げるエレベーターを除く。）	目視等により確認し又は測定する。	(略)
		敷居とドアシューの摩耗の状況	目視等により確認する。	(略)
		ドアシューのかかりの状況	目視等により確認し又は測定する。	(略)
		戸の可燃物の状況	目視等により確認する。	(略)
		戸の開閉の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)

		況	認する。	
		戸の反転作動の状況（動力により自閉するものに限る。）	目視等及び触診により確認する。	(略)
		連結ロープの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
(3)	かごの戸のスイッチ	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		スイッチの作動の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 途中階においてかごを停止させ、かごの戸を開いた後、徐々に戸を閉め、作動の位置を目視等により確認し又は測定する。 ロ かごの戸が開いた状態において動かないことを確認した後、スイッチの作動の位置を目視等により確認し又は測定する。	(略)
(4)	(略)			
(6)				
(7)	車止め、光電装置等（自動車運搬用エレベーターに限る。）	(略)	(略)	(略)
		車止めの設置の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
(8)	かご操作盤及び表示器	かご操作盤及び押しボタン等の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		(略)		
		表示器の状況	目視等により確認する。	(略)

		破損の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
(9)	(略)			
(11)				
(12)	かごの照明装置	設置及び照度の状況	目視等により確認し又は照度計により測定する。	(略)
(13)	停電灯装置（乗用エレベーター及び寝台用エレベーターに限る。）	設置、作動及び照度の状況	設置の状況を目視等により確認するとともに、照明電源を遮断し、作動の状況をおおむね1分間確認し、操作注意銘板が容易に認識できることを確認する。	(略)
(14)	かごの床先（令第129条の11の規定の適用のあるエレベーター及び特殊告示第1第七号に掲げるものを除く。）	かごの床先と昇降路壁及び出入口の床先とのすき間の状況	目視等により確認し又はかごの床先と昇降路壁及び出入口の床先との水平距離を測定する。	(略)
		フェッシャプレート取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
4	かご上	(1)	(略)	(略)
		(2)	頂部安全距離確保スイッチ	(略)
			取付けの状況	目視等及び触診により確認する。
		(3)	上部リミット（強制停止）スイッチ（間接式のエレベーターに限る。）	(略)
(4)	ブランジャーリミットスイッチ（間接式のエレベーターに限る。）		(略)	目視等及び触診により確認する。

(5)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6)	頂部綱車（間接式のエレベーターに限る。）	外観の状況	目視等により確認する。	(略)
		(略)		
(7)	ブランジャー頂部綱車又は鎖車（間接式のエレベーターに限る。）	外観の状況	目視等により確認する。	(略)
		(略)		
		鎖車と鎖のかみ合いの状況	目視等及び聴診により確認する。	(略)
(8)	ブランジャーのガイドシュー等	(略)	(略)	(略)
		摩耗の状況	目視等、聴診及び触診により確認する。	(略)
(9)	調速機ロープ	(略)	(略)	(略)
		素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合にロープが綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視等により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視等により確認する。	(略)
		錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視等により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視等により確認する。	(略)
		損傷及び変形	全長を目視等により確認	(略)

		の状況	する。	
(10)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11)	かごのガイドシュー等	(略)	(略)	(略)
		摩耗の状況	目視等、聴診及び触診により確認する。	(略)
(12)	ガイドレール及びレールブラケット	(略)	(略)	(略)
		劣化の状況	目視等により確認する。	(略)
(13)	施錠装置（特殊告示第1第八号に掲げるエレベーターの屋上の昇降路の開口部の戸を除く。）	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		(略)		
(14)	昇降路における壁又は囲い	劣化の状況	目視等により確認する。	(略)
		昇降路の構造及び設置の状況	目視等により確認する。	(略)
(15)	乗りの戸及び敷居（特殊告示第1第八号に掲げるエレベーターの屋上の昇降路の開口部の戸を除く。）	可燃物の状況	目視等により確認する。	(略)
		戸及び敷居の構造及び設置の状況	目視等により確認する。	(略)
		戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況	目視等により確認し又は測定する。	(略)
		敷居とドアシューの摩耗の状況	目視等により確認する。	(略)
		ドアシューのかかりの状況	目視等により確認し又は測定する。	(略)
		戸の可燃物の状況	目視等により確認する。	(略)
		戸の開閉の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		戸の自閉の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)

		連結ロープ及びドアクローザーロープの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)	
(16)	昇降路内の耐震対策	ロープガード等の状況	目視等及び触診により確認し又は測定する。	(略)	
		ガイドレールとのかかりの状況	目視等により確認し又は測定する。	(略)	
		突出物の状況	目視等により確認する。	(略)	
(17)	移動ケーブル及び取付部	移動ケーブルの損傷の状況	目視等により確認する。	(略)	
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)	
(18)	かごの戸の開閉機構	開閉の状況	目視等及び聴診により確認する。	(略)	
		摩耗の状況	目視等により確認する。	(略)	
		構成部材の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)	
		(略)	(略)	(略)	
(19)	(略)	(略)	(略)	(略)	
5 乗り場	(1)	押しボタン等及び表示器	押しボタン等の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		表示器の状況	目視等により確認する。	(略)	
	(2)	非常解錠装置	破損の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
			取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
	(3)	乗り場の戸の遮煙構造	気密材の状況	目視等により確認する。	(略)
			気密材の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)

		(略)			
6 ピット	(4)	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造	構造及び設置の状況	目視等により確認する。	(略)
			可燃物の状況	目視等により確認する。	(略)
	(5)	屋上の昇降路の開口部の戸（へりポート用エレベーターに限る。）		目視等により確認する。	(略)
	(6)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(7)	制御盤扉（三方枠の一部に収納されたものに限る。）	構造及び設置の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
			(略)	(略)	(略)
	(1)	(略)	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
(略)			(略)	(略)	
底部安全距離確保スイッチ			目視等及び触診により確認する。	(略)	
取付けの状況			目視等及び触診により確認する。	(略)	
(略)			(略)	(略)	
(3)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ（間接式のエレベーターに限る。）	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)	
		設置及び取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)	
		劣化の状況	目視等により確認する。	(略)	
		(略)	(略)	(略)	
(4)	緩衝器及び緩衝材	油量の状況（油入式のものに限る。）	目視等によりオイルゲージ等を確認する。	(略)	
		(略)	(略)	(略)	
(5)	張り車（間接式のエレベーターに限る。）	作動の状況	目視等及び聴診により確認する。	(略)	

		取付け及びピット床等とのすき間の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
(6)	ピット床	汚損及び防水の状況	目視等により確認する。	(略)
		冠水の状況	目視等により確認する。	(略)
		ピット内機器の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
(7)	かご非常止め装置（間接式のエレベーターに限る。）	機構部の状況	目視等により確認する。	(略)
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		作動の状況	主索又は鎖が緩んだことを目視等又は緩み検出装置の作動により確認する。	(略)
		非常止め作動時のかごの水平度	かごの床若しくはかごの枠を目視等により確認し又はかごの床の傾きを精密水準器により測定する。	(略)
		作動時及び復帰時の構成部材の状況	目視等、聴診及び触診により確認する。	(略)
(8)	かご下綱車（間接式のエレベーターに限る。）	外観の状況	目視等により確認する。	(略)
		(略)		
(9)	シリンダー下の綱車（間接式のエレベーターに限る。）	外観の状況	目視等により確認する。	(略)
		(略)		
(10)	移動ケーブル及び取付部	移動ケーブルの軌跡の状況	かごの昇降時の移動ケーブルの振れを目視等により確認する。	(略)
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)

		(略)	(略)	(略)
(11)	ピット内の耐震対策	ロープガード等の状況（間接式のエレベーターに限る。）	目視等及び触診により確認し又は測定する。	(略)
		ガイドレールとのかかりの状況	目視等により確認し又は測定する。	(略)
		突出物の状況	目視等により確認する。	(略)
(12)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第3

	(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	
1	(1)	(略)			
	(2)	減速機	(略)		
			潤滑油の油量の状況	オイルゲージ等を目視等により確認する。	(略)
			潤滑油の劣化の状況	色及び不純物を目視等により確認する。	(略)
			油漏れの状況	目視等により確認する。	(略)
			(略)		
	(3)	ブレーキ	油の付着の状況	目視等により確認する。	(略)
			パッドとドラム及びディスクとの接触の状況（同心軸上にて回転するパッドにより制動するものを除く。）	目視等及び聴診により確認する。	(略)
			(略)		
	(4)	駆動方式（該	ロープ式・巻	(略)	(略)

当するものを選択する。	胴式	主索の素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視等により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視等により確認する。	(略)
		主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視等により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視等により確認する。	(略)
		主索の損傷及び変形の状況	全長を目視等により確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
		主索と昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		主索の端部における止め金具の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		止め金具及びその取付け部の	目視等により確認する。	(略)

2	(1)	(略)	損傷の状況					
			ロープ式におけるスプロケット型綱車の歯の欠損及びき裂の状況	目視等により確認する。	(略)			
			(略)	(略)	(略)			
			綱車又は巻胴の欠損及びき裂の状況	目視等により確認する。	(略)			
			ラックピニオン式	(略)				
			取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)			
			歯の欠損及びき裂の状況	目視等により確認する。	(略)			
			(略)					
			(2)	油圧パワーユニット	油圧パワーユニットの状況	パワーユニットの状況	目視等により確認する。	(略)
					油圧配管の取付けの状況	油圧配管の状況	目視等により確認する。	(略)
		油圧配管貫通部の状況	油圧配管貫通部の状況	目視等により確認する。	(略)			
(3)		電動機及びポンプ	(略)					
		電動機とポンプの連結部の状況(油浸式のものを除く。)	電動機とポンプの連結部の状況(油浸式のものを除く。)	目視等、聴診又は触診により確認する。	(略)			
		ポンプのパッキン部の状況(油浸式のものを除く。)	ポンプのパッキン部の状況(油浸式のものを除く。)	目視等により確認する。	(略)			
(4)		圧力計	設置の状況	目視等により確認する。	(略)			
		(略)	(略)	(略)	(略)			

		損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
(5) (7)	(略)			
(8)	油タンク及び圧力配管	油漏れの状況	目視等により確認する。	(略)
		作動油の状況	目視等又は触診により確認する。	(略)
		作動油の油量の状況	かごを最上階若しくは最下階に停止させ、油面計を確認し又はかごを最上階に停止させ、作動油の油面の高さを目視等により確認する。	(略)
(9)	作動油温度抑制装置	(略)	(略)	(略)
		起動設定温度の状況	目視等により確認する。	(略)
(10)	ストップバルブ	作動の状況	ストップバルブを閉じ、かごを上昇させ、かごの位置又は作動油量を目視等により確認する。	(略)
		油漏れの状況	目視等により確認する。	(略)
(11)	高圧ゴムホース	変形の状況	ストップバルブが閉じている状態又はブランジャーストッパーが作動した状態においてかごを上昇させ、目視等により確認する。	(略)
		油漏れ及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
		曲げの状況	目視等により確認し又は測定する。	(略)
		可動部との接触の状況	目視等により確認する。	(略)
(12)	圧力配管	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)

		劣化の状況	目視等により確認する。	(略)
		油漏れの状況	目視等により確認する。	(略)
		浸水の状況	目視等により確認する。	(略)
(13)	パンタグラフ式 (下枠及びアーム)	かごの保持の状況	上部乗り場において、かごの前後又は左右に概ね65kgの偏荷重をかけ、かごの床の傾きを目視等により確認し又はかごの床の傾きを精密水準器により測定する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
(14)	ブランジャー	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		劣化の状況	かご上又はピットにおいて目視等又は触診により確認し、シリンダーパッキンからの著しい油漏れがある場合にあつては、全長を詳細に確認する。	(略)
(15)	(略)	(略)	(略)	(略)
(16)	シリンダー	劣化の状況	目視等により確認する。	(略)
		パッキン及びエア抜き部からの油漏れの状況	目視等により確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
(17)	主索又は鎖(間接式のエレベーターに限る。)	(略)	(略)	(略)
		主索の素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視等により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に	(略)

			目視等により確認する。	
		主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視等により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあつては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視等により確認する。	(略)
		主索の損傷及び変形の状況	全長を目視等により確認する。	(略)
		鎖の給油及び外観の状況	全長を目視等により確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
(18)、(19)	(略)			
(20)	主索又は鎖の取付部（間接式のエレベーターに限る。）	昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		主索又は鎖の端部における止め金具の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		止め金具及びその取付部の損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
(21)	主索又は鎖の緩み検出装置（間接式のエレベーター）	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)

		ターに限る。）			
3 共通	(1)	救出装置	手巻きハンドル等又は充電池回路等の設置の状況	目視等により確認する。	(略)
			(略)		
			専用救出用具の設置の状況	目視等により確認する。	(略)
	(2)	制御器	(略)	(略)	(略)
	(3)	接触器、継電器及び運転制御用基板	(略)	(略)	(略)
電動機主回路用接触器の主接点の状況			目視等により確認する。	(略)	
(4)		ヒューズ	設置の状況	目視等により確認する。	(略)
(5)、(6)		(略)			
(7)	耐震対策	ロープガード等の状況	目視等及び触診により確認し又は測定する。	(略)	
		ガイドレールとのかかりの状況	目視等により確認し又は測定する。	(略)	
		突出物の状況	目視等により確認する。	(略)	
		転倒及び移動を防止するための措置の状況	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目視等又は触診により確認する。	(略)	
(8)	(略)	(略)	(略)	(略)	
4 かご室	(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床	かごの構造及び設置の状況	目視等により確認する。	(略)
	(2)	かごの戸又は可動式の手すり	戸又は可動式の手すりの構造及び設置の	目視等により確認する。	特殊告示第1第九号イ(2)の規定に適合しないこと又は変形、摩耗、腐食等

		状況		により運行に支障が生じていること。
		戸又は可動式の手すりの開閉の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
(3)	かごの戸又は可動式の手すりのスイッチ（かごの戸又は可動式の手すりのスイッチが必要なものに限る。）	(略)	(略)	(略)
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
(4)	かご操作盤及び表示器	かごの操作盤及び押しボタン等の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
		表示器の状況	目視等により確認する。	(略)
		破損の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
(5)	リモートコントロールスイッチ	押しボタン等の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
(6)	(略)	(略)	(略)	(略)
(7)	非常停止スイッチ	(略)	(略)	(略)
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
(8)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9)	車止め	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
(10)	かごの床先と出入口の床先との水平距離	かごの床先と出入口の床先とのすき間の状況	目視等により確認し又はかごの床先と昇降路壁及び出入口の床先との水平距離を測定する。	(略)

		渡し板の劣化の状況及び作動の状況	目視等により確認し及び作動の状況を確認する。	(略)
(11)	かご非常止め装置（かご非常止め装置が必要なものに限る。）	(略)	(略)	(略)
		劣化の状況	目視等により確認する。	(略)
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
(12)	かごのガイドシユー等	(略)	(略)	(略)
		摩耗の状況	目視等、聴診及び触診により確認する。	(略)
(13)	(略)			
(14)	かごの着脱機構（かごが着脱するものに限る。）	(略)	機構部の状況	目視等により確認する。
		(略)	(略)	(略)
(15)	(略)	(略)	(略)	(略)
5 乗り場及び昇降路	(1)	乗り場の操作盤	押しボタン等の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。
			(略)	(略)
			表示器の状況	目視等により確認する。
			破損の状況	目視等及び触診により確認する。
(2)	乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチ（乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチが必要なものに限る。）	(略)	(略)	(略)
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
(3)	ドアロック	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		(略)		
(4)	非常停止スイッチ	(略)	(略)	(略)

		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
(5)	乗り場の戸又は可動式の手すり	戸又は可動式の手すりの構造及び設置の状況	目視等により確認する。	(略)
		戸又は可動式の手すりの開閉の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
(6)	ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ	(略)		
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
(7)	移動ケーブル及びトロリー	移動ケーブルの軌跡の状況	目視等により確認する。	(略)
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
(8)	昇降路側壁等の囲い	囲いの構造及び設置の状況	目視等により確認する。	(略)
(9)	ガイドレール及びレールブラケット	(略)	(略)	(略)
		劣化の状況	目視等により確認する。	(略)
(10)	ガイドレール、駆動装置等のカバー	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
(11)	(略)			
(12)	折りたたみレール	(略)		
		進入防止用ストッパーの状況(機械式のものに限る。)	目視等及び触診により確認する。	(略)

別表第4

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	
1 駆動装置	(1)	制御器	(略)	(略)	(略)	
	(2)	接 触 器、継電器及び運転制御用基板	(略)	(略)	(略)	
			電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視等により確認する。	(略)	
	(3)	ヒューズ	設置の状況	目視等により確認する。	(略)	
	(4)、(5)		(略)			
	(6)	(略)	(略)			
	(7)	減速機	(略)	(略)		
			潤滑油の油量の状況	オイルゲージ等を目視等により確認する。	(略)	
			潤滑油の劣化の状況	色及び不純物を目視等により確認する。	(略)	
			油漏れの状況	目視等により確認する。	(略)	
		(略)				
(8)	ブレーキ	油の付着の状況	目視等により確認する。	(略)		
		パッドとドラム及びディスクとの接触の状況(同心軸上にて回転するパッドにより制動するものを除く。)	目視等及び聴診により確認する。	(略)		
		(略)				
(9)	駆動方式(該ラック	(略)	(略)	(略)	(略)	
		ラック	(略)			

	当するものを選択する。）	ピニオン式	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
			歯の欠損及びき裂の状況	目視等により確認する。	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(10)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11)	駆動装置等のカバー	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)	(略)
(12)	かご非常止め装置（かご非常止め装置が必要なものに限る。）	(略)	(略)	(略)	(略)
		劣化の状況	目視等により確認する。	(略)	(略)
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(13)	かごのガイドシュー等	(略)	(略)	(略)	(略)
		摩耗の状況	目視等、聴診及び触診により確認する。	(略)	(略)
(14)	ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ	(略)	(略)	(略)	(略)
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)	(略)
(15)	充電電池	(略)	(略)	(略)	(略)
		外観の状況	目視等により確認する。	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		給電部の絶縁処置の状況	目視等により確認する。	(略)	(略)
(16)	駆動装置等の耐震対策	転倒及び移動を防止するための措置の状況	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目視等又は触診により確認する。	(略)	(略)
(17)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	(1) いす部	いす部の構造及び設置の状況	目視等により確認する。	(略)	(略)

関係	(2)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(6)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(7)	安全ベルト	安全ベルトの状況	目視等により確認する。	(略)
			(略)	(略)	(略)
			取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
	(8)	いすの折りたたみ機構	(略)	(略)	(略)
			損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
3	(1)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(2)	リモートコントロールスイッチ	押しボタン等の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
			(略)	(略)	(略)
	(3)	ガイドレール及びレールブラケット	(略)	(略)	(略)
劣化の状況			目視等により確認する。	(略)	(略)
(4)	折りたたみレール	(略)	進入防止用ストッパーの状況（機械式のものに限る。）	目視等及び触診により確認する。	(略)
	(5)	移動ケーブル及びトロリー	移動ケーブルの軌跡の状況	目視等により確認する。	(略)
			取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
(6)	充電装置	(略)	接触子の状況	目視等により確認する。	(略)
	(7)	耐震対策	ロープガード等の状況	目視等及び触診により確認し又は測定する。	(略)
			ガイドレールとのかかりの状況	目視等により確認し又は測定する。	(略)

		突出物の状況	目視等により確認する。	(略)
--	--	--------	-------------	-----

別表第5

	(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法	(ニ) 判定基準
1 機械室	(1) 機械室内の状況	昇降機以外の設備等の状況	目視等により確認する。	(略)
		汚損の状況	目視等により確認する。	(略)
	(2) 制御器	(略)	(略)	(略)
	(3) 接触器、継電器及び運転制御用基板	(略)	(略)	(略)
		電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視等により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	(略)
		ブレーキ用接触器の接点の状況	目視等により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	(略)
	(4) ヒューズ	設置の状況	目視等により確認する。	(略)
	(5)、(6)	(略)		
	(7) 電動機	(略)		
		整流子の状況	無負荷運転し、目視等により火花を確認する。	(略)
ブラシの摩耗の状況		目視等により残存長さを確認し又は測定する。	(略)	
(8) ブレーキ	油の付着の状況	目視等により確認する。	(略)	
	(略)	(略)	(略)	
	パッドとドラム及びディスクとの接触の状況（同心軸上にて回転するパッドにより制動するも	目視等及び聴診により確認する。	(略)	

		のを除く。)		
		ブレーキ制動時のプランジャーの状況	踏段を保持している状態において目視等により確認し、ストロークを測定する。	(略)
		(略)		
(9) 減速機	潤滑油の油量の状況	オイルゲージ等を目視等により確認する。	(略)	
	潤滑油の劣化の状況	色及び不純物を目視等により確認する。	(略)	
	油漏れの状況	目視等により確認する。	(略)	
	(略)			
(10) 駆動鎖（駆動鎖を設けたものに限る。）	(略)	(略)	(略)	
	スプロケットと駆動鎖とのかみ合いの状況	目視等及び聴診により確認する。	(略)	
	(略)	(略)	(略)	
	駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ	駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれを測定し、又はスプロケットの歯面を目視等により確認する。	(略)	
	給油の状況	目視等により確認する。	(略)	
(11) 踏段反転装置	反転歯車と踏段鎖とのかみ合いの状況（ベルトのものを除く。）	目視等及び聴診により確認する。	(略)	
	反転装置の作動の状況	目視等及び聴診により確認する。	(略)	
	踏段鎖の張りの状況（ベルトのものを除く。）	目視等により確認する。	(略)	

2 昇降口	(1)	ランディングプレート	劣化の状況	目視等により確認する。	(略)
	(2)	くし板	欠損の状況	目視等により確認する。	(略)
	(3)	くし板及び踏段のかみ合い	かみ合いの状況	目視等により確認する。	(略)
	(4)	インレットガード	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
	(5) (6) (7)	(略)			
3 中間部	(1)	ハンドレール駆動装置	スプロケットと駆動鎖とのかみ合いの状況	目視等及び聴診により確認する。	(略)
			駆動鎖の給油の状況	目視等により確認する。	(略)
			ハンドレール駆動装置摺動部の摩耗の状況（狭圧式のみに限る。）	目視等又は触診により確認する。	(略)
			ハンドレールの駆動力の状況	踏段の下降中に上部乗り場においてハンドレールを手で水平に引っ張ることにより確認し又はばね秤等を使用しハンドレールが停止する力を測定するとともに、駆動装置の劣化の状況を目視等及び聴診により確認する。	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2)	ハンドレール	劣化の状況	目視等により確認する。	(略)	
(3)	内側板	劣化の状況	目視等により確認する。	(略)	
(4)	踏段	踏面とライザー面の劣化	目視等により確認する。	(略)	

4 安全装置	(5)	踏段レール又はローラー	の状況		
			ローラーゴムの劣化の状況	目視等により確認する。	(略)
	(6)	踏段鎖、ベルト又は踏段相互のすき間	踏段鎖の給油の状況	目視等により確認する。	(略)
			ベルトの劣化の状況	目視等により確認する。	(略)
	(7)	スカートガード	劣化の状況	目視等により確認する。	(略)
			踏段とスカートガードのすき間	全長にわたり目視等により確認し又は測定する。	(略)
	(1) (2)	(略)			
	(3)	スカートガードスイッチ	設置及び作動の状況	設置の状況を目視等により確認し及びスイッチを作動させ、昇降機が停止すること又はスイッチを作動させた状態で昇降機が起動しないことを確認する。	(略)
	(4)	踏段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ	設置及び作動の状況	設置の状況を目視等により確認し及びスイッチを作動させ、昇降機が停止すること又はスイッチを作動させた状態で昇降機が起動しないことを確認する。	(略)
			可動部の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)

5	(5)	踏段浮上り検出装置	(略)	(略)	(略)
		可動部の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)	(略)
	(6)	駆動鎖切断時停止装置	(略)	(略)	(略)
		可動部の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
	(7)	(略)	(略)	(略)	(略)
	安全対策	(1)	交差部固定保護板	取付けの状況	目視等及び触診により確認し又は設置寸法を測定する。
破損の状況			目視等により確認する。	(略)	(略)
(2)		転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	ハンドレールと転落防止柵とのすき間	ハンドレールの外縁又は先端から周囲500mm以内の範囲を目視等により確認し又は測定する。	(略)
		ハンドレールと誘導柵とのすき間	ハンドレールの外縁又は先端から周囲500mm以内の範囲を目視等により確認し又は測定する。	(略)	
		外側板と進入防止用仕切板とのすき間	ハンドレールの外縁又は先端から周囲500mm以内の範囲を目視等により確認し又は測定する。	(略)	
		ハンドレールから仕切板までの距離	ハンドレールの外縁又は先端から周囲500mm以内の範囲を目視等により確認し又は距離を測定する。	(略)	
取付けの状況	ハンドレールの外縁又は先端から周囲500mm以内の範囲を目視等及び触診により確認する。	(略)	(略)		
破損の状況	ハンドレールの外縁又は先端から周囲500mm以	(略)	(略)		

3	(3)	落下物防止網	破損の状況	ハンドレールの外縁又は先端から周囲500mm以内の範囲を目視等により確認する。	(略)
		取付けの状況	目視等及び触診により確認し又は設置寸法を測定する。	(略)	
	(4)	踏段上直部の障害物	障害物の状況	目視等により確認し又は測定する。	(略)
	(5)	交差部可動警告板	取付けの状況	目視等及び触診により確認し又は設置寸法を測定する。	(略)
			破損の状況	目視等により確認する。	(略)
	(6)	踏段面注意標識	標識の状況	目視等により確認する。	(略)
	(7)	登り防止用仕切板	設置の状況	目視等により確認し又は測定する。	(略)
			取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
破損の状況			目視等により確認する。	(略)	
(8)	防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止装置（連動停止装置が必要なものに限る。）	設置及び連動停止の作動の状況	設置の状況を目視等により確認し並びにシャッター及び戸の閉鎖を検出する信号を入力し、作動の状況を確認する。	(略)	
6	(1)	車いす搬送用踏段（車いす搬送用踏段が必要なものに限る。）	車いすを搬送する運転の状況	目視等により確認する。	(略)
その他					

別表第6

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
1	機械室	(1)	機械室への経路及び点検口の戸	目視等により確認する。	機械室への経路が確保されていないこと。
			点検口の戸の設置及び施錠の状況	設置の状況を目視等により確認し、施錠の状況を確認し、施錠が施錠できていること又は施錠が施錠できないこと	戸がないこと、戸が破損していること又は施錠が施錠できないこと

				認する。	と。
(2)	制御器	(略)	(略)	(略)	(略)
(3)	接触器、継電器及び運転制御用基板	(略)	(略)	(略)	(略)
		電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視等により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	(略)	
		ブレーキ用接触器の接点の状況	目視等により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	(略)	
(4)	ヒューズ	設置の状況	目視等により確認する。	(略)	
(5)		絶縁	(略)	(略)	(略)
(6)		接地	(略)	(略)	(略)
(7)	巻上機	減速歯車	(略)	(略)	(略)
			潤滑油の油量の状況	オイルゲージ等を目視等により確認する。	(略)
			潤滑油の劣化の状況	色及び不純物を目視等により確認する。	(略)
			油漏れの状況	目視等により確認する。	(略)
			(略)	(略)	(略)
(8)	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかりの状況（巻胴式のものを除く。）	主索及び溝の摩耗の状況を目視等により確認し又は溝と主索のすき間若しくは綱車外周からの主索の出張りを測定し、主索と綱車が滑らないことを確認する。	(略)	
			(略)	(略)	(略)
			欠損及びき裂の状況	目視等により確認する。	(略)
			(略)	(略)	(略)
(9)		軸受	(略)	(略)	(略)
(10)	ブレーキ	油の付着の状況	目視等により確認する。	(略)	
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)	

				認する。	
		(略)	(略)	(略)	(略)
		パッドとドラム及びディスクとの接触の状況（同心軸上で回転するパッドにより制動するものを除く。）	目視等及び触診により確認する。	(略)	
		ブレーキ制動時のプランジャーの状況	かごを保持している状態において目視等又は触診により確認する。	(略)	
		(略)	(略)	(略)	
		作動時の状況（電気制動式のものに限る。）	ブレーキ制動時の状態を目視等及び触診により確認する。	(略)	
		(略)	(略)	(略)	
(11)	そらせ車	外観の状況	目視等により確認する。	(略)	
		(略)	(略)	(略)	
(12)	電動機	(略)	(略)	(略)	
(13)	主索の緩み検出装置	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)	
		(略)	(略)	(略)	
(14)	主索の巻過ぎ検出装置	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)	
		(略)	(略)	(略)	
(15)	速度	(略)	(略)	(略)	
2 かご室	(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床及び設置の状況	目視等により確認する。	(略)	
		可燃物の状況	目視等により確認する。	(略)	
	(2)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3)	搭乗禁止の標識	設置の状況	目視等により確認する。	(略)	

最上階出し入れ口	(4)	かごの戸	戸の開閉の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)	
	3	(1)	主索	(略)	(略)	(略)
				素線切れの状況	出し入れする頻度の最も高い階から加速終了位置又は減速開始位置から当該階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視等により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視等により確認する。	(略)
			錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視等により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視等により確認する。	(略)	
			損傷及び変形の状況	全長を目視等により確認する。	(略)	
	(2)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	3	(3)	主索の取付部	昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
				主索の端部における止め金具の取付けの	目視等及び触診により確認する。	(略)

各階出し入れ口	4		状況				
			止め金具及びその取付部の損傷の状況	目視等により確認する。	(略)		
		(4)	上部リミット(強制停止)スイッチ	(略)	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
				取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)	
		(5)	かごのガイドシュー等	(略)	摩損の状況	目視等、聴診及び触診により確認する。	(略)
				摩損の状況	目視等、聴診及び触診により確認する。	(略)	
	(6)	かご吊り車	外観の状況	目視等により確認する。	(略)		
			(略)				
	4	(1)	昇降路における壁又は囲い	昇降路の構造及び設置の状況	目視等により確認する。	(略)	
				可燃物の状況	目視等により確認する。	(略)	
(2)		出し入れ口の戸及び出し入れ口枠	戸及び出し入れ口枠の構造及び設置の状況	目視等により確認する。	(略)		
			戸相互及び戸と出し入れ口枠とのすき間の状況	目視等により確認し又は測定する。	(略)		
			敷居とドアシューの摩耗の状況	目視等により確認する。	(略)		
			ドアシューのかかりの状況	目視等により確認し又は測定する。	(略)		
			戸の可燃物の状況	目視等により確認する。	(略)		
			戸の開閉の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)		
		連結ロープ及びドアクロー	目視等及び触診により確認する。	(略)			

		ガーロープの 状況			
(3)	(略)				
(4)	(略)				
(5)	ドアスイッチ	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)	
		(略)	(略)	(略)	
(6)	ドアロック	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)	
		(略)	(略)	(略)	
		劣化の状況	目視等により確認する。	(略)	
(7)	(略)				
(9)	(略)				
(10)	搭乗禁止の標識	設置の状況	目視等により確認する。	(略)	
(11)	ガイドレール及びレールブラケット	(略)	(略)	(略)	
		劣化の状況	目視等により確認する。	(略)	
5 最下階出入れ口	(1)	下部リミット（強制停止）スイッチ	(略)		
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)	
	(2)	ピット床	汚損及び防水の状況	目視等により確認する。	(略)
			冠水の状況	目視等により確認する。	(略)
			ピット内機器の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
(3)	釣合おもり底部すき間	すき間の状況	ピット床又は緩衝器と釣合おもり底部のすき間を目視等により確認する。	(略)	
(4)	釣合おもりの各部	取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)	
		ガイドシュー等の摩耗の状況	目視等、聴診及び触診により確認する。	(略)	

(5)	釣合おもりの吊り車	外観の状況	目視等により確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
(6)	移動ケーブル及び取付部	移動ケーブルの損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
(7)	かご非常止め装置	機構部の状況	目視等により確認する。	(略)
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
		復帰時の状況	目視等により確認する。	(略)
(8)	釣合おもり非常止め装置	機構部の状況	目視等により確認する。	(略)
		取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
		復帰時の状況	目視等により確認する。	(略)

別記 (略)

〔平成20年3月10日国土交通省告示第284号〕

遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（抄）

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第974号による改正
（ の部分）

（令和7年7月1日から施行）

前文（略）

第1、第2（略）

附則（略）

別表

	(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
1 構造部分	(1) 地盤	遊戯施設付近の地盤の陥没、土砂流出及び地割れ等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	(略)
	(2) 基礎	(略)	(略)	(略)
		基礎の不同沈下及び移動の状況	目視等により確認する。	(略)
	(3) 道床	道床付近の地盤の陥没、土砂流出及び地割れ等並びに道床の不同沈下、傾斜及び移動等の状況	目視等により確認する。	(略)
(4) 基礎と構造物を定着させる部分	アンカーボルト及びベースプレートのき裂、破損及び	目視等により確認する。	(略)	

	変形の状況		
	ベースプレートの錆及び腐食の状況	目視等により確認し、腐食が認められた場合にあつては、腐食を除去して部材厚さが最も薄い箇所を測定する。	(略)
	アンカーボルト及びナットの錆及び腐食の状況	目視等により確認する。	(略)
	アンカーボルト及びナットの緩みの状況	テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認 その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)
	ナットの緩み止めの状況	目視等により確認する。	(略)
	根巻きコンクリートのき裂及び剥離の状況	き裂の幅が最も大きい箇所を目視等により確認し、測定する。	(略)
(5) 構造物	構造部材及び補助部材の取付けの状況	テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認 その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)
	構造部材の腐食の状況	目視等により確認し、腐食が認められた場合にあつては、腐食を除去して部材厚さが最も薄い箇所を測定する。	(略)
	補助部材の腐食の状況	目視等により確認し、腐食が認められた場合にあつては、腐食を除去して部材厚さが最も薄い箇所を測定する。	(略)

		構造部材の変形、偏位、き裂及び破損の状況	目視等により確認する。	(略)
		構造部材の接合部分の緩み及びき裂の状況	き裂を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
(6)	舞台及び床	舞台の構造部材及び床の破損、腐食及び変形の状況	目視等により確認する。	(略)
		舞台及び床の接合部の緩みの状況	テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)
		安全柵及び手すりの破損の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		回転舞台と接する床との隙間及び段差の状況	回転舞台と接する床面との隙間及び段差を測定する。	回転舞台と床が接触すること又は隙間若しくは段差が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合にあっては、すき間にあっては30mm、段差にあっては±10mm）を超えていること。
(7)	屋根及び天井	屋根の構造部材及び天井の破損、腐食及	目視等により確認する。	(略)

			び変形の状況	
			屋根及び天井の接合部の緩みの状況	テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。
			(略)	(略)
2	(1)	軌条、軌道、水路及び滑走路	軌条、軌道及び水路のき裂及び変形の状況	目視等により確認する。
			軌条、軌道及び水路の錆及び腐食の状況	目視等により確認し、腐食が認められた場合にあっては、腐食を除去して部材の厚さが最も薄い箇所を測定する。
			(略)	(略)
			軌条、軌道及び水路の接合部の緩み及びき裂の状況	き裂を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。
			軌条、軌道及び水路の接合部の緩衝用ゴム材の破損及び劣化の状況	目視等により確認する。
			軌条の軌間寸法及びカント（高架を走行する子供汽車その他これに限る。）の状況	軌条の軌間寸法及びカントを目視等により確認し、異常が認められた場合には測定する。
			ソフトマット	目視等及び触診により確
				(略)

		製滑走路その他これに類する滑走路の劣化及び損傷の状況	認する。	
		繊維強化プラスチック製滑走路の劣化及び損傷の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		金属製滑走路の劣化及び損傷の状況	目視等及び触診により確認するとともに、必要に応じて残存厚みを測定する。	(略)
		コンクリート製滑走路の劣化及び損傷の状況	目視等及び触診により確認するとともに、必要に応じてき裂を測定する。	(略)
		滑走路の接合部の取付け及び漏水の状況	漏水を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)
		滑走路張出し部分、飛出防止壁の取付けの状況並びにき裂、破損及び変形の状況	き裂等を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)
		水路及びその接合部の漏水の状況	目視等により確認する。	(略)
(2)	支持部材	支持部材のき裂及び変形の状況	目視等により確認する。	(略)

		支持部材の腐食の状況	目視等により確認し、腐食が認められた場合にあつては、腐食を除去して部材厚さが最も薄い箇所を測定する。	(略)	
		支持部材の取付け部の緩みの状況	テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)	
		軌条、軌道、水路及び滑走路と支持部材及び支柱との取付けの状況	テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)	
3	(1)	電動機及び制御機	電動機の取付けの状況	テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)
		電動機の作動の状況	目視等、触診及び聴診により確認する。	(略)	
		(略)			
(2)	軸継手	軸継手の取付けの状況	目視等及び聴診により確認するとともに、作動の状況を確認する。	(略)	
		軸継手の結合の状況	目視等及び聴診により確認するとともに、作動の状況を確認する。	(略)	
		油及び粉体の量及び劣化の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)	
		ローラーチェーン、ゴ	運転状態において目視等により確認し、異常が認	(略)	

		ム等の継手媒体の摩耗、変形及び劣化の状況	められた場合にあつては分解して確認する。	
		クラッチの作動の状況	運転状態において目視等により確認し、滑り等がある場合にあつては摩擦板の摩耗、表面の傷及び破損の状況を目視等により確認する。	(略)
(3)	減速機	減速機の取付けの状況	取付部を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)
		開放型減速機の歯車の歯面の摩耗の状況	片当たり及び偏摩耗を目視等、触診及び聴診により確認するとともに、歯の厚さを測定する。	(略)
		減速機の軸受部の給油の状況及び軸受の破損の状況	運転状態において目視等、触診及び聴診により確認する。	(略)
		密閉型減速機の潤滑油の量及び劣化の状況	油量を油面計等により確認するとともに、油を少量抜き取り、目視等及び触診により確認する。	(略)
		減速機の作動の状況	運転状態において目視等、触診及び聴診により確認する。	(略)
(4)	伝動装置	伝動装置の取付け及び給油の状況	取付部及び給油の状況を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位	(略)

			置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	
		ローラーチェーン及びVベルトの設置及び摩耗の状況	目視等及び運転状態において聴診により確認する。	(略)
(5)	軸及び軸受装置	軸受装置の取付部の取付け並びに劣化及び損傷の状況	損傷等を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)
		軸受装置の給油の状況	目視等により確認する。	(略)
		軸及び軸受装置の劣化及び損傷の状況	運転状態において目視等、触診及び聴診により確認する。	(略)
(6)	駆動用歯車装置	駆動用歯車装置の設置の状況	軸及び歯車を目視等及び触診により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)
		駆動用歯車装置の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
		歯車の歯面の摩耗の状況	片当たり及び偏摩耗を目視等、触診及び聴診により確認するとともに、歯の厚さを測定する。	(略)
		歯車の給油の状況	運転状態において目視等、触診及び聴診により	(略)

				確認する。	
			歯車の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
(7)	駆動車輪装置		車輪の取付け及び給油の状況	運転状態において心ずれを目視等により確認するとともに、軸受部の給油状況を聴診により確認する。	(略)
			軸受の劣化及び損傷の状況	運転状態において目視等、触診及び聴診により確認する。	(略)
			(略)	(略)	(略)
			車輪表面の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
			溝付きタイヤの溝深さの状況	目視等により確認し、又は溝深さを測定する。	(略)
			空気入りタイヤの空気圧の状況	運転状態で目視等及び聴診により確認するとともに、空気圧を測定する。	(略)
			車輪の取付金具及び取付ボルトの劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
			車軸の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
4	(1)	チェー ンコン ベア巻 上装置	巻上用チェーンの劣化及び損傷並びに給油の状況	目視等により確認する。	(略)
			巻上用チェーンの軸、リンク孔及びリンク板の摩耗の状況	目視等により確認し、異常が認められた場合にあっては、2リンク以上抜き取り、摩耗量を測定する。また、目視等により異常が確認されない場	(略) (略)

				合にあっては、1年以内に行った測定の結果により確認する。	
			(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)
			軸及び軸受装置	スプロケット軸受装置の取付部の取付け並びに劣化及び損傷の状況	損傷等を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。
				スプロケット軸受装置の給油の状況	目視等により確認する。
				スプロケット軸及びスプロケット軸受装置の劣化及び損傷の状況	運転状態において目視等、触診及び聴診により確認する。
			チェーンガイド	チェーンガイドの取付け及び変形の状況	目視等により確認する。
				しゅう動材の取付け並びに摩耗及び変形の状況	目視等により確認する。
(2)	ベルトコンベア巻上装置	巻上用ベルト	巻上用ベルトの滑りの状況	滑りの有無を目視等及び聴診により確認する。	(略)
			巻上用ベルトの劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
			巻上用ベルト接合部の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)

		駆動用プーリー及びローラー	駆動用プーリー のき裂、腐食 及びライニン グの摩耗の状 況	目視等により確認する。	(略)
			駆動用プーリー の取付けの状 況	取付部を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)
			ローラーの回 転の状況	運転状態において目視等により確認する。	(略)
		軸及び軸受装置	軸受装置の取 付部の取付け 並びに劣化及 び損傷の状況	損傷等を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)
			軸受装置の給 油の状況	目視等により確認する。	(略)
			軸及び軸受装 置の劣化及び 損傷の状況	運転状態において目視等、触診及び聴診により確認する。	(略)
(3)	ワイヤ ロープ 巻上装 置	主索	(略)	(略)	(略)
			素線切れの状 況	乗降位置から加速終了位置又は減速開始位置から乗降位置の間に客席部分がある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視等により確認し、最も摩損の進んだ部分については	(略)

				重点的に目視等により確認する。	(略)
			錆及び錆びた 摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視等により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視等により確認する。	(略)
			損傷及び変形 の状況	全長を目視等により確認する。	(略)
		主索の 張り	張りの状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 各主索端末部のスプリングの高さを目視等により確認する。 ロ、ハ (略)	(略)
		主索及 び取付 部 (止 め金具 がある ものに 限る。)	止め金具の取 付けの状況	目視等又は触診により確認する。	(略)
			主索の端部に おける止め金 具の取付けの 状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
			止め金具及び その取付部の 損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
		綱車	綱車の配列の 状況	目視等により確認する。	(略)
			綱車の劣化及 び損傷の状況	綱車のき裂及び摩耗を目視等により確認するとともに運転時に滑りの有無を確認する。	(略)

		綱車の軸受の劣化及び損傷並びに給油の状況	運転状態において目視等、触診及び聴診により確認する。	(略)
		綱車の取付けの状況	取付部を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)
	巻上機	巻上機の取付けの状況	取付部を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)
		駆動ドラムの劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
	ロープガード	ロープガードの状況	目視等及び触診により確認するとともに、滑車の索に面する部分の端部との距離を測定する。	(略)
(4)	緊張装置	緊張装置の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
		緊張装置の取付けの状況	取付部を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)

		緊張装置の機能の状況	目視等及び触診で確認する。	(略)
	(5)	釣合おもりの枠の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
		釣合おもりのガイドシュー等の摩耗の状況	目視等、聴診及び触診により確認する。	(略)
		釣合おもり片の脱落防止措置の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
5	(1)	非常止め装置	(略)	(略)
安全装置		非常止め装置の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
		非常止め装置の取付けの状況	取付部を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
		キャッチと過速スイッチの整合性の状況	目視等により作動の順位を確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
	(2)	緩衝装置	取付部を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)

			る。	
		(略)		
		油量（油入式に限る。）	目視等により確認する。	(略)
		緩衝装置の腐食の状況	目視等により確認する。	(略)
(3)	乗物逆行防止装置	乗物逆行防止装置の乗物側の取付並びに劣化及び損傷の状況	損傷等を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)
		乗物逆行防止装置の固定側の取付並びに劣化及び損傷の状況	損傷等を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
(4)	乗物急激降下防止装置	乗物急激降下防止装置の取付け並びに劣化及び損傷の状況	損傷等を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
(5)	制動装置	制動装置の取付けの状況	取付部を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その	(略)

		他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	
	制動装置本体、ブレーキライニング及び乗物の制動板の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
	(略)		
	ブレーキライニングの取付けの状況及び表面の傷の状況	表面の傷を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)
	(略)	(略)	(略)
	制動用ばねの取付けの状況及び緩み止めの状況	目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)
	制動装置のセンサーの取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
	(略)	(略)	(略)
	リンク装置の取付けの状況及び給油の状況	取付部を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)

			空圧シリンダーその他のアクチュエーターの取付けの状況	目視等により確認する。	(略)	
	(6)	追突防止装置	(略)	(略)	(略)	
			追突防止装置のセンサーの取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)	
			(略)	(略)	(略)	
	(7)	水位検出装置	(略)	(略)	(略)	
			水位検出装置の取付け並びに劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)	
6 乗物関係	(1)	乗物	外装及び床	乗物の外装及び床の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
			構造部材	乗物の構造部材及び接合部の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
		座席、手すり等	乗物の座席、手すり、握り棒、安全棒等の取付け並びに劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)	
		扉、窓及び掛金	乗物の扉、窓、掛金等の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)	
		身体保持装置	身体保持装置の作動の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)	
			身体保持装置の取付け並びに	損傷等を目視等により確認するとともに、テスト	(略)	

			に劣化及び損傷の状況	ハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	
	(2)	客席部取付装置	客席部取付装置の取付台の劣化及び損傷の状況	損傷を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)
			客席部取付装置の回転軸部の給油の状況	目視等、触診及び聴診により確認する。	(略)
			客席部分を吊る丸鋼、リンクチェーン等の取付けの状況	テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)
			(略)	(略)	(略)
			客席部分を吊る丸鋼、リンクチェーン等の劣化の状況	目視等により確認する。	(略)
			(略)	(略)	(略)
			客席部分を吊るワイヤロープの素線切れの状況	乗降位置から加速終了位置又は減速開始位置から乗降位置の間に客席部分がある場合にワイヤロープが綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視等により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視等	(略)

		により確認する。	
客席部分を吊るワイヤロープの錆及び錆びた摩耗粉の状況		全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視等により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視等により確認する。	(略)
客席部分を吊るワイヤロープの損傷及び変形の状況		全長を目視等により確認する。	(略)
客席部分を吊るワイヤロープの張りの状況		次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 各ワイヤロープ末端部のスプリングの高さを目視等により確認する。 ロ、ハ (略)	
客席部分を吊るワイヤロープ端部の止め金具及びその取付部の損傷の状況		目視等により確認する。	(略)
綱車の配列の状況		目視等により確認する。	(略)
綱車の劣化及び損傷の状況		綱車のき裂及び摩耗を目視等により確認するとともに運転時に滑りの有無を確認する。	(略)
綱車の軸受の劣化及び損傷		運転状態において目視等、触診及び聴診により	(略)

		並びに給油の状況	確認する。		
		綱車の取付けの状況	取付部を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)	
(3)	走行台車	台車枠	走行台車枠の劣化及び損傷の状況	目視等により確認し、異常が認められた場合にあっては、探傷試験(超音波探傷、磁粉探傷又は浸透液探傷のいずれか適した方法による。以下同じ。)により確認する。また、目視等により異常が認められない場合にあっては、分解検査等において実施した探傷試験の結果(人力で走行するものは5年以内、それ以外で定常走行速度が毎時40km以下のものは3年以内、それら以外のものは1年以内に行ったもの)により確認する。	(略)
		台車先端軸	(略)	(略)	(略)
		走行台車先端軸のき裂の状況	目視等により確認し、異常が認められた場合にあっては、探傷試験により確認する。また、目視等により異常が認められない場合にあっては、分解検査等において実施した探傷試験の結果(人力で走行するものは5年以内、それ以外で定常走行	(略)	

				速度が毎時40km以下のものは3年以内、それら以外のものは1年以内に行ったもの)により確認する。	
	台車中心軸	(略)	(略)	(略)	(略)
		走行台車中心軸のき裂の状況	目視等により確認し、異常が認められた場合にあつては、探傷試験により確認する。また、目視等により異常が認められない場合にあつては、分解検査等において実施した探傷試験の結果(人力で走行するものは5年以内、それ以外で定常走行速度が毎時40km以下のものは3年以内、それら以外のものは1年以内に行ったもの)により確認する。	(略)	(略)
(4)	車輪装置	車輪	車輪の回転及び軸受の給油の状況	目視等、触診及び聴診により確認する。	(略)
			車輪(溝付きタイヤを除く。)の摩耗並びに劣化及び損傷の状況	目視等により確認するとともに、車輪(溝付きタイヤを除く。)の径を測定する。	(略)
			溝付きタイヤの溝深さの状況	目視等により確認し、又は溝深さを測定する。	(略)
			空気入りタイヤの空気圧の状況	運転状態で目視等及び聴診により確認するとともに、空気圧を測定する。	(略)
			車輪の取付けの状況	取付部を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は	(略)

				目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	
	車輪軸(主輪軸、側輪軸及び受輪軸)	(略)	(略)	(略)	(略)
		車輪軸のき裂の状況	目視等により確認し、異常が認められた場合にあつては、探傷試験により確認する。また、目視等により異常が確認されない場合にあつては、分解検査等において実施した探傷試験の結果(人力で走行するものは5年以内、それ以外で定常走行速度が毎時40km以下のものは3年以内、それら以外のものは1年以内に行ったもの)により確認する。	(略)	(略)
	車輪取付枠	車輪取付枠の取付の状況	目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)	(略)
		車輪取付枠の劣化及び損傷の状況	目視等により確認し、異常が認められた場合にあつては、探傷試験により確認する。また、目視等により異常が確認されない場合にあつては、分解検査等において実施した探傷試験の結果(人力で走行するものは5年以内、それ以外で定常走行速度が毎時40km以下	(略)	(略)

			のものは3年以内、それら以外のものは1年以内に行ったもの)により確認する。	
	(5) 乗物引上げ金具	引上げ金具の取付けの状況	テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認 その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
	(6) 車両連結器	車両連結器の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
		車両連結器の取付の状況	取付部を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認 その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)
7 ガイドシュー等	(1) ガイドシュー等 (ガイドローラーを除く。)	取付けの状況	テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認 その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)
		摩耗の状況	目視等、聴診及び触診により確認する。	(略)
	(2) ガイドローラー	ガイドローラーの取付け及び給油の状況	運転状態において心ずれを目視等により確認するとともに、軸受部の給油状況を聴診により確認する。	(略)
		軸受の劣化及	運転状態において目視	(略)

		び損傷の状況	等、触診及び聴診により確認する。	
		(略)	(略)	(略)
		ガイドローラーの表面の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
		溝付きタイヤの溝深さの状況	目視等により確認し、又は溝深さを測定する。	(略)
		空気入りタイヤの空気圧の状況	運転状態で目視等及び聴診により確認するとともに、空気圧を測定する。	(略)
		ガイドローラーの取付金具及び取付ボルトの劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
		車軸の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
	(3) ガイドレール及びレールブラケット	取付けの状況	テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認 その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)
		劣化の状況	目視等により確認する。	(略)
	(4) ガイドシュー等とガイドレールの接合部	ガイドシュー等とガイドレールの接合部の状況	目視等により確認するとともに、ガイドシュー等とガイドレールのかかり代長さを測定する。	(略)
	(5) ガイドロープ	(略)	(略)	(略)
		素線切れの状況	ガイドシュー等がガイドロープを移動する範囲内で傷のある箇所等を目視等により確認し、最も摩損の進んだ部分について	(略)

				は重点的に目視等により確認する。		
			錆及び錆びた 摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視等により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視等により確認する。	(略)	
			損傷及び変形 の状況	全長を目視等により確認する。	(略)	
			張りの状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ ガイドロープ末端部のスプリングの高さを目視等により確認する。 ロ、ハ (略)	(略)	
			止め金具の取 付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)	
			ガイドロープ の端部におけ る止め金具の 取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)	
			止め金具及び その取付部の 損傷の状況	目視等により確認する。	(略)	
8	(1)	油圧装 置	油圧パ ワーユ ニット	油圧パワーユニットの取付け及び作動の状況	目視等、触診及び聴診により確認する。	(略)
			安全弁	安全弁の作動の状況	安全弁の設定値を目視等で確認するとともに、作	(略)

置 及 び 揚 水 装 置					動の状況を確認する。					
					圧力計	(略)	(略)	(略)		
					制御弁	圧力計の破損 及び作動の状 況	目視等により確認する。	(略)		
						制御弁の取付 けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)		
					油タン ク	制御弁の作動 の状況	油漏れを目視等により確認するとともに、作動の状況を確認する。	(略)		
						作動油の劣化 及び油量の状 況	油量を油面計で確認するとともに、油の状況を目視等及び触診により確認する。	(略)		
					油温等	油圧タンクの 劣化及び損傷 の状況	目視等により確認する。	(略)		
						油温	油温を制御する装置の設定値を目視等で確認するとともに、作動の状況を確認する。	(略)		
					(2)	空圧装 置	コンプレッ サー	冷却水の配管 系統の設置の 状況	目視等により確認する。	(略)
								コンプレッ サーの取付け 及び作動の状 況	目視等、触診及び聴診により確認する。	(略)
コンプレッ サーの潤滑油 の量及び劣化 の状況	目視等により確認する。	(略)								
安全弁	安全弁の機能 の状況	安全弁の設定値を目視等で確認するとともに、作動の状況を確認する。	(略)							
			圧力計	(略)	(略)	(略)				

			圧力計の破損及び作動の状況	目視等により確認する。	(略)
		制御弁	制御弁の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
			制御弁の作動の状況	空気漏れを目視等により確認するとともに、作動の状況を確認する。	(略)
		エアタンク	エアタンクの劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
(3)	揚水装置	揚水ポンプ	(略)		
			グラウンドバッキンの摩耗の状況	目視等により確認する。	(略)
			(略)	(略)	(略)
		弁類	弁類の取付け及び破損の状況	目視等により確認するとともに、作動の状況を確認する。	(略)
		集毛器	集毛器の損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
		圧力計	(略)	(略)	(略)
			圧力計の破損及び作動の状況	目視等により確認する。	(略)
(4)	アクチュエーター	アクチュエーターの取付けの状況	目視等により確認する。	(略)	
		アクチュエーターの劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)	
		アクチュエーターの作動の状況	目視等により確認する。	(略)	
(5)	離脱防止装置	ブランジャー	目視等により確認する。	(略)	

			の離脱防止装置の状況			
(6)	配管及び耐震対策	配管の固定の状況	目視等により確認する。	(略)		
		配管の油、空気、水等の漏れの状況	目視等、触診及び聴診により確認する。	(略)		
		配管の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)		
		配管の耐震措置の状況	目視等及び触診により確認する。	(略)		
(7)	油圧ゴムホース	油圧ゴムホースの劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)		
9	電気設備	(1)	受電盤、制御盤及び操作盤	受電盤の設置位置の状況	目視等により確認する。	(略)
				盤の取付け並びに劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
				盤内環境の状況	目視等により確認する。	(略)
				盤内の各機器の取付けの状況	目視等により確認する。	(略)
			(略)			
		(2)	電圧計、電流計及び表示灯	盤内の計器及び表示灯の作動の状況	目視等により確認する。	(略)
		盤内の計器及び表示灯の破損の状況	目視等により確認する。	(略)		
(3)	配電線及び配管	電線の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)		
		(略)	(略)	(略)		
(4)	避雷設備	(略)	(略)	(略)		

		突針、支持金物、引下げ導線等の取付けの状況	目視等により確認する。	(略)
(5)	照明電飾	照明器具の取付け及び破損の状況	目視等により確認する。	(略)
		変圧器の取付けの状況	目視等により確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
		照明電飾器具の取付けの状況	目視等により確認する。	(略)
(6)	給電線及び集電装置	給電線の取付けの状況	目視等により確認する。	(略)
		集電装置の取付け及び接触の状況	目視等により確認するとともに、集電装置側の電圧を測定する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
		給電線及び集電装置の破損の状況	目視等により確認する。	(略)
(7)	リミットスイッチ及びセンサー	リミットスイッチ及びセンサーの取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
		リミットスイッチ及びセンサーの錆及び腐食並びに破損の状況	目視等により確認する。	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
(8)	非常停止ボタン	(略)	(略)	(略)
		非常停止ボタンの設置位置の状況	目視等により確認する。	(略)

10 その他の設備	(1)	乗降場及びスタート台	乗降場の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
			点検用はしご、踊場の取付け並びに劣化及び損傷の状況	取付部を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)
			スタート台及び階段の構造部材の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
			スタート台及び階段の床の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
	(2)	着水部及び水深	(略)	(略)	(略)
			着水部の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)
			(略)	(略)	(略)
			二重吸い込み防止柵の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	(略)
	(3)	点検用歩廊	点検用歩廊の取付け並びに劣化及び損傷の状況	取付部を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)
	(4)	安全柵	安全柵の構造及び寸法の状況	目視等及び採寸により確認する。	(略)

		況		
		安全柵の取付け及び劣化及び損傷の状況	目視等及び触診により取付部を確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)
(5)	運転室	運転室の劣化及び損傷並びに窓及び扉の施錠の状況	目視等により確認する。	(略)
		運転室の設置の状況	目視等により確認する。	(略)
		カーブミラー、モニターテレビ等の破損及び作動の状況	目視等により確認するとともに、作動の状況を確認する。	(略)
(6)	機械室	機械室の劣化及び損傷並びに窓及び扉の機能の状況	目視等により確認する。	(略)
(7)	(略)			
(8)	定員及び使用制限等の表示	定員の表示の状況	目視等により確認する。	(略)
		使用制限の表示の状況	目視等により確認する。	(略)
		運転室の運行管理者、運転者、定期検査報告済証等の表示の状況	目視等により確認する。	(略)
(9)	風速計	発信器の取付け及び作動の状況	目視等により確認する。	(略)

		(略)	(略)	(略)
(10)	非常救出装置	(略)		
		バッテリーの機能の状況	目視等により確認する。	(略)
		移動式の救出用具の設置及び破損の状況	目視等により確認する。	(略)
(11)	装飾物	装飾物の取付けの状況	取付部を目視等により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視等による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	(略)
		装飾物の取付部の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	(略)

別記 (略)

2 その他の建築関係法に基づく主要な告示

【高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく告示】

〔平成18年12月15日国土交通省告示第1481号〕

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の規定に基づく国土交通大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準（抄）

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第1297号による改正
（__の部分）

前文（略）

第1 特定建築物にあっては、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第114号）に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（第3において「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）に適合すること。

第2（略）

一（略）

イ（略）

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

二、三（略）

四（略）

イ、ロ（略）

ハ イに掲げる便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。

五（略）

第3 特定建築物（建築物移動等円滑化誘導基準に適合するものを除く。）又は特定建築物以外の建築物（第2各号に掲げる基準に適合するものを除く。）にあっては、車椅子使用者が到達することができる車椅子使用者用便房を設けること。

〔平成18年12月15日国土交通省告示第1497号〕

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件（抄）

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第1297号による改正
（__の部分）

前文（略）

第1（略）

一 勾配が $\frac{1}{20}$ を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

二、三（略）

第2、第3（略）

第4 令第22条第1項ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、道等から案内設備までの経路が第1第三号に定めるもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が令第22条第2項に定める基準に適合するものである場合とする。

第5 令第22条第2項第二号ロに規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、第1第一号若しくは第二号に定めるもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等とする。

〔令和6年8月6日国土交通省告示第1074号〕

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件

令和7年1月2日以降施行の改正規定

（新規告示：アンダーライン省略）

（令和7年6月1日から施行）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第14

条第1項及び第2項の規定に基づき、不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を次のように定める。

第1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第14条第1項に規定する国土交通大臣が定める配置の基準は、同項の便所（以下「不特定多数利用便所」という。）を特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等（令第5条第一号に規定する公立小学校等及び法第14条第3項の条例で定める特定建築物にあっては、多数の者。以下「不特定多数の者等」という。）が不特定多数利用便所を利用する上で支障がない位置に設けることとする。

第2 令第14条第1項に規定する国土交通大臣が定める階は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの
- 二 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

第3 令第14条第2項に規定する国土交通大臣が定める数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とする。ただし、当該数が令第14条第1項の規定により不特定多数利用便所を設ける階（以下「便所設置階」という。）に設ける不特定多数利用便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあつては、当該不特定多数利用便所の数とする。

- 一 便所設置階の床面積が1万m²を超え、4万m²以下の場合 2
- 二 便所設置階の床面積が4万m²を超える場合 当該床面積に相当する数に $\frac{1}{2万}$ を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

第4 令第14条第2項に規定する車椅子使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

第5 令第14条第2項ただし書に規定する車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合
- 二 令第14条第2項本文の規定により便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合
- 三 次のイ又はロに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合
 - イ 男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が1万m²を超える場合にあつては、第3各号に掲げる

場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

ロ 女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が1万m²を超える場合にあつては、第3各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

四 床面積が1,000m²未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000m²未満の階の床面積の合計に $\frac{1}{1,000}$ を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（1,000m²未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあつては、当該階数に相当する数）に令第14条第2項本文の規定により床面積が1,000m²以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（第一号に規定する施設が同号に規定する位置にある場合にあつては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合

附 則

（施行期日）

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第221号）の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件の廃止）

2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件（平成18年国土交通省告示第1496号）は、廃止する。

〔令和6年8月6日国土交通省告示第1073号〕

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者用部分の基準を定める件

令和7年1月2日以降施行の改正規定

（新規告示：アンダーライン省略）

（令和7年6月1日から施行）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第15条第1項の規定に基づき、車椅子使用者用部分の基準を次のように定める。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第15条第1項に規定する車椅子

使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 幅は、90cm以上とすること。
- 二 奥行きは、135cm以上とすること。
- 三 床は、平らとすること。

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第221号）の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。

〔平成18年12月15日国土交通省告示第1495号〕

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者用浴室等の構造を定める件（抄）

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第1297号による改正（ の部分） **（令和7年6月1日から施行）**

前文（略）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第16条第2項第二号イに規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一（略）
- 二 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

〔令和6年8月6日国土交通省告示第1072号〕

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件

令和7年1月2日以降施行の改正規定

（新規告示：アンダーライン省略）

（令和7年6月1日から施行）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第18条第1項ただし書の規定に基づき、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を次のように定める。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第18条第1項ただし書に規定する車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場（以下「不特定多数利用駐車場」という。）が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（次号において「不特定多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車を乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合
- 二 不特定多数利用機械式駐車場及び当該不特定多数利用機械式駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設ける場合であって、次のイ及びロに掲げる基準に適合する場合
 - イ 当該不特定多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車を乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。
 - ロ 当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該不特定多数利用機械式駐車車を2以上設ける場合にあつては、当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該不特定多数利用駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、令第18条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上であること。
- 三 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この号において「増築等」という。）を行う場合であつて、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を不特定多数利用駐車場に設ける場合
 - イ 当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設ける場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める数
 - (1) 当該増築等に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数（当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この(1)及び(2)において同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に $\frac{2}{100}$ を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
 - (2) 当該増築等に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に $\frac{1}{100}$ を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数
 - ロ 当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設けない場合 1

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第221号）の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。

〔平成18年12月15日国土交通省告示第1494号〕

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビーを定める件（抄）

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第1297号による改正
（ の部分）

前文（略）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第19条第2項第五号リただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合とする。

〔平成18年12月15日国土交通省告示第1493号〕

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定によりエレベーターの籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を定める件（抄）

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第1297号による改正
（ の部分）

前文（略）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第19条第2項第五号リ(2)に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

一～三（略）

〔平成18年12月15日国土交通省告示第1492号〕

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件（抄）

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第1297号による改正
（ の部分）

前文（略）

第1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第19条第2項第六号に規定する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げるものとする。

- 一 車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、籠の定格速度が15m/min以下で、かつ、その床面積が2.25m²以下のものであって、昇降行程が4m以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの
- 二 車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を30m/min以下とし、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

第2 令第19条第2項第六号に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一（略）
 - イ（略）
 - ロ 籠の幅は70cm以上とし、かつ、奥行きは120cm以上とすること。
 - ハ 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。
- 二（略）

〔平成18年12月15日国土交通省告示第1491号〕

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法を定める件
(抄)

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第1297号による改正 (令和7年6月1日から施行)
(〃)の部分

前文 (略)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第21条第2項に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

〔平成18年12月15日国土交通省告示第1490号〕

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により、認定特定建築物等の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを定める件 (抄)

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第1297号による改正 (令和7年6月1日から施行)
(〃)の部分

前文 (略)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(以下「令」という。)第27条に規定する認定特定建築物の建築物特定施設又は認定協定建築物の協定建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定める床面積は、次の各号に掲げる建築物特定施設(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第17条第1項の申請に係る特定建築物(特別特定建築物(令第5条第一号に規定する公立小学校等を除く。以下同じ。)を除く。)にあつては

多数の者が利用するもの(当該申請に係る特別特定建築物にあつては不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの)、法第22条の2第1項の申請に係る協定建築物にあつては協定建築物特定施設であるものに限る。)ごとに、当該各号に定める数値を超える床面積の合計とする。

- 一 (略)
- 二 階段

階段の用途		階段の部分	
		(略)	(略)
(1)	(略)	(略)	(略)
(2)	中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)、高等学校若しくは中等教育学校における生徒用のもの又は物品販売業(物品加工修理業を含む。以下同じ。)を営む店舗で床面積の合計が1,500m ² を超えるもの若しくは劇場等における客用のもの	(略)	(略)
(3)	(略)	(略)	(略)
(4)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)

三～五 (略)

六 劇場等の客席(高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第114号)第9条の2に規定する誘導基準適合車椅子使用者用部分であるものに限る。) 0.50(単位 m²)

〔平成18年12月15日国土交通省告示第1489号〕

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件 (抄)

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第1297号による改正 (令和7年6月1日から施行)
(〃)の部分

前文（略）

第1（略）

- 一 勾配が $\frac{1}{20}$ を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 二、三（略）

第2、第3（略）

第4 建築物移動等円滑化誘導基準第16条ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、道等から案内設備までの経路が第1第三号に定めるもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第22条第2項に定める基準に適合するものである場合とする。

〔平成18年12月15日国土交通省告示第1488号〕

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者の利用上支障がない廊下等の部分を定める件（抄）

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第1297号による改正（令和7年6月1日から施行）
（___の部分）

前文（略）

第1 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）第3条第2項に規定する車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分とする。

第2 建築物移動等円滑化誘導基準第5条ただし書に規定する車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段が車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合とする。

第3 建築物移動等円滑化誘導基準第6条第2項に規定する車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分とする。

第4 建築物移動等円滑化誘導基準第11条第3項に規定する車椅子使用者の利用上支障がないもの

のとして国土交通大臣が定める部分は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる敷地内の通路の部分とする。

〔平成18年12月15日国土交通省告示第1487号〕

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定によりエレベーターの籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を定める件（抄）

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第1297号による改正（令和7年6月1日から施行）
（___の部分）

本則（略）

〔平成18年12月15日国土交通省告示第1485号〕

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件（抄）

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第1297号による改正（令和7年6月1日から施行）
（___の部分）

前文（略）

第1（略）

- 一 車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、籠の定格速度が15m/min以下で、かつ、その床面積が2.25m²以下のものであって、昇降行程が4m以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの

二 車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、階段の定格速度を30m/min以下とし、かつ、2枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

第2 建築物移動等円滑化誘導基準第8条に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- イ (略)
- ロ 籠の幅は70cm以上とし、かつ、奥行きは120cm以上とすること。
- ハ 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。
- 二 (略)

〔令和6年11月21日国土交通省告示第1294号〕

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者が車椅子使用者用便房を円滑に利用することができる場合を定める件

令和7年1月2日以降施行の改正規定

(新規告示：アンダーライン省略)

(令和7年6月1日から施行)

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第114号)第9条第1項第一号ただし書の規定に基づき、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を円滑に利用することができる場合を次のように定める。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第9条第1項第一号ただし書に規定する車椅子使用者が車椅子使用者用便房を円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 車椅子使用者用便房を1以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)設ける便所が多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合
- 二 次のイ又はロに掲げる多数の者が利用する便所の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合
 - イ 男子用の便房のみを設ける多数の者が利用する便所 当該多数の者が利用する便所内に男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合又は男子用の車椅子使用者用便房を1以

上設ける便所が当該多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合

ロ 女子用の便房のみを設ける多数の者が利用する便所 当該多数の者が利用する便所内に女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合又は女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける便所が当該多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合

附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行する。

〔令和6年11月21日国土交通省告示第1295号〕

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により誘導基準適合車椅子使用者用部分の基準を定める件

令和7年1月2日以降施行の改正規定

(新規告示：アンダーライン省略)

(令和7年6月1日から施行)

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第114号)第9条の2第1項の規定に基づき、誘導基準適合車椅子使用者用部分の基準を次のように定める。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第9条の2第1項に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 幅は、90cm以上とすること。
- 二 奥行きは、135cm以上とすること。
- 三 床は、平らとすること。
- 四 車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とすること。
- 五 同伴者用の座席又はスペースを当該誘導基準適合車椅子使用者用部分に隣接して設けること。

附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行する。

〔平成18年12月15日国土交通省告示第1484号〕

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者用浴室等の構造を定める件（抄）**令和7年1月2日以降施行の改正規定**

改正 令和6年国土交通省告示第1297号による改正

（令和7年6月1日から施行）

（___の部分）

前文（略）

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第10条第2項第三号イに規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一（略）
- 二 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

〔令和6年11月21日国土交通省告示第1296号〕

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件**令和7年1月2日以降施行の改正規定**

（新規告示：アンダーライン省略）

（令和7年6月1日から施行）

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第114号）第12条ただし書の規定に基づき、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を次のように定める。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第12条ただし書に規定する車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

〔令和7年1月2日以降施行の改正規定〕

- 一 多数の者が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（次号において「多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合
- 二 多数利用機械式駐車場及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であって、次のイ及びロに掲げる基準に適合する場合
 - イ 当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。
 - ロ 当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該多数利用機械式駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このロにおいて同じ。）及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）の合計数に $\frac{2}{100}$ を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上であること。

附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行する。

【建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく告示】

〔平成18年1月25日国土交通省告示第184号〕

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（抄）

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第1012号による改正（ の部分） （令和7年4月1日から施行）

前文（略）

本則（略）

附 則（略）

（別添）

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

第1（略）

（略）

一 木造の建築物等については、各階の張り間方向及び桁行方向の構造耐震指標を次のイからハまでに定めるところによりそれぞれ求め、別表第1により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価すること。ただし、この安全性を評価する際には、実地調査等により建築物の部材等の劣化状況を適切に考慮するものとする。

イ（略）

ロ イに定める建築物の各階の張り間方向又は桁行方向の P_d は、次の式によって得られる数値とする。ただし、建築物の各階の保有水平耐力（令第82条の3に規定する各階の水平力に対する耐力をいう。以下同じ。）及び靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出による数値とする。

$$P_d = (P_w + P_e) E$$

この式において、 P_d 、 P_w 、 P_e 及び E は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P_d （略）

P_w 各階の張り間方向又は桁行方向につき、壁等の強さに基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法による低減係数を乗じた数値（単位 kN）。ただし、壁等の強さは、各階の張り間方向又は桁行方向につき、昭和56年建設省告示第1100号（以下「告示第1100号」という。）第2各号に定める軸組の倍率の数値に1.96を乗じた数値（別表第2の軸組の種類欄に掲げる軸組にあっては、それぞれ同表の倍率の欄に掲げる数値とする。）（以下「壁強さ倍率」という。）

に当該軸組の長さ（単位 m）を乗じた数値とし、基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法による低減係数は、最上階及び地階を除く階数が1の建築物にあっては別表第3-1、地階を除く階数が2の建築物の1階並びに地階を除く階数が3の建築物の1階及び2階にあっては別表第3-2の壁強さ倍率、基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法に応じて、これらの表の低減係数の欄に掲げる数値とする。

P_e （略）

E （略）

ハ（略）

二～四（略）

第2（略）

別表第1（略）

別表第2

	軸組の種類	倍率
(1)	(略)	
(6)		
(7)	柱及び間柱並びにはり、 <u>桁</u> 、土台その他の横架材の片面に窯業系サイディングをくぎ又はねじ（JIS A5508（くぎ）-1992に適合するGNF40、GNC40その他これらと同等以上の品質を有するくぎ、WSN（JIS B1112（十字穴付き木ねじ）-1995に適合する十字穴付き木ねじ）であって、呼び径及び長さが、それぞれ3.8mm及び32mm以上のもの又はこれと同等以上の品質を有するねじをいう。以下この表において同じ。）又はDTSN（JIS B1125（ドリリングタッピンねじ）-2003に適合するドリリングタッピンねじ）であって、頭部の形状による種類、呼び径及び長さが、それぞれトランベット、4.2mm及び30mm以上のもの又はこれと同等以上の品質を有するねじをいう。以下この表において同じ。）に限る。）で打ち付けた壁（くぎの間隔が20cm以下のものに限る。）を設けた軸組	1.7
(8)	厚さ1.5cm以上で幅4.5cm以上の木材を50cm以下の間隔で柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材にくぎ（JIS A5508（くぎ）-1992に適合するN50、NZ50又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた胴縁に、窯業系サイディングをくぎ又はねじ（IS A5508（くぎ）-1992に適合するGNF40、GNC40その他これらと同等以上の品質を有するくぎ、WSN又はDTSNに限る。）で打ち付けた壁（くぎの間隔が20cm以下のものに限る。）を設けた軸組	1.7
	柱及び間柱の片面にせっこうボード（JIS A6901（せっこうボード製	

(9)	品)-1994に適合するせっこうボードで厚さが12mm以上のものに限る。以下この表において同じ。)をくぎ又はねじ(JIS A5508(くぎ)-1992に適合するGNF40、GNC40その他これらと同等以上の品質を有するくぎ、WSN又はDTSNに限る。)で打ち付けた壁(垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が20cm以下のものに限る。)を設けた軸組	1.2
(10)	厚さ1.5cm以上で幅4.5cmの木材を31cm以下の間隔で柱及び間柱にくぎ(JIS A5508(くぎ)-1992に適合するN50、NZ50又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた胴縁に、せっこうボードをくぎ又はねじ(JIS A5508(くぎ)-1992に適合するGNF40、GNC40その他これらと同等以上の品質を有するくぎ、WSN又はDTSNに限る。)で打ち付けた壁(垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が20cm以下のものに限る。)を設けた軸組	1.2
(11)	厚さ3cm以上で幅4cm以上の木材を用いて柱及び間柱にくぎ(JIS A5508(くぎ)-1992に適合するN75、NZ75又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた受材(くぎの間隔が30cm以下のものに限る。)及び間柱、胴つなぎその他これらに類するものに、せっこうボードをくぎ又はねじ(JIS A5508(くぎ)-1992に適合するGNF40、GNC40その他これらと同等以上の品質を有するくぎ、WSN又はDTSNに限る。)で打ち付けた壁(垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が20cm以下のものに限る。)を設けた軸組	1.3
(12)	構造用合板(構造用合板の日本農林規格(昭和51年農林水産省告示第894号)に規定するもの(屋外に面する壁又は常時湿潤の状態となるおそれのある壁に用いる場合は特類に限る。)で厚さが7.5mm以上のものに限る。)を柱及び間柱にくぎ(JIS A5508(くぎ)-1992に適合するN50、NZ50又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた壁(垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が20cm以下のものに限る。)を設けた軸組	2.5
(13)	化粧合板で厚さが5.5mm以上のものを柱及び間柱にくぎ(JIS A5508(くぎ)-1992に適合するN38、NZ38又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた壁(垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が20cm以下のものに限る。)を設けた軸組	1.4
(14)	厚さ3cm以上で幅4cm以上の木材を用いて柱及び間柱にくぎ(JIS A5508(くぎ)-1992に適合するN75、NZ75又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた受材(くぎの間隔が30cm以下のものに限る。)及び間柱、胴つなぎその他これらに類するものに、化粧合板で厚さが5.5mm以上のものをくぎ(JIS A5508(くぎ)-1992に適合するN38、NZ38又はこれらと同等以上の	1.0

	品質を有するものに限る。)で打ち付けた壁(垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が20cm以下のものに限る。)を設けた軸組	
(15)	告示第1100号別表第1(イ)欄に掲げる壁若しくは筋かい又は(1)から(14)までに掲げる壁若しくは筋かいを併用した軸組	併用する軸組の告示第1100号別表第1(ろ)欄に掲げる数値に1.96を乗じた数値又は(1)から(14)までの倍率の欄に掲げる数値の和(当該数値の和が13.72を超える場合は13.72)

別表第3-1、別表第3-2 (略)

別表第4

(略)
この表における壁量充足率の算定方法については、告示第1100号第4第一号及び第二号の規定を準用する。この場合においては、同告示第4第一号中「第2各号に定める当該軸組の倍率の数値」とあるのは「告示第1100号第2各号に定める当該軸組の倍率の数値に1.96を乗じたもの又は別表第2の数値」と、「側端部分の単位面積当たりの必要壁量」とあるのは「側端部分における別表第5の数値」と、それぞれ読み替えるものとする。

別表第5～別表第9 (略)

【住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく主要な告示】

〔平成13年8月14日国土交通省告示第1346号〕

日本住宅性能表示基準（抄）

(略)
(略)

別表2-2 (略)

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年消費者庁・国土交通省告示第2号による改正 (令和7年4月1日から施行)
(〃 の部分)

前文 (略)

第1～第5 (略)

別表1 (略)

別表2-1 (既存住宅に係る表示すべき事項等)

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)	
	表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字	
(略)						
個別に関する事	(略)					
	5	(略)				
	温熱環境・エネルギー消費量に関する事	5-2 一次エネルギー消費量等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、3、4、5又は6)による。この場合においては、地域の区分を併せて明示する。等級1によるときはその理由を併せて明示する。また、等級6にあつては、床面積当たりの一次エネルギー消費量(単位をMJ/(m ² ・年)とする。)を併せて明示することができる。	一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
				(略)	等級3	一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量の一定程度の削減のための対策が講じられている
(略)						

【長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく主要な告示】

〔平成21年2月24日国土交通省告示第209号〕

長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準
(抄)

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第1001号による改正
(〃 の部分)

(令和7年4月1日から施行)

前文 (略)

第1、第2 (略)

第3 長期使用構造等とするための措置

(略)

1. (略)

2. 耐震性

(1) (略)

(2) 新築基準

次の①から④までのいずれかに定めるところにより、基準に適合すること。

①、② (略)

③ 評価方法基準第5の1の1-1(3)ハからチまでによる場合
(略)

〔旧④削除〕

④ 評価方法基準第5の1の1-3による場合
(略)

(3)、(4) (略)

3.～6. (略)

第4 (略)

【建築士法に基づく主要な告示】

〔平成20年9月2日国土交通省告示第1033号〕

建築士法施行規則第1条の2第1項第七号の国土交通大臣が定める実務を定める件 (抄)

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第975号による改正
(〃 の部分)

(令和7年4月1日から施行)

前文 (略)

第1 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第14条第1項の規定により同項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が行う同法第11条第1項及び第2項並びに同法第12条第2項及び第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務

ハ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第17条第1項の規定により同項に規定する登録建築物エネルギー消費性能評価機関が行う特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価の業務

ニ、ホ (略)

二～九 (略)

2～4 (略)

【建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく主要な告示】

〔平成28年11月30日国土交通省告示第1376号〕

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2項第3号の規定に基づき居住者以外の者が主として利用していると認められるものを定める件（抄）

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第975号による改正
（ の部分）（令和7年4月1日から施行）

前文（略）

1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第2項第3号の居住者以外の者が主として利用していると認められるものとして国土交通大臣が定める建築物の部分（次項において「特定共用部分」という。）は、次に掲げる要件を満たす部分とする。

一、二（略）

2（略）

〔平成28年11月30日国土交通省告示第1377号〕

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条第1項第二号の規定に基づき壁を有しないことその他の高い開放性を有するものを定める件（抄）

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第975号による改正
（ の部分）（令和7年4月1日から施行）

前文（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項第二号の壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定める用途は、当該用途に供する建築物の構造が次のいずれかの要件を満たす用途とする。

- 一（略）
- 二 内部に間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）を有しない階又はその一部であって常時外気に開放された開口部を有するものうち、当該開口部の面積の合計の割合が当該階又はその一部の床面積の $\frac{1}{20}$ 以上である部分のみで構成されていること。

〔平成28年2月1日国土交通省告示第272号〕

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令の規定により認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものを定める件（抄）

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年国土交通省告示第975号による改正
（ の部分）（令和7年4月1日から施行）

前文（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第7条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の国土交通大臣が定める床面積は、次の各号に掲げる設備を設ける部分の床面積の合計とする。

一～七（略）

【都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく主要な告示】

経済産業省
〔平成24年12月4日国土交通省告示第119号〕
国土交通省
環境省

建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（抄）

令和7年1月2日以降施行の改正規定

改正 令和6年経済産業省・国土交通省・環境省告示第3号による改正

（__の部分）

（令和7年4月1日から施行）

前文（略）

I.（略）

第1 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第一号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物（以下「非住宅建築物」という。）基準省令第10条第一号に規定する基準に適合するものとし、同号ロ(1)の非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量並びに同号ロ(1)の非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量の算出については、基準省令第11条及び第12条の規定によること。

第2 一戸建ての住宅（単位住戸（住宅部分（基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）の一の住戸をいう。）の数が1である住宅をいう。以下同じ。）基準省令第10条第二号に規定する基準に適合するものとし、同号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量及び誘導基準一次エネルギー消費量の算出については、基準省令第13条及び第14条の規定によること。

第3、第4（略）

II.（略）

令和7年版
基本建築関係法令集〔告示編〕
令和7年1月2日以降施行の改正規定

令和7年1月30日

編集 国土交通省住宅局建築指導課
建築技術者試験研究会

発行 株式会社井上書院

〒113-0034
東京都文京区湯島2-17-15 斎藤ビル4階
電話 03(5689)5481 FAX 03(5689)5483
<https://www.inoueshoin.co.jp/>

禁無断転載